

令和5年9月天栄村議会定例会会議録目次

第1号（9月12日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
例月出納検査の結果	5
村長行政報告	5
一般質問	15
大須賀 溪 仁 君	15
大 浦 トキ子 君	23
小 山 克 彦 君	25
報告第1号の上程、説明、報告	35
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
議案第9号～議案第22号の一括上程、説明	50
延会の宣告	54

第2号（9月13日）

議事日程	5 5
本日の会議に付した事件	5 5
出席議員	5 5
欠席議員	5 5
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 6
職務のため出席した者の職氏名	5 6
開議の宣告	5 7
議事日程の報告	5 7
議案第 9 号～議案第 2 2 号の一括上程、説明	5 7
延会の宣告	9 1

第 3 号 (9月14日)

議事日程	9 3
本日の会議に付した事件	9 3
出席議員	9 3
欠席議員	9 3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 4
職務のため出席した者の職氏名	9 4
開議の宣告	9 5
議事日程の報告	9 5
議案第 9 号～議案第 2 2 号の説明	9 5
議案第 9 号の質疑、討論、採決	1 1 4
議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	1 2 8
議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	1 2 9
議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	1 2 9
議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	1 3 0
議案第 1 4 号の質疑、討論、採決	1 3 0
議案第 1 5 号の質疑、討論、採決	1 3 1
議案第 1 6 号の質疑、討論、採決	1 3 1
議案第 1 7 号の質疑、討論、採決	1 3 2
議案第 1 8 号の質疑、討論、採決	1 3 2
議案第 1 9 号の質疑、討論、採決	1 3 3
議案第 2 0 号の質疑、討論、採決	1 3 4

議案第21号の質疑、討論、採決	134
議案第22号の質疑、討論、採決	135
散会の宣告	135

第4号 (9月15日)

議事日程	137
本日の会議に付した事件	137
出席議員	137
欠席議員	137
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	138
職務のため出席した者の職氏名	138
開議の宣告	139
議事日程の報告	139
動議	139
委員会審議結果報告	139
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	140
議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	157
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	159
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	161
議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	162
議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	163
議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	164
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	165
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	166
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	167
議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	169
議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	170
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	171
各委員会閉会中の継続審査申出	173
招集者挨拶	175
閉会の宣告	176

9 月 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和5年9月天栄村議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年9月12日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 例月出納検査の結果
- 日程第 5 村長行政報告
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 報告第 1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について
- 日程第 8 議案第 1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第 3号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 4号 天栄村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 5号 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 6号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 7号 天栄村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第 8号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第 9号 令和4年度天栄村一般会計決算認定について
- 日程第17 議案第10号 令和4年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第18 議案第11号 令和4年度牧本財産区特別会計決算認定について
- 日程第19 議案第12号 令和4年度大里財産区特別会計決算認定について
- 日程第20 議案第13号 令和4年度湯本財産区特別会計決算認定について
- 日程第21 議案第14号 令和4年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について

- 日程第22 議案第15号 令和4年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について
- 日程第23 議案第16号 令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第24 議案第17号 令和4年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について
- 日程第25 議案第18号 令和4年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について
- 日程第26 議案第19号 令和4年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について
- 日程第27 議案第20号 令和4年度天栄村介護保険特別会計決算認定について
- 日程第28 議案第21号 令和4年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第29 議案第22号 令和4年度天栄村水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	北	畠	正	君	2番	円	谷	要	君
3番	大	浦	ト	キ子	君	4番	小	山	克彦
5番	廣	瀬	和	吉	君	6番	揚	妻	一男
7番	渡	部	勉	君	9番	大	須	賀	溪仁
10番	服	部	晃	君					

欠席議員（1名）

8番 熊田喜八君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添	田	勝	幸	君	副村長	揚	妻	浩	之	君
教育長	長	場	壮	夫	君	参事兼 総務課長	小	山	富	美	夫
参事兼 企画政策 課長兼会 計管理者	熊	田	典	子	君	税務課長	塚	目	弘	昭	君
参事兼 住民課長	内	山	晴	路	君	健康福祉 課長	森		和	昭	君
産業課長	芳	賀	信	弘	君	建設課長	櫻	井	幸	治	君

湯支所本長 星 裕 治 君 教育課長 関 根 文 則 君
生涯学習課 黒 澤 伸 一 君 代表監査員 猪 越 喜 久 雄 君

職務のため出席した者の職氏名

議 会 北 畠 さ つ き 書 記 小 針 陽 平
事 務 局 長
書 記 渡 邊 久 美

◎開会の宣告

○議長（服部 晃君） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、令和5年9月天栄村議会定例会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和5年9月天栄村議会定例会は成立いたしました。

8番、熊田喜八君より病気療養中のため欠席の届出がありました。

ただいまから令和5年9月天栄村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告申し上げます。

本定例会の説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（服部 晃君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

9番 大須賀 溪 仁 君

1番 北 畠 正 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（服部 晃君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、円谷要君。

[議会運営委員会委員長 円谷 要君登壇]

○議会運営委員会委員長（円谷 要君） おはようございます。

会期の報告。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る9月5日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和5年9月天栄村議会定例会の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は9月12日より19日までの8日間と決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、円谷要。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、円谷要君から報告がありましたとおり、本日より9月19日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月19日までの8日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（服部 晃君） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎例月出納検査の結果

○議長（服部 晃君） 日程第4、例月出納検査の結果について。

これらについても、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎村長行政報告

○議長（服部 晃君） 日程第5、村長行政報告。

村長より令和5年9月定例会における行政報告の申出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、令和5年9月天栄村議会定例会が招集となりましたところ、議員の皆様方には、公私ともにお忙しい中ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの村長選挙において、村民の皆様のご支援をいただき、4期目の当選をさせていただきます。引き続き村政を担わせていただくことに対し、改めてその職責の重さを痛感しております。

これまでの3期12年を振り返ってみますと、1000年に一度と言われる未曾有の東日本大震災と東京電力福島第一原発事故による原子力災害からの復旧復興の取組、また、これらの災害の経験を基に本村の防災機能の強化を図ってまいりましたが、今後も鋭意努力し、災害に強い村づくりに邁進してまいります。

さらに、世界的に流行した新型コロナウイルス感染症においては、村民の安全確保を最優先に、スムーズなワクチン接種や感染症の拡大防止対策の推進、また、感染拡大の影響を受けた村民の生活や事業者の支援対策に、村民の皆様のご理解とご協力をいただきながら全力で取り組んでまいりました。

このように甚大で経験をしたことのない災害、被害に遭遇しながらも、村長として3期12年を務めることができましたのも、議員各位や村民の皆様のご理解とご支援のたまものと改めて感謝申し上げます。

4期目のスタートに当たり、もう一度村長としての原点に立ち返り、子どもたちが夢を、若者が希望を、高齢者が生きがいを持てる村づくりを根幹に、さらに村民が主役となり、誰ひとり取り残されることなく、未来に続く元気で豊かな村づくりを目指し、少子化・人口減少対策、防災・減災対策、教育・福祉の充実、過疎地域対策、行財政改革など、直面する課題に全身全霊で取り組む決意であります。

どうぞ、議員各位におかれましては、今後も更なるご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会におきましては、報告1件、議案35件を提案し、ご審議いただくわけですが、議案の説明に先立ち、6月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症につきましては、夏休みやお盆など活発な人流によって感染が拡大傾向にありますので、引き続き村民の皆様に対して感染防止対策の情報提供に努めてまいります。

ワクチン接種につきましては、令和5年春開始接種として5月20日より、初回接種を完了している65歳以上の方、基礎疾患のある方及び医療従事者の方を対象に、集団接種及び医療機関での個別接種を8月末まで実施した結果、1,539名の方が接種を受けられました。また、秋開始接種として9月20日以降、生後6か月以上の全ての方を対象にXBB対応ワクチンの接種が行われることとなっており、接種開始に向けて準備を進めてまいります。

次に、消防防災関係につきましては、7月4日に大里北部丸山地区において、住民参加に

よる「地区防災計画」策定に係るワークショップを開催いたしました。地区内における避難経路や危険箇所の確認、避難行動要支援者の対応等について話し合い、地域の実情に即した計画の策定を進めております。

また、7月9日に村総合農村運動広場駐車場において、団員の消防技術の向上を目的として、須賀川消防署長沼分署、湯本分遣所等の協力の下、村消防団基礎訓練が実施されました。

8月4日には、大雨や台風による災害に備え、職員の避難所設営訓練を行いました。

今後も、災害時に円滑な対応が図れるよう各種訓練を実施してまいります。

次に、7月9日に東京グリーンパレスにおいて、議員の皆様方にもご臨席をいただき、第43回関東天栄ふるさと会総会が4年ぶりに盛大に開催されました。須賀川市岩瀬地区出身の落語家の桂幸丸師匠による特別講演や本村出身の演歌歌手星祐子さんの歌披露、お楽しみ抽選会など大いに盛り上がりを見せ、会員の皆さんとの交流を深めました。

次に、地方創生事業につきましては、6月21日に「令和5年度天栄村地方創生総合戦略有識者会議」を開催し、地方創生総合戦略関連事業の実施状況等について意見交換を行いました。いただいた意見を踏まえ、今後も着実な地方創生施策の取組を進めてまいります。

また、7月23日に東京交通会館において開催された「東北移住・つながり大相談会」に本村も出展し、10組の方に村の紹介や情報提供を行いました。今後も積極的に移住相談会に出展し、村のPRや移住の促進に努めてまいります。

次に、持続的発展目標SDGsに関する事業につきましては、6月16日に各種団体と村管理職を対象とした「SDGs研修会」を開催し、基礎知識や自治体における取組について学びました。

また、村全体でSDGsの推進を図るため、天栄村SDGs宣言パートナー制度を8月から開始いたしました。8月7日にははてんえいSDGsパートナー認定証交付式を行い、パートナー第1号となった株式会社コンビボックスへ認定証を交付いたしました。今後も、村とともにSDGsの普及啓発や達成に向けた取組を進める企業、団体を積極的に募集し、村全体でSDGsの目標達成を目指してまいります。

次に、村民の健康づくり関係につきましては、6月に住民総合健診を予約制で実施し、627名が受診いたしました。7月には乳がん、子宮頸がん集団検診を実施し、延べ230名が受診いたしました。受診者数についてはコロナ禍前の状況まで回復しており、今後も集団健診未受診者に対し施設健診の受診を勧め、受診率向上に努めてまいります。

また、総合健診の結果につきましては8月上旬に送付し、保健指導対象者へは直接健診結果の説明を行い、特定保健指導の勧奨や要精密検査等への早期受診、早期治療を勧めております。

次に、妊娠から出産期に係る母子への支援として、妊娠後期の妊婦の方には保健師の訪問

による保健指導及び育児用品の提供を行うなど、出産に向けた不安の解消に努めております。出産後においても保健師による母子訪問を実施し、母親の健康支援や育児不安の解消に努めており、希望する世帯には、福島県助産師会等の産後ケア事業やヘルパー派遣事業などの情報を提供し利用を勧めております。

次に、高齢者福祉関係につきましては、9月16日に「令和5年度敬老会」を4年ぶりに開催することとしております。議員の皆様方におかれましても、ぜひご臨席を賜り、高齢者の皆様の健康と長寿をお祝いいただきますようお願いいたします。

また、8月4日に独り暮らし高齢者等に対する配食サービスを実施し、33世帯43名にお弁当を配付しながら健康状態の確認や熱中症予防の声かけなどを実施いたしました。

次に、児童福祉関係につきましては、8月1日に「村要保護児童対策地域協議会」を開催いたしました。児童相談所や警察署、各小・中学校等の代表者の方々に参加いただき、子育て支援や相談体制の確認、個別ケースへの対応などについて意見交換等を行いました。今後も関係機関と連携を図りながら、要保護児童等への適切な支援を図ってまいります。

次に、原油価格や物価の高騰による生活困窮世帯の生活支援として、令和5年度の住民税が非課税の世帯に対し1世帯当たり3万円を支給する「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」につきましては、7月より支給を開始しており、9月末まで申請を受け付けることとしております。

次に、マイナンバーカード交付事業につきましては、引き続き交付・申請の休日窓口を開設し、普及・利用の推進を図っております。なお、本村における令和5年7月末日のマイナンバーカード交付率は80.4%となっております。

次に、環境行政につきましては、2050年カーボンニュートラル実現に向けて県で実施している「ふくしまゼロカーボン宣言事業」に本村も参加し、二酸化炭素排出量削減に向けた節電や節水等の地球温暖化対策の推進と環境配慮意識の醸成を図ってまいります。

また、8月25日に環境美化コンクールの審査を実施し、花いっぱい運動部門では6地区、施設部門では4地区を最優秀等に決定いたしました。

次に、本年度の主要4税目の課税状況につきましては、対前年比で個人住民税が0.7%増の1億9,191万4,000円、固定資産税が0.2%増の4億3,847万2,000円、軽自動車税が0.8%増の2,213万5,000円、国民健康保険税が7.2%減の1億116万4,000円となっております。

次に、国土調査につきましては、新規地区である大里第30地区の一筆地調査を10月中旬に着手できる見込みとなり、継続調査の大里第29地区については、現在、一筆地測量を実施しております。

次に、農業関係につきましては、7月以降、好天が続き、本県の水稲の作況は7月31日時点で103の「やや良」とされました。今後、生育状況を注視しつつ、県やJAと連携を図り、

刈取り適期など各種情報の提供に努めてまいります。

令和5年産米における本村の主食用米の作付面積は698ヘクタールで、生産数量の目安を40ヘクタール超過する見込みであります。

園芸作物につきましては、須賀川・岩瀬地区の主力品目であるキュウリ、ナス等の本格出荷を迎える6月下旬から7月にかけて、東京及び京都の卸売市場において、管内の市町村長及びJA夢みなみ役員等によるトップセールスを実施し、良食味な農産物と産地をPRいたしました。

山村開発センターのトイレ老朽化に伴う改修工事につきましては、7月に着手し、早期完成を目指し進めております。

道の駅季の里天栄の状況につきましては、5月のオープン以降、8月上旬に来場者が10万人を達成し、売上げも以前の2倍を超える状況が続いており、生産者から喜びの声が寄せられております。今後、ふるさと公園整備の早期完了に向け取り組み、さらに多くのお客様にお越しいただけるよう努めてまいります。

次に、林業関係につきましては、牧之内大徳坊地区及び大里小井田輪地区の森林再生事業に係る年度別事業実施計画の策定に着手いたしました。

鳥獣被害防止対策につきましては、わなによる捕獲や電気柵の設置を継続して進めており、8月末までの捕獲数は、イノシシ43頭、ニホンジカ54頭、ツキノワグマ20頭、ハクビシン24匹、アメリカンミンク1匹、アライグマ2匹となっております。本年はアメリカンミンクやアライグマなど特定外来生物が目撃されているほか、ニホンジカの捕獲数も増加傾向にあることから、村鳥獣被害対策実施隊と連携を図り被害防止対策に努めてまいります。

次に、商工観光関係につきましては、7月22日に、14回目となる「なつの天栄羽鳥湖高原ウオーク」を開催いたしました。晴天の中、村内外から約900人が参加し、待ちに待った羽鳥湖高原でウォーキングを楽しんでいただきました。

また、7月17日に、プレミアム率20%のてんえい商品券を販売いたしました。10月には第2弾の販売も計画しており、コロナ禍や物価高騰の影響を受けている村内事業者の支援に努めてまいります。

次に、社会資本整備総合交付金事業の村道南1号線道路改良工事につきましては、8月25日に入札を実施いたしました。本件工事請負契約の締結につきましては、地方自治法などの規定により、本定例会においてご審議いただくこととしております。

次に、繰越事業である緊急自然災害防止対策事業の林道一本樹線道路改良工事、道路メンテナンス事業の不動橋橋梁補修工事につきましては、いずれも7月に完了いたしました。

次に、上水道事業につきましては、石綿セメント管更新事業配水管布設替工事を7月に着手し、早期完了を目指し進めております。

次に、学校教育関係につきましては、8月25日から各幼・小・中学校で2学期が始まり、子どもたちも元気よく登校し、新学期がスタートいたしました。熱中症対策などを図り、学校行事の安全な実施に努めてまいります。

6月27日に、幼・小・中学校合同引渡し訓練を村内全ての園・学校を対象に実施し、緊急時における避難や引渡しの仕方を確認いたしました。また、午後からは一斉オンライン授業を実施し、臨時休校の際も児童・生徒が各家庭で学習できる環境の確認を行いました。

小学校におきましては、本年度から各小学校が合同学習を様々な行事で実施しており、6月には全校の4年生全員でブリティッシュヒルズでの異文化体験授業、7月には全児童で羽鳥湖高原での森林環境学習を行い、さらには、広戸・大里・牧本小学校の3校で矢吹町温水プールにおいて合同水泳授業を実施いたしました。今後も各小学校の交流を図り、連携して子どもたちの育成に努めてまいります。

中学校におきましては、昨年度に引き続き、民間塾を活用した補充学習を実施いたしました。この学習では、高校受験を控える中学3年生を対象に、英語及び数学に特化して、7月中の放課後や夏休み期間中の8日間、民間塾の講師による授業を実施いたしました。

次に、子どもたちの活躍につきましては、広戸小学校1年生の児童が、「東北青少年音楽コンクール福島地区大会リトルピアニスト部門」において優秀賞を受賞し、8月に仙台市で行われた「東北青少年音楽コンクール本選会リトルピアニスト優秀者記念演奏会」に参加いたしました。

また、天栄中学校のサッカー部が6月に行われました県中地区中体連総合大会において準優勝し、7月に行われた県大会ではベスト8まで進出いたしました。

テニス部においては、7月に行われた福島県中学生テニス選手権大会において、女子ダブルスで4位に入賞し、東北大会ではベスト8まで進出いたしました。

吹奏楽部においては、7月に行われた「県吹奏楽コンクール県南支部大会（中学校小編成の部）」で銀賞を受賞し、県大会へ出場することができました。

8月30日に開催された岩瀬地区英語弁論大会では、創作の部で第1位となり県大会の出場権を獲得するなど、すばらしい成績を残しました。

次に、幼稚園につきましては、7月14日に天栄幼稚園において年長児が保護者と参加した夕涼み会を実施するなど、家庭と園の連携に努めております。

次に、生涯学習につきましては、ふるさと学び教室を6月に3回開催し、各小学校の6年生が村内の県・村指定文化財を見学いたしました。当日は、村文化財保護審議会委員の方々から説明をいただきながら史跡を回るとともに、ふるさと文化伝承館やノーザンファーム天栄などの見学を行い、愛村心を育むふるさと教育の実践に努めました。

次に、7月8日には早稲田大学国際教養学部の大学生を天栄中学校に招き、つなぐ英語教

育推進事業を実施いたしました。この事業は、大学生が各クラスに分かれて授業を行い、「世界を旅する。」をテーマにゲームやグループワークを行い、最後に村の魅力を英語で発表いたしました。生徒たちは大学生と積極的に英語で交流を図り、英語で話す面白さや国際的な視野を持つことの大切さを学ぶことができました。

また、7月21日から8月24日の夏休み期間における子どもたちの安全な居場所として、てんえい子ども教室を開設いたしました。牧本小学校21名、大里小学校22名の児童が参加し、牧本小学校と大里小学校を会場に読書や工作、自由研究などの活動を行い、安全管理員及び活動指導員の下、安全安心に過ごすことができました。

8月15日には、生涯学習センターにおいて「令和5年度二十歳の集い・十歳の集い」を、村議会議員の皆様をはじめ、関係各位にご臨席をいただき挙行いたしました。昨年までは、新型コロナウイルスの影響により規模を縮小して開催しておりましたが、本年は4年ぶりに二十歳の41名、10歳の41名が一堂に会して、それぞれの新たな門出を祝うことができました。二十歳の参加者は10歳のお手本となり、10歳児童は自らの10年後の未来にそれぞれ思いをはせるなど、互いにエールを送り合っていました。

湯本公民館では、健康長寿のための減塩や発酵料理を学ぶアンチエイジング講座や湯本の歴史や自然に触れ合う講座などを実施いたしました。また、農村交流施設において、えんがわ喫茶、eスポーツ体験教室、ペットボトル灯籠づくり教室などを開催し、地域交流の促進に努めております。

続きまして、本定例会に提案いたしました報告1件、議案35件の大要についてご説明申し上げます。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、委員1名の任期が11月24日をもって満了となることから、委員を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員1名の任期が11月24日をもって満了となることから、委員を選任するに当たり、地方税法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

議案第3号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第4号 天栄村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例、議案第5号 天栄村

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第6号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令等の整備等に関する省令により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第7号 天栄村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第8号 工事請負契約の締結につきましては、村道南1号線工事請負契約の締結について、地方自治法などの規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号 令和4年度天栄村一般会計決算認定から議案第22号 令和4年度天栄村水道事業会計決算認定までの14議案につきましては、一般会計及び12の特別会計並びに水道事業会計の決算認定をお願いするものであります。

令和4年度決算の概要であります。一般会計につきましては、歳入総額は55億9,203万1,479円、歳出総額は53億877万4,455円、歳入から歳出を差し引いた形式収支は2億8,325万7,024円、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源8,258万円を差し引いた実質収支は2億67万7,024円であります。

国民健康保険特別会計につきましては、事業勘定におきまして、歳入総額は6億7,243万1,126円、歳出総額は6億4,591万1,000円、形式収支、実質収支はともに2,652万126円であります。

診療施設勘定においては、歳入総額は6,624万4,181円、歳出総額は4,588万5,532円、形式収支、実質収支はともに2,035万8,649円であります。

牧本財産区特別会計につきましては、歳入総額は100万5,181円、歳出総額は46万9,385円、形式収支、実質収支はともに53万5,796円であります。

大里財産区特別会計につきましては、歳入総額は26万6,941円、歳出総額は19万1,193円、形式収支、実質収支はともに7万5,748円であります。

湯本財産区特別会計につきましては、歳入総額は43万3,900円、歳出総額は41万8,318円、形式収支、実質収支はともに1万5,582円であります。

工業用地取得造成事業特別会計につきましては、歳入総額は4,575万1,035円、歳出総額は4,236万9,119円、形式収支、実質収支はともに338万1,916円であります。

大山地区排水処理施設事業特別会計につきましては、歳入総額は1,318万5,129円、歳出総額は1,018万4,616円、形式収支、実質収支はともに300万513円であります。

農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入総額は2億4,547万5,835円、歳出総額は2億3,689万7,208円、歳入から歳出を差し引いた形式収支は857万8,627円、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源5万円を差し引いた実質収支は852万8,627円であります。

二岐専用水道特別会計につきましては、歳入総額は292万8,726円、歳出総額は123万2,305円、形式収支、実質収支はともに169万6,421円であります。

簡易水道事業特別会計につきましては、歳入総額は4,105万5,149円、歳出総額は3,768万2,832円、形式収支、実質収支はともに337万2,317円であります。

簡易排水処理施設特別会計につきましては、歳入総額は184万3,159円、歳出総額は125万1,906円、形式収支、実質収支はともに59万1,253円であります。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額は7億344万9,606円、歳出総額は6億1,217万1,779円、形式収支、実質収支はともに9,127万7,827円であります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額は5,540万9,814円、歳出総額は5,464万1,957円、形式収支、実質収支はともに76万7,857円であります。

水道事業会計につきましては、収益的収支においては、収入総額1億4,031万8,730円、支出総額1億3,624万4,692円、収支差額407万4,038円、資本的収支においては、収入総額5,677万円、支出総額1億3,492万2,163円、収支不足額は過年度損益勘定留保資金7,371万6,163円及び当年度消費税資本的収支調整額443万6,000円で補填しております。

議案第23号 令和5年度天栄村一般会計補正予算につきましては、歳入においては、繰越金及び普通交付税額の確定、財政調整基金繰入金、耐震性防火水槽整備事業等に係る村債の増など、歳出においては、公共施設整備基金積立金、小規模住宅団地造成事業費、農業生産資材価格高騰対策臨時支援金、四十壇地区防災調整池改修実施設計業務委託料の増など、歳入歳出それぞれ5億2,694万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億6,118万円とするものであります。

議案第24号 令和5年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、事業勘定においては、歳入歳出それぞれ754万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億5,474万8,000円とするものであります。診療施設勘定においては、歳入歳出それぞれ356万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,267万6,000円とするものであります。

議案第25号 令和5年度牧本財産区特別会計補正予算につきましては、歳入予算を組み替えるものであります。

議案第26号 令和5年度大里財産区特別会計補正予算につきましては、歳入予算を組み替えるものであります。

議案第27号 令和5年度湯本財産区特別会計補正予算につきましては、歳入予算を組み替えるものであります。

議案第28号 令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ161万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,389万8,000円とするものであります。

議案第29号 令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ77万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億607万1,000円とするものであります。

議案第30号 令和5年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ75万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を301万6,000円とするものであります。

議案第31号 令和5年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入予算を組み替えるものであります。

議案第32号 令和5年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を312万2,000円とするものであります。

議案第33号 令和5年度天栄村介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ9,097万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億7,122万3,000円とするものであります。

議案第34号 令和5年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ411万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,927万6,000円とするものであります。

議案第35号 令和5年度天栄村水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出において264万4,000円を追加補正するものであります。

以上、行政報告並びに提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

令和5年9月12日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（服部 晃君） これで村長の行政報告を終わります。

ここで暫時休議いたします。

11時まで休みます。

(午前10時42分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時00分)

◎一般質問

○議長（服部 晃君） 日程第6、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

今定例会における一般質問者は3名です。質問者は、最初に9番、大須賀溪仁君、次に3番、大浦トキ子君、最後に4番、小山克彦君の順序によって行います。

質問者の質問の持ち時間は1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告が出售されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

◇ 大須賀 溪 仁 君

○議長（服部 晃君） 初めに、9番、大須賀溪仁君の一般質問の発言を許します。

9番、大須賀溪仁君。

[9番 大須賀溪仁君質問席登壇]

○9番（大須賀溪仁君） 通告のとおり、一般質問を行います。

質問事項1、添田村長4期目に実現すべき課題は。

東日本大震災、原発事故直後から3期12年にわたり村政を牽引されてきました。復旧復興、風評被害対策、その後における大規模自然災害への対応、新型コロナウイルス感染症対策、紛争に伴う物価高騰に対する支援策など重大な課題に取り組み、村民の生命、財産を守ってこられました。その間も、子育て支援の充実、移住定住などの様々な施策に尽力されてきました。

4期目に向け、取り組まなければならない課題、実現させなければならない事業などについて考えを伺います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

このたびの村長選挙におきまして、議員各位をはじめ、多くの村民の皆様から力強いご支援、ご協力をいただき、4選を果たすことができました。改めて心からお礼申し上げます。

私は、4期目に当たり、「未来に続く、元気で豊かな天栄村を築こう」をスローガンに、活気ある村を実現するための少子化、人口減少対策、安心安全な村づくりのための防災減災対策、村の未来の子どもたちのためのよりよい教育環境の整備、誰もが安心して暮らせる福祉対策、豊かで元気な村にするための稼げる村づくり、村政への女性の意見の反映、過疎地域の持続的発展、スリムで充実した行政を目指す行財政改革、これらの8項目を施策の柱として、希望の見える元気な村づくりに全力で取り組んでいくことを村民の皆様にご訴えてまい

りました。これらの施策を、スピード感を持って着実に実施してまいります。

議員各位におかれましては、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 8つの施策の柱を立てておりますが、何点か伺いたいと思います。

少子化、人口減少対策の中で、実情に合った子ども手当や定住を支援しますとありますが、実情に合った子ども手当というのは、どのようなことを意味するのか伺います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まずは、経済状況などに応じた支援策というようなことで、これまでも村民の方々から、大学や専門学校に行った場合の村としての支援策はないのかというお話もいただいております。ある程度、優秀で進学もできるような家庭において、経済的な理由で行けない、そういった方々については、その支援をする手だてを進めていくというようなこと、それと、どうしても地理的な状況によりまして、高校の進学であるとか、学校の統廃合によりまして定期路線バスの料金がかかるものに対する支援策、今は物価高騰などもありますから、そういったところの対応策も、今、検討しながら、新年度当初予算において、お示しできるよう進めていく考えであります。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 大学生の中でもご支援いただいているわけですが、無利子の奨学金、それは無利子の方限定で行っていましたか。ほかに何種類かあると思うんですけれども、利子も含めて支払う、そういった方々には支援策というのはなかったでしたか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

[参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇]

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

現在行われているのは奨学金の返還の支援の事業でございます、村に戻ってきた場合に、無利子の第1種の奨学金を借りていた方に奨学金の返還の補助をしている事業となります。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 申し訳ございません。

今、第1種と聞きましたが、何種類かあるわけですね、第2種とか。そういった2種の方に対しての何か支援というか、そういう考えはあるのか伺います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

これまで進めてきたのは、経済的状況というようなことで事情を持って村で対応してきたものですから、そういう状況を見た中での対応というようなことで、今までの流れの中で進めていく。今ほど私が申し上げたのは、どうしても経済的な状況でなかなか厳しいと。1種については給付というような形を取りました。他の市町村もいろいろ調べてみますと、それだけの優秀な成績を持っている方については、今後、検討委員会の中で選定して、数名ではございますが、そういう進学に向けた支給をできるような体制づくりは構築していかなければならないというようなことで考えております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 今、奨学金を返還できなくて、勤め先の企業が返還を肩代わりしているとか、そういう話も聞きますけれども、そういった部分も、村では今後考え直さなくてはいけない部分もあるのかなと思うんですけども、そういった状況になりましたら、村のほうでも考えをちょっと改めるといふか、そういうこともできるんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私も、その点についてはちょっとまだ勉強不足の点がありまして、情報収集をした中で判断をしてみたいと思います。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 分かりました。

じゃ、続きまして、よりよい教育環境の整備の中で、自然豊かで人情の厚い天栄村ならではの様々な体験学習や公営塾を通して生き抜く力や地元愛、誇りを育みますとありますが、この公営塾といったものはどういう考えのものなのか伺います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

これまでも公営学習塾というようなことで、特に、高校受験を控えた中学3年生については受験勉強の補充というようなことで、民間の学習塾の講師に来ていただいて、特化した形で進めてまいりました。今後も、保護者の事情で学習塾に通えないといったお話もいただいておりますので、この公営学習塾を充実させていく、特に受験を控えた3年生、そういう生徒に学びの機会を設けさせていきたいという思いでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 村で行っています公営塾と施設の塾に通っている方もいらっしゃるということなんですが、把握していればなんですけれども、施設の学習塾、村での公営塾に

通っている方の割合というか、人数が分かればお聞きしたいですが。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

すみません、民間に通っている割合は把握はしていないので、この辺は、後で把握できる範囲でしたいなと思っておりますが、公営塾に関しましては、先ほど村長言われたとおり、今の段階では中学3年生を対象に塾の講師を派遣して学習支援を行っているんですが、中学3年生全員を対象にして、今のところ、やっています。今後は、場合によっては、希望者とかも含めた形でやればというところも検討しているところでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） この公営塾というのは、年間を通して行っているものなのか、夏休み期間とか、そういったものだけ行っているものか伺います。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

今、行っている事業に関しましては、夏休みの前の平日の放課後の時間に数日と、あと夏休み期間中で数日やっけていまして、あとは、今後、冬休み前と冬休み中ということでやる予定で、合計で1人当たり大体14日間前後、今後は若干増やす計画もあるんですが、昨年度の状況ですと1人当たり14日間行っていたというような状況でございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 入試前には集中してやりたいという希望もあると思いますので、できるだけ日数を増やして対応していただきたいと思っております。

続きまして、稼げる村づくりの中で新規就農後継者育成とありますが、農業をやりたい方でも、新規就農がハードルが高くて、農業法人で勤めながら農作業をするという若い方がいると新聞、テレビ、ニュース等で拝見しますが、村には農業法人というものが無いと思われまます。今後、農業法人を村では必要とするのか、あと、立ち上げる際に対しましては、何か後押し的なものを考えたりしているのかを伺います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

村では新規就農者支援センターを設置しておりまして、そこが窓口になりまして、各米農家さん、あとは野菜等を作っている農家さんと提携しながら、そういったところで働きながら学ぶというようなやり方も今までは進めてきております。

今ほど、議員からお話がありましたように、農業法人というか、前にも天栄村の振興公社、これが一般財団法人、今度は株式会社になりましたが、その中においても、これから必要になってくるのは農業公社です。それは、今、農業の振興のためには、一つ核となるものが必要になってきます。後継者育成にも当然必要になってきますし、農地の集積、今、農業委員会が中心になりながら進めてはおりますが、この畑地、畑、これも集積をしていって、今、天栄村のブランドを推進しているネギ農家さん、大変いい土地がありますものですから、そういったところも集積したりしながら、新規就農者、新たに後継する方々が継続できるような取組がこれからは必要になってきますし、高収益作物を幾ら推奨しても、機械の導入とか、なかなかそういったところで、皆さん苦慮しているというようなことございますので、農業公社が中心になりながら、農家の所得を上げるような一助になればという思いで、今後必要になるのが農業公社、こういったものを中心にしながら村の農業振興に努めてまいればという思いでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 高齢化が大変顕著でありますので、待ったなしの状態だと思っておりますので、ぜひとも早い農業問題の解決策を示してほしいと思っております。

続きまして、女性の意見を村政に生かすとありますが、これは様々な分野の女性の方を集めて意見交換とかの場を設けるのか、また、協議会なりの団体をつくってそういう場を設けるのか、どういう考えなのか伺います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

これまでも、女性が活躍できる場をつくれますよというようなことで進めてまいりました。コロナ禍で、なかなかそれができなかったところもありますが、これからの時代、女性の意見を聞きながら、公共施設の整備においても、村の行政を進めていく上でも、そういった方々のお話をいただいて進めるというようなことで、特にこれからは、若い女性、特に村に嫁いできていただける方、村に住んでいただける方、そういう方々のご意見を聞きながら、村づくりに反映させていけるように努めていく、そういう場づくりを進めていくというようなことございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） やはり女性の考え方、意見というのはすごく大事だと思っていて、地場産品のヒット商品を生み出したり、いろんなアイデアをお持ちの方もいらっしゃいますし、実際の子育て支援の対策に対しても率直な意見を答えてくれると思いますので、ぜひともそういう場を増やして、意見の情報収集に努めていただきたいと思います。

最後に、行財政改革の中でスピード、タイミング、バランスの取れた村政運営に努めますとありますが、ここが基本的に一番大事なことだと思います。それぞれ各課連携して取り組んでいただきたいと思います。

今後の4年間も、添田村長におかれましては、村民のために誠心誠意尽くしていただきたいと思います。

以上で、1つ目は終わります。

2点目、統合小学校、保育所、幼稚園の一体的な整備の進捗状況は。

天栄村立小中学校のあり方検討委員会からの答申、天栄村立小中学校統合委員会からの意見書を受け、統合小学校、保育所及び幼稚園の施設相互の連携を前提とした一体的な整備のための基本構想、計画を策定されましたが、統合小学校、保育所、幼稚園の今後の方向性並びに進捗状況を伺います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

統合小学校、保育所及び幼稚園の整備につきましては、これまでもお示ししておりますとおり、まず、土砂災害警戒区域内にある保育所を役場周辺に移転することを最優先的に取り組み、その後、統合小学校、幼稚園の順に整備を行いたいと考えております。

保育所移転整備の現在の進捗状況につきましては、用地の取得並びに造成工事の測量設計及び建物の基本設計、実施設計に着手しており、来年度には用地造成工事、再来年度には建物の建設工事を実施し、令和8年4月の開所を予定しております。

また、統合小学校につきましては、保育所の移転整備を進めながら、必要となる財源確保の見通しをつけ整備計画を進めていきたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 保育所のほうはめどが立って、令和8年度には開所の予定ということですが、小学校、保育所、幼稚園のそれぞれの基本構想、計画が策定されているわけですが、それは議会には報告といいますか、説明はしてもらえないのか、いつ頃示してもらえるのか伺います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

あくまでも基本構想の部分についてでございますが、そちらについての大体のイメージ、こんなイメージというようなことで保育所についてはお示しできますし、小学校についても、用地が決まらないとなかなか配置は決まりませんが、大体このようなイメージだという部分

であれば、全員協議会を開いていただいて、その中でお示しはできますので、そういう機会を設けながらお示しをしてまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 保育所につきましては、しっかりしたものが示してもらえますと思いますが、小学校、幼稚園についても、大まかでありますけれども、議会に対して説明は欲しいかなと思っております。

この危険区域にあった保育所が移設、そして、開設されるのにも結構な時間がかかりましたが、統合小学校を開校するまでにはまだまだ時間がかかると思われます。それまでに児童数はどのように推移していくのか、ある程度予測はしていると思いますが、その辺伺います。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

令和5年4月1日現在の天栄村の児童数でございますが、現在は208名でございます。令和6年度には194名、令和7年度には188名、令和8年度には187名、令和9年度には176名、令和10年度には現在より34名減の174名となると予想されております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 増えることはないでしょうけれども、微減が続いていくという話ですが、新しい学校ができるまでは、広戸、大里、牧本の3校はあくまでも存続させる考えなのか。また、学校が新設される前に、今ある学校を利用して、新しい名称、校歌を作成して統合小学校を開校させるという考えはあるのか、ないのか伺います。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

これも前の議会でもお話しさせていただきましたが、今ある学校にひとまず統合して開校するという方法もどうかということではございましたが、今ある学校もそれぞれの学校で老朽化が進んでおりますので、そういった一つに集めるとなると、それなりに修繕もした形で統合もしなければならないということで、余計な費用もかかってしまうということもありますので、あり方検討委員会で答申があったとおり、やはり計画的に整備を進めたいなというふうに現在のところは考えております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 学校を一つにまとめて整備するのと、3校それぞれ存続させて、管理費とか教育振興費と言っていいんですか、そういうのを鑑みると、どっちのほうの方が効率的なんですかね。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、3校それぞれで運営していくということの維持管理費と1つにまとめた場合の維持管理費、もちろん比較すれば1つにしたほうが、維持管理費に関しては安価に上がるということは想像できますが、先ほども申したとおり、1つにまとめるとなると、今までと違う体制で教育も行うということで、それなりに修繕費がかかると。それから、それぞれの小学校が移転するという形になるので、それなりの児童・生徒あるいは教職員の負担が非常にかかると。1回統合して、また新校舎に移るとなると、それなりに労力が想像以上にかかるということで、その辺も踏まえて、新小学校をなるべく早くつくれるように尽力してまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 保護者や住民の方々から、新しい学校はいつできるのかなとか、うちの子ども、孫は間に合わないのかなと聞かれますが、私自身はっきりした返答ができておりません。5年10年かかるといたしましても、何年か後には確実に新しい学校ができるという見通しが住民の方たちは欲しいのかなと思っております。この見通しを示してもらわないと、住民の方たちなんかも期待感が薄れてしまって、もしかしたら、越境して別の市町村の学校に通うということの可能性も万が一出てくるかもしれないと私は思っております。ですので、なるべく早く道筋をつけてほしいと思いますが、今回の質問事項に対して、教育長の考えがありましたらお聞きします。

○議長（服部 晃君） 教育長、長場壮夫君。

〔教育長 長場壮夫君登壇〕

○教育長（長場壮夫君） お答えします。

統合問題につきましては、村の一番の教育課題であるというふうに私は受け取っております。できるだけ早く統合して、そして、子どもたちに、教育に対して多くの経験をさせたいなというふうには思っております。なかなか財政の問題とかもいろいろあると思いますが、まず、子ども第一に考えてやっていきたいと思っております。教育委員会といろいろ相談しまして、村長とも相談しましてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 時間がかかるというのは、ある程度住民の方たちも理解というか、分かっているとは思いますが、そこの道筋だけを示していただければと思っておりますので、今後ともひとつよろしく願います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君の一般質問は以上で終了いたします。

ただいま一般質問の途中でございますが、昼食のため午後1時30分まで休みます。

(午前 11時34分)

○議長（服部 晃君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

◇ 大 浦 トキ子 君

○議長（服部 晃君） 次に、3番、大浦トキ子君の一般質問の発言を許します。

3番、大浦トキ子君。

[3番 大浦トキ子君質問席登壇]

○3番（大浦トキ子君） 1、横断歩道の設置について。

県道289号線の大山団地から天栄クリニック等に渡る際に、横断歩道がないため危険なので早急に設置するべきと思うが、村としてはどのような考えをしているのか伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

県道下松本・鏡石停車場線の大山団地から天栄クリニック等へ渡る横断歩道の設置につきましては、昨年9月22日に3番議員立会いの下、村、須賀川警察署、須賀川土木事務所で行った現地調査の際に、須賀川警察署から、数ある要望を全てかなえることは困難であること、さらに、設置については地域全体の合意形成が必要である旨の説明を受けております。

村といたしましては、今後もこれらを踏まえて対応していく考えであります。

○議長（服部 晃君） ここで暫時休議いたします。

(午後 1時31分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時12分)

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） ほかの地域ではこのような要望などはあるのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、小山富美夫君。

[参事兼総務課長 小山富美夫君登壇]

○参事兼総務課長（小山富美夫君） お答えいたします。

横断歩道に関しての部分でございますが、ほかの地区からの要望もでございます。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 2022年、昨年、大山の行政区の総会において、この横断歩道の設置について説明をしたんですよ。それで、賛成と反対の声がかたがたして、なかなかこの件については、役場から直接、須賀川警察署に話をしてもらったらどうかという、そのような結論でしたので、村としては今後どのような対応をする考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） お答えいたします。

先ほど、村長の答弁にもございましたように、3番、大浦議員が警察署と立会いした際に、数ある要望を全てかなえるのは困難であるという旨、また設置については地域全体の合意形成が必要だという旨のご説明をさせていただいたと思います。先ほど申しましたように、地域の方々がきちんとこの要望に関して合意形成がなされれば、その後対応をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 2時15分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時17分）

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 2、鳥獣対策について。

県内の市町村においても鳥獣対策について取り組んでいるところですが、本村においての被害の状況について伺いたい。

- 1、作物等の被害の状況はどのようになっているか。
- 2、昨年度1年間の捕獲数は何頭か。
- 3、報奨金は1頭につき幾らか。また、須賀川市と比べてどうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

1点目の作物等の被害の状況につきましては、昨年度から本年度にかけて軽微な被害はあるものの、現在まで福島県農業共済組合から被害報告はない状況であります。

2点目の昨年度1年間の捕獲数につきましては、イノシシ114頭、ツキノワグマ20頭、ニ

ホンジカ90頭、ハクビシン26匹であります。

3点目の1頭当たりの報奨金につきましては、有害捕獲期において、本村はイノシシとニホンジカは成獣が3万6,000円、幼獣が2万2,000円、ツキノワグマが2万円、ハクビシン、アメリカミンク、アライグマが5,000円であります。これを須賀川市と比較しますと、本村はイノシシ成獣が1万1,000円高く、イノシシ幼獣が3,000円、ツキノワグマが3万円低く、ハクビシンは同額であります。なお、ニホンジカ、アメリカミンク、アライグマにつきましては、須賀川市は報奨金の対象となっておりません。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 今年の捕獲数は現時点で何頭くらいになっておるでしょうか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 2時19分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時21分）

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） これで私の一般質問を終わりとします。ありがとうございました。

○議長（服部 晃君） 以上で、3番、大浦トキ子君の一般質問は終了いたします。

◇ 小 山 克 彦 君

○議長（服部 晃君） 次に、4番、小山克彦君の一般質問の発言を許します。

4番、小山克彦君。

〔4番 小山克彦君質問席登壇〕

○4番（小山克彦君） 天栄村議会会議規則に基づきまして、通告のとおり一般質問を行います。

質問事項、障害者就労支援事業所・作業所の開設について。

季の里天栄の移転に伴い、旧店舗が空きました。この店舗を障害者の就労支援のための作業所として再利用してはどの要望がありました。確かに近隣の町村には障害者に合わせた事業所や作業所が開設されていますが、天栄村にはありません。立地がよい旧季の里天栄を作業所として再利用し、障害者福祉の充実を図ることも考えるべきと思います。具体的に以下について質問いたします。

1、現在の村内の障害者の他市町村作業所利用の現状と課題。

2、旧季の里天栄の物件としての現状と再利用の計画はあるのか。

3、作業所として再利用する場合の課題についてお伺いいたします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

1点目の現在の村内の障害者の他市町村作業所利用の現状につきましては、就労系のサービスを利用している障害者の方は8月末現在19名であります。課題としては、事業所の多くは障害者の自宅からの送迎を行っていないため、通勤に係る負担が大きいことや、障害者本人が一般企業などへの就労を希望し、事業所が知識や能力向上などの訓練や支援を行っても、なかなか希望どおりの職種に就職できないということが挙げられます。

2点目の旧季の里天栄としての物件としての現状につきましては、現在新しい道の駅の商品の一次保管等で使用しており、トイレは来場者が常時使用できるようにしております。再利用の計画につきましては、集会スペースや研修施設など、よりよい活用方法を検討しておりますが、現時点では確定しておりません。

3点目の作業所として再利用する場合の課題につきましては、障害者就労支援事業所として運用できるよう、施設の改修が必要なこと、また事業所を運営し、障害者の支援を適切に行っていただける法人及び当該事業所を継続的に利用する障害者を確保しなければならないことなどであります。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） まず、この村内の障害者について、ちょっともう少し具体的にお伺いしたいんですけども、先ほど他市町村の支援事業所や作業所を利用している方が19名というふうにおっしゃられました。村内の障害者で、障害者の方もいろいろと状態が一人一人違うかとは思いますが、大体大ざっぱに分類しまして、多分高齢になられてから病気等で障害者になられたという方もいらっしゃると思うんですけども、若い頃にそういうふうな障害者になられて就労したいというふうな方もいらっしゃるし、できないという方もいらっしゃるかと思うんですけども、総数というか、いわゆる障害者の村内の人数、大体どのぐらいいらっしゃるのか、まずお聞きします。

○議長（服部 晃君） 健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） お答えいたします。

障害者ということですが、障害者の分類といたしましては、身体に障害をお持ちの身体障害者手帳をお持ちの方が総数で228名でございます。このうち60歳以上の方が206名ほどいらっしゃいます。

次に、療育手帳、こちらは知的障害者の方がお持ちになる手帳になります。こちらは33名

の方が交付を受けております。主にこちらの手帳をお持ちの方は18歳までの発達の段階で障害が発生した方が対象となります。

次に、精神保健福祉手帳という手帳がございます。主な症状、統合失調症などの障害で手帳をお持ちになっている方、こちらが総数で38名になります。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） それでは、先ほど通所している方が19名というふうなことでしたが、この19名の方は、今言われた2番目の療育の方はまだ多分18歳未満なので就業支援の利用はないと思うんですけども、身体障害者手帳と精神保健福祉手帳の38名の方のうち、現在利用されている方は何名と何名なんですか。

○議長（服部 晃君） 健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） お答えいたします。

先ほど一部説明が不足していた部分がありますが、先ほどの療育手帳をお持ちの方については、障害の発生が18歳までの発達の段階で発達障害が起こったということで手帳を取得される方ですので、18歳以上の方についてもそのまま手帳を保持している、交付を受けている方になります。

それで、質問のそれぞれの就労系のサービスを受けている方の障害の種別でございますが、身体障害者の方で就労系のサービスを受けている方が1名、精神保健福祉手帳交付を受けて就労系のサービスを受けている方が9名、療育手帳の交付を受けている知的障害者の方が9名、合計しますと19名という内容でございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 私がちょっと伺った方なんですけれども、先ほど村長の答弁で、問題点として、自宅に送迎できていないというのと、あと職種、それは通所した後の移行型の方だと思うんですけども、それと毎日通えているかどうかというのも、毎日通えていないので、通わない日の保護者の負担がというふうな話もあったんですけども、現在通われている19名の中でいろいろな問題点等々というのは把握しているのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） お答えいたします。

通所している19名の方の状況について把握しているかということですが、サービスを利用する際に相談支援事業所で計画を立てて、それで利用していますので、障害者の状況等は村のほうで把握しております。

ただ、障害者の状況については日々波もありますので、そここのところの状況について、

日々状態が悪いときがあればやはり事業所を休むときもありますし、よければ通われるというときもありますので、細かいところまではちょっと村のほうでは把握していない状況です。全体的なところは、おおむねの状況は把握しております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 大体の全体の状況は把握していらっしゃるということなんですけれども、その中で、先ほどの通所に関する要望とか、あとなかなか時間が遠いとか、通うのに大変だとかというような、そういうふうな要望というのは把握していらっしゃいますか。

○議長（服部 晃君） 健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） お答えいたします。

それぞれの障害者の状況といいますか声でございしますが、そちらのほうは、通所で費用が大変だとか、送迎の負担が大変だということは、計画を立てる事業所を通じて声のほうは伺っている状況です。

例えば、就労で稼いだお金よりもバス賃の費用がどうしてもかかってしまって、自分のところでの収入になるお金が非常に少ないとか、あとは送迎する保護者の方の家庭の状況もありますので、そういう負担が大変だというような話もございします。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今は通所している19名の方のいろいろな要望とか現状、多少なりとも聞けたんですけれども、先ほどのほかに障害者の方いらっしゃるかと思うんですけれども、現在利用していない方からの、いろいろ事情はあるかと思うんですけれども、本当は通いたいんだとか、通いたいけれども通えないんだとか、こういう理由で行きたいんだけれども行けないんだというような、そういうふうな要望というのはあるかどうか。

というのは、先ほど村長の答弁の中で、最後の部分なんですけれども、もし作業所として新しく開所した場合には、そこを運営する法人とともに果たして利用する障害者の方がいるかどうかという、そういう話もされたんで、現在いらっしゃる障害者の方々に、近くだったら通いたいんだとかというような要望があるかどうか。それはどうですか。

○議長（服部 晃君） 健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） お答えします。

具体的に障害者の方なんですけど、そういう通いたいというお声があれば、村のほうでもそういう相談、事業所等にお話をしまして、就労系のサービスやその他の障害者のサービスを使うところにつないでおりますが、そのほかの方については、やはりお声というのが村のほうでも把握していないところはございます。ただ、それが本当に通いたくて、通いたいけ

れども声が出せない方なのか、ただやっぱり自宅で過ごすのがいいというところで自宅のほうで日中過ごされているか、そこら辺まではちょっと把握していないような状況です。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） ちょっと質問、前に戻りますけれども、19名の通われている方の就労支援とかあとB作業所、A作業所とあるんですけれども、内訳というのはどういうふうになっていますか。

また、我々、作業所、作業内容の種類とかというの、最初にこういうふうな形態の支援があるとかこういうふうな作業があるというのを説明していただいてから、19名の方はどういうふうな形態のところに通っているのかというのをちょっと聞くのを忘れましたので、もう一回お願いします。

○議長（服部 晃君） 健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） お答えいたします。

障害者の就労系のサービスの種類でございますが、まず一般就労を目指して訓練をするサービスがございます。これが就労移行支援。こちらのほうが期間が限られておりまして、その中で一般企業等に就職できるように訓練をして、そのまま一般企業に就職できればいいなというところの事業所でございます、こちらを利用している方がお一人でございます。

次に、就労移行支援の後に一般企業やそのほか福祉事業所に就職する際に、就労定着支援ということで補佐的なところの支援があつて、その後就労を継続、定着するための就労定着支援、こちらを2名の方が利用しております。こちらも期間が限られているような状況です。

次に、就労継続支援というサービスがございます。こちらのほうがA型とB型と分かれています。議員おっしゃられるように、作業所という部分で一般的に認知されているのがこの就労継続支援という内容のサービスだと思われまして。A型というのが就労継続支援のA型なんです、こちらのほうが雇用契約を結んで就労を継続するサービスになりますので、最低賃金を保障されております。そうしますと、ある程度能力が高い方が実際このサービスを使って就労を継続していくというような内容でございます。こちらのサービスを1名の方が使われております。

次に、同じ就労継続支援のB型でございますが、こちらは雇用契約を結ばず就労を継続するというような内容の事業所になりますので、こちらが工賃といいますか賃金が非常に安いというような状況であります。一般的に福祉就労的な内容、事業所と言われているところで、こちらが15名の方が利用しております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 分かりました。

それで、今まで伺ったということで、村内の作業所に通われている方、取りあえずはいろんな要望、今のところはそれほどないと。通われていない方は、なかなか把握するのが難しいんですけどもという話でしたが、その辺は役場、健康福祉課のほうでフォローというか、そういうふうな活動というのはやられているんですか。それとも、今後どの程度、月に1回とか半年に1回とか、そういうふうな要望調査みたいなものというのは考えていらっしゃいますか。

○議長（服部 晃君） 健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） お答えいたします。

障害の方への就労のための状況の把握等の支援でございますが、18歳までの発達段階で障害が発生した知的障害者の方については、養護学校等のそういう学校に通われている方が多いような状況であります。やはり小学校、中学校から、場合によっては養護学校の中等部、高等部へ進学して、そして高等部卒業後に就職という形で通常の高校生と同じような形で就労のほう、どういう進路、就職をするかというところで、学校も含めて福祉のほうにも相談に来ております。その中で、どういう仕事をご本人に合っているのか、その辺も話をして、実際の事業所を体験しながら、実際就労につないでいっているというような状況でございます。

精神の方というのが、実際働いている方が鬱になったりとか、統合失調症になって精神が不安定になったりというような状況もありますので、そういう状況で、村のほうでちょっと不安定な方に就労支援というのはなかなか難しいところもありますし、ある程度病院などに通院されて、状況や症状が落ち着いてきて、一般就労が可能だというような場合には一般就労だったり福祉的就労だったり、そういうところに就けるかと思うんですが、そのところが精神の方は難しいというのは、症状が安定しない場合もありますので、そこまで村のほうで把握も困難だということもあります。

あとは、精神の方については、障害者全般に言えることですが、障害者として負い目を感じるというか、やはり社会的なところからちょっと違うというところで、本人もそうですし、家族も含めて、そこに村が一步立ち入ってお話しをするというのもなかなかデリケートな話になりますので、そこを見極めながら、そういった相談に乗っていきたいとは思っております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） それでは、旧季の里天栄なんですけれども、現在新しい季の里の倉庫的な部分で利用しているということなんですけれども、将来的に集会スペースとか研修スペース等々考えているということなんですけれども、今、旧季の里天栄は、物的には結構傷ん

だりとかというふうなことは、現状どうなんですか。今、担当課はどこになっているんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

旧季の里につきましては、現状建築から23年が経過しているというところがございますが、昨年度まで修繕をしながら使ってきている状況でございます。シロアリの検査とか、そういったものも今年度は実施しましたが、現状では使える状態かなということで理解をしております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 建物はそういう状況だということで、あと中の備品等々については、前使っていたもの、新しい季の里で再利用しているものもあるのかな。使っていないものは、例えば備品類は今どういう状況ですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

新しい季の里のほうで使えるもの、物を置く台ですとか、そういったものは利用して、新しい季の里のほうで使っております。若干備品類で残っているものもございますので、そういったもので使えるものは羽鳥の道の駅ですとか、そういった利用を考えながら、現在利用しているということがございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） それで、多分新しい状態でいろんなものを利用する場合には、多少の修繕等々が必要になるかと思うんですけれども、私が提案している作業所としての再利用というのになれば、これはまだ多少の修繕等々はしなくちゃならないというふうには思うんです。福祉課長にお伺いしますけれども、作業所での仕事の内容というのは個人個人いろいろあるかと思うんですけれども、例えばものをつくったりして、それを売るとか、そういうふうなことというのは、やはりものづくりをするわけですから、売らなくちゃ収入にならないということなので、そういう仕事というのは、例えば須賀川とかそういう作業所では現在売先とか、そういうふうなことはどういうふうにしてやっているんですか。すぐあるものですか。簡単に売れるものですか。どうなんですか。

○議長（服部 晃君） 健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） お答えいたします。

作業所、事業所における製作する内容でございますが、それは須賀川、鏡石等々の障害者の事業所で運営している事業者については、事業所で企業の下請的なものを営業で受注してきて、障害者の方に作業としてやっていただいて、それを企業に納品するというような内容のことをやっているというふうに伺っております。

ただ、事業所によっては、実際クッキーを作ったりとか、そういった食品を障害者の方が加工して、それを直接販売したりとか、道の駅等のそういうお店のほうに出しているというようなお話も伺ってはおります。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） そこで、結局さっきの村長の最初の答弁で、天栄村で作業所、こういうところがありますというか、やってくださいと言った場合に、果たしてNPO法人とか福祉事業所等々で引き受けてくれるかという心配ありますよね。それ、もうちょっと具体的に、例えば引き受ける場合にどんな大変なところというのは、それは私ら分らないんで、どういう状況ですかね。今後引き受ける場合に、引き受けるというか新しくやる方がいらっしゃるかも分からないですけども、その場合にどういうふうな問題点というのがありますか。

○議長（服部 晃君） 健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） お答えいたします。

先ほどお話ししたように、企業の下請等々でどうしても障害者の方にお支払いをする収入というかお金のほうが、確保が難しいというのもございますし、障害者の方も一般の方と同じように、やはり職業選択の自由といいますか、それぞれの障害者の個人の、個々の好みに応じた作業の内容もございます。能力もありますけれども、そういう中で村内に作業所ができたということで、作業所を開設したとしても、やはり事業所としては障害者の方にお支払いするお金のほうの確保も、受注してくる仕事の内容もそうですし、あとは運営するためにはある程度の人数の確保も必要になってきます。

福祉事業所として運営するためには、障害者が1か月で利用する場合も土日を除いて二十日以上来ていただかないとなかなか収支が厳しいというお話も伺っていますので、障害で、障害者の方が、しょうがないとは思いますが、休みがちの方だとなかなか事業所としては収益が上がらないというのもございますし、やはり事業所として運営するための人員の確保、あとは障害者の方にやっていただく仕事の確保が、やはり難しいかなとは思っています。

受注してきたとしても、障害者の方に作業をお願いしてもなかなか生産が上がらないというところもありますので、逆に事業所の職員が企業に納めるために残業して残り分をやっているというようなお話もちょっと伺ったりもしていますので、なかなか現実的には厳しいところはあのかなというように捉えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 実施の事業所運営についてなんですけれども、確かに、一応企業ですから、それ相応の利益がないとやっていけないというのは分かりますが、ちなみに、そういう須賀川とか鏡石とかの事業所さんというのは、障害者の方がつくったり働くのはかなり少ないと思うんですけれども、それでもやっていけているというのは、多分補助金とかそういうのがあるかと思うんです。それというのはどの程度、やっていけるほどの補助金とかはないんですか。例えば、やっぱり人数がある程度いないとというか、要するに、事業の中で占める収入というのは、割合的にはどういうふうなのというのは分かりますか。補助金が80%でとか、自分たちの働いたのが20%だととか、そういうのは分かりますか。というのは、これから始まる場合に一番大事だと思うんですけれども。

○議長（服部 晃君） 健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） お答えいたします。

障害者の福祉サービスの事業所の報酬ですが、そちらのほうは障害者総合支援法の中でサービスの内容とか報酬のほうが決まっております、その中で各事業所に村のほうからお支払いしているような状況でございます。

ただ、本人にお支払いする工賃は、ほぼ障害者の方が稼いだというか、働いた中からお支払いするようになりますので、そこはやはり障害者の方が仕事でどれだけ生産性を上げたかというようなところでのお支払いということになります。

運営については、障害福祉サービスの報酬で運営している状況になります。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） そこで、かなり運営的にも厳しいとか、あと障害者一人一人に寄り添って、なかなかいろんな作業をやってもらうということも厳しいとかと、今問題点とか伺いましたが、私、新しい季の里に隣接してまして、街道沿いであるというふうな立地を考えれば、例えばものを作って、そこで新しい季の里でコーナーを設けて売ってもらうとか、あとは旧季の里なんですけれども、厨房の施設等も古いんですけれども、あるというようなことですし、あとスペース的にもまあまあ広いところがあるということで、多少は村として修繕等々、それから始まった場合のいろんな支援というのはあるかどうかは分かりませんが、多少は村として支援しながら、人数がすぐに多く集まる、本当はいないほうがいいんでしょうけれども、なかなかやっぱりそういう方は必ず出てくるということで、この村内にそういう作業所等々を設けて、これからそういう方たちの働く意欲とか、社会の中でいろいろな人と交流するとか、例えば季の里天栄、新しいところの掃除とか、そういうのもやってもらって、訪れるお客さんと交流したりということもありかと思えます。

そういうことを考えれば、運営に多少の不安はあるかとは思いますが、村内に、近くに通えるそういう作業所等々があれば、私は村長が掲げる福祉の充実、今までの福祉だと給付型とか施設を改善して住みやすいうちにするとかというのがあったかと思うんですけども、やっぱりこれから本当に若い障害者の人たちが希望を持って働けるような、そういう施設をひとつつくっておく、これ大事かなと思うんです。

村長、すぐにと今は言わないですけども、でも、今現在、旧季の里あるんで、やっぱりやればできるんじゃないかなと、考えれば。大変ですけども、運営するには。でも、やっぱりそういう施設、一つ村としてあるということが、これからの4期目の添田村政の一つの目玉になるんじゃないかなと私は思うんですよ。村長、最後に何か答えてください。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私も障害者の方の保護者の方々から、大分前から、なかなか通所が大変だというお話もいただいております。そういう中で、何が村としてできるのかなと。確かに作業所ができれば、今言ったように立地的にも旧道の駅季の里のところはすごく条件的にはいいんですが、これまで関わってきまして、障害の度合いにもよりますけれども、割り箸の袋詰め、飲食店の関係の、そういった単純作業であったり、それをどう見つけてくるのかというのが皆さんなかなかやっぱり苦労していると。

まして、コロナ禍で大変厳しかったんだというお話もいただいております。私が考えていたのは、窓口になって、村内にも施設園芸の方々もいます。人手がやっぱり足りない。単純作業ですというようなお声を聞いて、少しご紹介したのもあったんですが、なかなか障害を持った方と保護者との意見の食い違いがあったり、受入れ側でも障害者雇用はしていかなくちやならないという意識を持っていても、なかなか言葉の言った、言わないがあったりと、トラブルが続いたりというようなことがありましたが、よその地区でもうまくやっているところもありますので、そういったところのまたお話を聞きながら、どうしたらこの場所のできるのかと。必要性は私も十分認識はしておりますので、これからまたどういう方々が運営をして、村内のこの障害を持った方々がその中で生きがいを持ちながら暮らしていける、そういう施設は必要だとは分かっておりますので、今後担当課と協議しながら、あと運営する側とこれからいろいろこの意見交換などをしながら、いい方向性を見いだしていければと思っております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） よろしく申し上げます。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君の一般質問は以上で終了いたします。

以上をもちまして一般質問を終わります。

ここで暫時休議いたします。

3時20分まで休みます。

（午後 3時05分）

○議長（服部 晃君） 休憩前に引き続き再開いたします。

（午後 3時20分）

◎報告第1号の上程、説明、報告

○議長（服部 晃君） 日程第7、報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） 議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条及び第22条の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を別紙のとおり報告する。

なお、これらの比率についての同法第3条及び第22条の規定による監査委員の意見は、別冊のとおりである。

令和5年9月12日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

まず、健全化判断比率でございますが、4つの項目がございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質収支が黒字であるため算定されませんでした。次に、実質公債費比率につきましては7.9%で、前年度比0.1ポイントの増であります。将来負担比率につきましては、財政調整基金をはじめとする各種基金など、充当可能財源等が地方債の現在高や農業集落排水事業等で借り入れている公営企業債等の繰入見込額などから算定した将来負担額を上回っているため、比率は算定されませんでした。

なお、実質公債費率につきましては、国の基準を下回っております。

次のページをお願いいたします。

続きまして、資金不足比率でございますが、水道事業会計から最後の工業用地取得造成事

業特別会計までの全ての会計におきまして資金剰余であったため、比率は算定されませんでした。

説明は以上でございます。

○議長（服部 晃君） これをもって報告を終わります。

ここで村代表監査委員から、令和4年度天栄村財政健全化判断比率並びに水道事業会計等特別会計資金不足比率に関する審査意見書が提出されておりますので、その報告を求めます。

代表監査委員、猪越喜久雄君。

〔代表監査委員 猪越喜久雄君登壇〕

○代表監査委員（猪越喜久雄君） 天栄村の財政健全化判断比率及び資金不足比率に対する審査意見を申し上げます。

別冊、意見書をご覧くださいと思います。

1ページをご覧くださいと思います。

健全化判断比率に関する審査意見でございます。

まず、審査の概要につきましては、1、審査対象。令和4年度年決算に基づき、村長から提出された健全化比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、あと実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象としました。

審査期間につきましては、令和5年7月19日から令和5年7月21日までの3日間ございました。

審査の手續につきましては、審査は提出された健全化判断比率が正確であるか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか等に主眼を置いて実施いたしました。

第2の審査の結果でございますが、審査に付された下記の健全化比率に係る算定は正確で、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

健全化判断比率については表のとおりでございます。

内容につきましては、実質赤字比率につきましては2億67万7,000円の黒字であることから表示されません。連結実質赤字比率につきましては、5億4,857万2,000円の黒字であることから表示されておられません。実質公債費比率につきましては、7.9%で早期健全化基準を17.1ポイント下回り、前年度より0.1ポイント増加しておりますが、良好でありました。将来負担比率につきましては、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、前年度同様に算定されなかった。

いずれの比率についても、基準の範囲内であることから財政は健全な状態であると認められておりますが、引き続き財政の健全状態を維持させていただきたいと思っております。

次のページ、ご覧ください。

資金不足比率に関する審査意見でございます。

第1、審査の概要で、1、審査の対象。令和4年度決算に基づき、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象としました。

2の審査期間。令和5年7月19日から令和5年7月21日までの3日間でございます。

3の審査の手續につきましては、提出された資金不足比率が正確であるか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか等に主眼を置いて実施いたしました。

第2の審査の結果です。審査に付された下記の資金不足比率に係る算定は正確で、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

下の表の水道事業会計から工業用地取得造成事業特別会計の内容ですが、いずれの会計についても、資金剰余であることから資金不足比率は表示されておらず、健全な状態にあると認められるが、引き続き経営の健全状態を維持されたいと思います。

以上であります。

○議長（服部 晃君） 大変ご苦労さまでございました。

以上で報告を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第8、議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 北畠さつき君登壇〕

○議会事務局長（北畠さつき君） 議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

本村の教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月12日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住所、天栄村大字牧之内字原町33番地。

氏名、清水栄一。

生年月日、昭和36年3月20日生まれ。

○議長（服部 晃君） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 提案理由をご説明申し上げます。

本村の教育委員会委員4名のうち、清水栄一委員が、本年11月24日をもって任期満了となりますので、引き続き委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

清水栄一さんは、教育委員会委員を平成23年11月から務められており、人格、識見に優れ、また、教育に関する経験も豊かであり、本村の教育委員会委員として適任と存じ、提案するものであります。

なお、任期は11月25日から4年間であります。

以上、上程いたしますので、ご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第9、議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 北畠さつき君登壇〕

○議会事務局長（北畠さつき君） 議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本村の固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月12日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住所 天栄村大字大里字南沢115番地。

氏名 石塚繁男。

生年月日 昭和29年12月8日生。

○議長（服部 晃君） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 提案理由をご説明申し上げます。

本村の固定資産評価審査委員会委員3名のうち、永山勇雄委員が本年11月24日の任期満了をもって退任となりますので、新たに石塚繁男さんを選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

石塚繁男さんは、永年にわたり農協職員として地域農業の振興に尽力され、令和2年7月20日から本年7月19日まで農業委員を1期務めていただきました。その豊かな経験と実績は、固定資産評価審査委員会委員として適任と存じ、提案するものであります。

なお、任期は11月25日から3年間であります。

以上、上程いたしますので、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第10、議案第3号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） 議案第3号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年9月12日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例。

天栄村税特別措置条例（昭和58年天栄村条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「若しくは」を「又は」に改め、同条中「第37号」を「第36号」に改め、「又は同法第2条第16号に規定する連結申告法人」を削る。

第3条中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

第3条の2中「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の天栄村税特別措置条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第4条で規定する基本計画の同意日及び基本計画で定める促進区域への対象施設の設置期限の延長等、所要の改正を行うものであります。

改正点につきましては、お手元の資料3ページをお願いいたします。

第2条につきましては、法人税法の改正による改正であります。

第3条につきましては、地域経済牽引事業促進区域における課税免除について、基本計画の同意日及び基本計画で定める促進区域への対象施設の設置期限を令和7年3月31日まで延長するものであります。

第3条の2につきましては、租税特別措置法施行令の改正による条項の改正であります。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第11、議案第4号 天栄村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） 8ページをご覧ください。

議案第4号 天栄村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年9月12日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをご覧ください。

天栄村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例。

天栄村子ども・子育て会議条例（平成25年天栄村条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の天栄村子ども・子育て会議条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法が改正となったことから、所要の改正をするものであります。

議案説明資料5ページをお願いいたします。

新旧対象表により改正内容をご説明申し上げます。

第1条及び第2条、ともに子ども・子育て支援法に規定される市町村等における合議制機関の設置の根拠となる条文の改正による改正でございます。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第12、議案第5号 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） 10ページをご覧ください。

議案第5号 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年9月12日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いします。

天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年天栄村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「利用している法第19条第1項第1号」を「利用している同号」に改め、同条第3項中「係る法第19条第1項第2号」を「係る法第19条第2号」に、「利用している法第19条第1項第2号」を「利用している同条第2号」に、「特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号」を「特定教育・保育施設の同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号イ（1）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（2）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号ロ（1）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ロ（2）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「利用している法第19条第1項第2号」を「利用している同条第2号」に、「定められた法第19条第1項第2号」を「定められた法第19条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」に、「法第19条第1項第1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号に掲げる」に、「と」、「法第19条第1項第1

号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る」を「と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る」に、「法第19条第1項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「が法第19条第1項第2号」を「が法第19条第2号」に改め、同条第2項中「係る法第19条第1項第2号」を「係る法第19条第2号」に、「利用している法第19条第1項第1号」を「利用している同条第1号」に、「定められた法第19条第1項第1号」を「定められた法第19条第1号」に改め、同条第3項中「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「係る法第19条第1項第2号」を「係る法第19条第2号」に、「と、法第19条第1項第1号」を「と、「同号」に、「とあるのは「法第19条第1項第1号」を「とあるのは「同条第1号」に改める。

第37条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「係る法第19条第1項第3号」を「係る法第19条第3号」に、「の法第19条第1項第3号」を「の同号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「係る法第19条第1項第3号」を「係る法第19条第3号」に、「第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」を「第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」に、「とあるのは「法第19条第1項第1号」を「とあるのは「同条第1号」に、「となる法第19条第1項第2号」を「となる法第19条第2号」に改め、「含む。」と、「」の下に「「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「」を加え、「となる法第19条第1項第1号」を「となる法第19条第1号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「係る法第19条第1項第2号」を「係る法第19条第2号」に、「法第19条第1項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正につきましても、前議案と同様に、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

議案説明資料6ページをお願いいたします。

新旧対象表により改正内容をご説明申し上げます。

4条から第13条、20条から第52条の改正につきましては、こども家庭庁設置法の施行により、子ども・子育て支援法第17条第2項が削除されたことにより、改正するものであります。

また、15条の改正につきましては、こども家庭庁設置法の施行により、学校教育法の改正及び所管官庁が内閣府に属するこども家庭庁に移管されたことにより、改正するものであります。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第13、議案第6号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） 14ページをお願いいたします。

議案第6号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年9月12日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いします。

天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年天栄村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う厚生労働省令等の整備等に関する省令により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

議案説明資料15ページをお願いいたします。

新旧対象表により改正内容をご説明申し上げます。

こども家庭庁設置法の施行により、所管官庁が内閣府に属するこども家庭庁に移管されてことにより、改正するものであります。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第14、議案第7号 天栄村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） 16ページをお願いいたします。

議案第7号 天栄村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年9月12日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

天栄村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村重度心身障害者医療費の給付に関する条例（昭和49年天栄村条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の天栄村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料16ページをお願いいたします。

新旧対象表により改正内容をご説明申し上げます。

第3条第3号に規定されます障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定される施設障害福祉サービスを提供する施設について、こども家庭庁設置法の施行により、所管する官庁が複数となったことから、改正するものであります。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第15、議案第8号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 19ページをお願いいたします。

議案第8号 工事請負契約の締結について。

次により工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月12日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

1、契約の目的、南1号線道路改良工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、5,126万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、466万円。

4、契約の相手方、住所、福島県岩瀬郡天栄村大字大里字聶越21番地、氏名、株式会社渡辺建設天栄支店、支店長、渡部純一。

提案の理由について、お手元の議案第8号説明資料によりご説明いたします。

17ページでございますが、こちらは工事請負仮契約書でございます。令和5年8月25日付で株式会社渡辺建設天栄支店と仮契約を締結したところでございます。

工事箇所は、天栄村大字高林字南地内で、工期につきましては、着工が議会の議決を得た日から3日を経過した日。完成は令和6年3月29日でございます。

次のページをお願いいたします。

こちらは工事入札経過書でございます。令和5年8月25日に入札を行った経過書でございます。

次のページにつきましては、入札に参加した業者の氏名及び開札の結果でございます。5社が参加し、株式会社渡辺建設天栄支店が落札しております。

次のページをお願いいたします。

こちらが位置図でございます。次のページにつきましては、平面図でございまして、着色している部分が今回施工する箇所で、高林地内を通る県道郡山・矢吹線の交差点から西河原橋までの延長234.45メートルの道路改良工事となります。

今回の道路改良工事につきましては、ノーザンファーム天栄へ往来する馬運車の輸送について本路線を使用したい旨の要望を受け、整備するもので、現道においては、農繁期の農耕車との擦れ違いに支障を来すため、安全かつ円滑な通行を確保することを目的として、道路拡幅等を実施するものであります。

なお、本年度の工事につきましては、農耕車両との擦れ違いができるよう、現在の道路幅員4.5メートルから6メートルへの拡幅工事となり、今年を含め3か年で整備する予定でございます。

また、財源につきましては、社会資本整備総合交付金事業を活用する予定であります。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 先ほど説明で、3か年でということですが、3か年でどこまで拡幅工事やる計画ですか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

3か年で実施いたしますところは、先ほど申しました、今年度につきましては県道から西河原橋までの区間、来年度の予定は西河原橋から先のノーザンファーム天栄の進入路までの

区間、その次の年につきましては、西河原橋の補強工事のほうを予定しております。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号～議案第22号の一括上程、説明

○議長（服部 晃君） 日程第16、議案第9号 令和4年度天栄村一般会計決算認定について、日程第17、議案第10号 令和4年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について、日程第18、議案第11号 令和4年度牧本財産区特別会計決算認定について、日程第19、議案第12号 令和4年度大里財産区特別会計決算認定について、日程第20、議案第13号 令和4年度湯本財産区特別会計決算認定について、日程第21、議案第14号 令和4年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について、日程第22、議案第15号 令和4年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について、日程第23、議案第16号 令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について、日程第24、議案第17号 令和4年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について、日程第25、議案第18号 令和4年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について、日程第26、議案第19号 令和4年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について、日程第27、議案第20号 令和4年度天栄村介護保険特別会計決算認定について、日程第28、議案第21号 令和4年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第29、議案第22号 令和4年度天栄村水道事業会計決算認定について、以上14議案を一括議題といたします。

ここで、決算書の提案理由の説明に入るに先立ち、代表監査委員より、令和4年度決算審査意見書についての報告を求めます。

代表監査委員、猪越喜久雄君。

〔代表監査委員 猪越喜久雄君登壇〕

○代表監査委員（猪越喜久雄君） 天栄村決算審査意見を申し上げます。

お手元の資料の令和4年度天栄村決算審査意見書（定額運用基金の運用状況審査意見書付）をご覧くださいと思います。

1 ページをお開きください。

令和4年度天栄村一般会計決算及び特別会計決算並びに定額運用基金の運用状況の審査意見を申し上げます。

第1、審査の概要

1、審査の対象

- (1) 令和4年度天栄村一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和4年度天栄村国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和4年度牧本財産区特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和4年度大里財産区特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和4年度湯本財産区特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和4年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和4年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (9) 令和4年度天栄村二岐専用水道特別会計歳入歳出決算
- (10) 令和4年度天栄村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- (11) 令和4年度天栄村簡易排水処理施設特別会計歳入歳出決算
- (12) 令和4年度天栄村介護保険特別会計歳入歳出決算
- (13) 令和4年度天栄村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (14) 各会計に係る歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書
- (15) 財産に関する調書
- (16) 定額運用基金の運用状況を示す書類

2、審査期間

令和5年7月19日からの令和5年7月21日までの3日間。

3、審査の手続

この審査に当たっては、村長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に行われているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合

等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施しました。

第2、審査の結果

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は法令に準拠し作成されており、決算係数は関係帳簿と証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められた。

なお、2ページから7ページまでにつきましては決算の状況でありますので、後ほどお目通しをください。

8ページをご覧いただきたいと思います。

2、審査意見

(1) 一般会計

財政構造については、前年度のとおり、財政力指数は前年度より0.01ポイントの減、経常収支比率については2.5ポイント増となったが、財政健全の範囲であり、また実質公債費比率も0.1ポイント増となっているものの、将来負担比率とともに早期健全化判断基準を下回っている。

歳入の根幹をなす村税は、前年度と比較すると軽自動車税、村たばこ税、入湯税の調定額が増、徴収率においても現年度分については準固定資産税や入湯税が前年比増となっている。

一方、滞納繰越分の徴収率については、前年度比減としているところであり、未済額は依然として1億円を超えている状況である。負担の公平性の観点から、今後とも地方税に基づく厳正な滞納処分並びに不能欠損処分により収入未済額の縮減やさらなる徴収率の向上を図るとともに、課税客体を的確に把握し、適正に課税に努めていただきたい。

村営住宅・定住促進住宅の使用料については、収入未済の件数、未済額が前年度より増となり、回収業務の進展が見られていない状況である。今後さらに対策を講じ、早急な回収を強く求める。

農業環境の悪化に伴い、今後ますます後継者、担い手不足等が懸念されることから、関係機関と連携を図り、リニューアルした道の駅季の里天栄も活かしながら特色のある新たな農業振興策への取組を期待したい。

老朽化や利用需要の変化等に利活用されなくなる公共施設等は今後さらに増加すると予想されているため、ある程度の目標年度等を設定し、村民等にもその振興状況を示しながら確実に整理を進めていただきたい。

全体的な予算管理と執行については、特に不用額、流用件数削減の改善を求めるとともに、引き続き財務規則を厳守しながら適正に執行されたい。

(2) 特別会計

特別会計ではおおむね良好に事業を実施されているところであるが、収入未済額については引き続き圧縮に努めていただきたい。不用額では、特に介護保険特別会計の不用額が大きかったことなどが挙げられる。コロナ禍において給付費の見込みが不透明であったことが要因だとのことがあるが、次年度においては予算管理の精度を上げていただきたい。

他の特別会計についても、多額の不用額が散見されていることから、一般会計からの補助額の再度の検証と精査を実施していただきたい。

9 ページです。

3、定額運用基金の運用状況審査意見です。基金の内訳については表のとおりでございます。審査意見としましては、地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金の運用状況は、関係帳簿等を審査した結果、その運用状況は適正であった。

次に、水道事業会計を申し上げますので、別冊をご覧くださいと思います。

令和4年度天栄村決算審査意見（水道事業会計）でございます。

1 ページをご覧くださいと思います。

令和4年度天栄村水道事業会計決算審査意見

審査の概要につき、審査対象ですが、1、令和4年度天栄村水道事業会計決算書、2、令和4年度天栄村水道事業会計決算附属書類。

審査の期間につきましては、令和4年7月19日から令和5年7月21日までの3日間です。

審査の手続につきましては、この審査に当たっては、村長から提出された決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表について、関係法令に準拠して調整されているか、経営状況及び財政状態は健全か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認められるその他の審査手続を実施した。

第2、審査の結果

審査に付された決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表は法令に準拠して作成されており、決算係数は関係帳簿と証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

なお、決算概要及び審査意見は次のとおりということで、2ページから8ページまでは数字的な内容が載っていますので、後で見てください。

8 ページをご覧くださいと思います。

8 ページの第3、審査意見

本水道事業会計は独立採算が原則であり、健全財政に向けての事業経営努力は認めるも、さらなる収入率の向上等財源措置を検討し、繰入金の減に努めていただきたい。

また、過年度繰越水道料金の収納についても継続して努めていただき、所在不明者など徴収が困難な者については、不納欠損等の手続を含め、今後さらなる根気強く、未収入金の回収に努力されたい。

以上であります。

- 議長（服部 晃君） 大変ご苦労さまでございました。
令和4年度決算審査意見書の報告が終わりました。
-

◎延会の宣告

- 議長（服部 晃君） お諮りいたします。

日程の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

大変ご苦労さまでございました。

なお、明日は午前10時から開催いたします。よろしくお願いいたします。

(午後 4時19分)

9 月 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和5年9月天栄村議会定例会

議事日程（第2号）

令和5年9月13日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 9号 令和4年度天栄村一般会計決算認定について
日程第 2 議案第10号 令和4年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について
日程第 3 議案第11号 令和4年度牧本財産区特別会計決算認定について
日程第 4 議案第12号 令和4年度大里財産区特別会計決算認定について
日程第 5 議案第13号 令和4年度湯本財産区特別会計決算認定について
日程第 6 議案第14号 令和4年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について
日程第 7 議案第15号 令和4年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について
日程第 8 議案第16号 令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について
日程第 9 議案第17号 令和4年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について
日程第10 議案第18号 令和4年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について
日程第11 議案第19号 令和4年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について
日程第12 議案第20号 令和4年度天栄村介護保険特別会計決算認定について
日程第13 議案第21号 令和4年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第14 議案第22号 令和4年度天栄村水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	9番	大 須 賀	溪 仁 君
10番	服 部	晃 君			

欠席議員（1名）

8番 熊田喜八君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田勝幸君	副村長	揚妻浩之君
教育長	長場壮夫君	参事兼 総務課長	小山富美夫君
参事兼 企画政策 課長兼 計管理者	熊田典子君	税務課長	塚目弘昭君
参事兼 住民課長	内山晴路君	健康福祉 課長	森和昭君
産業課長	芳賀信弘君	建設課長	櫻井幸治君
湯支所 本長	星裕治君	教育課長	関根文則君
生涯学習 課長	黒澤伸一君		

職務のため出席した者の職氏名

議事 事務局 長	北畠さつき	書記	石井大輔
書記	渡邊久美		

◎開議の宣告

○議長（服部 晃君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しております。

8番、熊田喜八君から病氣療養中のため欠席の届出がありました。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。

◎議案第9号～議案第22号の一括上程、説明

○議長（服部 晃君） 日程第1、議案第9号 令和4年度天栄村一般会計決算認定についてから、日程第14、議案第22号 令和4年度天栄村水道事業会計決算認定についてまで、一括議題となっておりますので、昨日に引き続き議題といたします。

これより、令和4年度天栄村一般会計決算書から順次提案理由の説明を求めます。

総務課長、小山富美夫君。

[参事兼総務課長 小山富美夫君登壇]

○参事兼総務課長（小山富美夫君） おはようございます。

別冊の歳入歳出決算書10ページをお願いいたします。

議案第9号 令和4年度天栄村一般会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入。

1 款村税、1 項村民税、1 目個人分、予算現額 1 億8,980万9,000円、調定額 2 億555万1,504円、収入済額 1 億9,301万1,263円、不納欠損額41万1,262円、収入未済額1,212万8,979円。不納欠損額41万1,262円につきましては、地方税法第15条の7第1項各号に基づき、計6件分の処理をしたものでございます。また、収入未済額の内訳でございますが、現年課税分が210万4,140円、滞納繰越分が1,002万4,839円でございます。

2 目法人分、予算現額2,951万2,000円、調定額3,296万200円、収入済額3,294万200円、収入未済額 2 万円でございます。

2 項固定資産税、1 目固定資産税、予算現額 4 億2,966万2,000円、調定額 5 億3,921万

1,267円、収入済額 4億3,908万246円、不納欠損額774万763円、収入未済額9,239万258円で
す。不納欠損額774万763円につきましては、地方税法第15条の7第1項各号に基づきまして、
計41件分を処理したものでございます。また、収入未済額の内訳でございますが、現年課税
分407万384円、滞納繰越分が8,831万9,874円でございます。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、予算現額1,677万1,000円、調定額、収入済
額ともに1,677万1,400円。

3項軽自動車税、1目環境性能割、予算現額128万2,000円、調定額、収入済額ともに129
万5,900円。

2目種別割、予算現額2,139万9,000円、調定額2,213万7,940円、収入済額2,152万5,100円、
収入未済額61万2,840円でございます。収入未済額の内訳でございますが、現年課税分とい
たしまして22万6,300円、滞納繰越分といたしまして38万6,540円でございます。

4項村たばこ税、1目村たばこ税、予算現額4,469万2,000円、調定額、収入済額ともに
4,525万8,892円。

5項入湯税、1目入湯税、予算現額1,390万円、調定額1,723万4,340円、収入済額1,518万
3,165円、収入未済額205万1,175円。収入未済額は全額、滞納繰越分でございます。

なお、恐れ入りますが、別冊の主要施策の成果9ページのほうお願いいたします。

9ページ、第6表、村税等の収入未済額の内訳という表がございます。こちらにより村税
等の収入未済額の説明をさせていただきます。

1項村民税、1目個人分、1節現年課税分、収入未済額が210万4,140円、こちらの内訳で
ございますが、均等割額が12万2,500円、これは35名、35件分。所得割額普通徴収分が190万
3,281円、こちらが44名、109件分。続きまして、所得割額の特別徴収分が7万8,359円で、
4社、17件分でございます。続きまして、2節滞納繰越分の収入未済額でございますが、
1,002万4,839円、こちらは90名、377件でございます。

続きまして、2目法人分、1節現年課税分の収入未済額2万円でございますが、全て均等
割額で、1社、1件分でございます。

続きまして、2項固定資産税、1目固定資産税、1節現年課税分、収入未済額407万384円
の内訳でございますが、土地が99万5,177円、家屋が182万8,086円、償却資産が124万7,121
円、合わせて158名、580件分でございます。続きまして、2節滞納繰越分の収入未済額
8,831万9,874円でございますが、延べ211名、4,969件分でございます。

続きまして、3項軽自動車税、2目種別割、1節現年課税分、収入未済額22万6,300円で
ございますが、19名、27件分でございます。続きまして、2節滞納繰越分、収入未済額38万
6,540円でございますが、13名、45件分でございます。

続きまして、5項入湯税、1目入湯税、2節滞納繰越分、収入未済額205万1,175円、こち

らは1社、171件分でございます。

以上が収入未済額の内訳でございます。

大変申し訳ありません、もう一度、決算書の10ページのほうにお戻りください。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、予算現額2,070万6,000円、調定額、収入済額ともに2,054万3,000円。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、予算現額5,917万9,000円、調定額、収入済額ともに6,148万9,000円。

3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、予算現額601万4,000円、調定額、収入済額ともに725万4,000円。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、予算現額21万7,000円、調定額、収入済額ともに18万9,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、予算現額136万4,000円、調定額、収入済額ともに186万4,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、予算現額106万3,000円、調定額、収入済額ともに130万2,000円。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金、予算現額794万7,000円、調定額、収入済額ともに972万7,000円。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、予算現額1億2,020万4,000円、調定額、収入済額ともに1億3,280万4,000円。

8款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、予算現額1,091万2,000円、調定額、収入済額ともに1,191万8,620円。

9款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金、予算現額512万7,000円、調定額、収入済額ともに570万3,000円。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1目国有提供施設等所在市町村助成交付金、予算現額775万5,000円、調定額、収入済額ともに同額でございます。

11款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、予算現額371万1,000円、調定額、収入済額ともに同額でございます。

12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、予算現額20億54万8,000円、調定額、収入済額ともに20億7,432万3,000円でございます。

13款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、予算現額71万2,000円、調定額、収入済額ともに67万5,000円。

14款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金、予算現額959万9,000円、調定額、

収入済額ともに961万900円。

2目農業費分担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3目総務費分担金、予算額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4目教育費分担金、予算現額、調定額、収入済額ともにゼロ。

5目消防費分担金、予算現額179万6,000円、調定額、収入済額ともに174万3,779円。

2項負担金、1目総務費負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目民生費負担金、予算現額681万6,000円、調定額、収入済額ともに689万5,707円。

3目教育費負担金、予算現額23万2,000円、調定額、収入済額ともに23万3,990円。

4目農業費負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5目衛生費負担金、予算現額10万4,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

15款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、予算現額224万9,000円、調定額228万2,390円、収入済額104万5,777円、収入未済額123万6,613円。収入未済額でございますが、地上デジタル放送再送信施設使用料として1施設分が収入未済額として計上されましたが、現在は納入されております。

2目民生使用料、予算現額4万4,000円、調定額、収入済額ともに3万9,390円。

3目農林水産使用料、予算現額103万8,000円、調定額、収入済額ともに106万3,455円。

4目土木使用料、予算現額978万4,000円、調定額1,213万868円、収入済額822万8,573円、収入未済額390万2,295円。収入未済額でございますが、こちら1節住宅使用料のうち村営住宅の現年度分が12万300円、過年度分が25万9,600円でございます。

続きまして、5目教育使用料、予算現額134万2,000円、調定額、収入済額ともに144万7,400円。

6目衛生使用料、予算現額68万6,000円、調定額、収入済額ともに68万6,400円。

2項手数料、1目総務手数料、予算現額281万4,000円、調定額、収入済額ともに301万4,170円。

2目民生手数料、予算現額8万2,000円、調定額、収入済額ともに7万3,034円。

3目衛生手数料、予算現額61万1,000円、調定額、収入済額ともに60万9,280円。

4目農林水産手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5目商工手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

6目土木手数料、予算現額2万5,000円、調定額、収入済額ともに2万2,800円。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、予算現額1億2,139万7,000円、調定額、収入済額ともに1億2,049万9,331円。

2目衛生費国庫負担金、予算現額1,594万8,000円、調定額、収入済額ともに1,953万8,333円。

- 3目土木費国庫負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。
- 2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、予算現額3億6,113万2,000円、調定額、収入済額ともに3億5,527万780円。
- 2目民生費国庫補助金、予算現額5,981万2,000円、調定額、収入済額ともに5,928万53円。
- 3目衛生費国庫補助金、予算現額2,902万3,000円、調定額、収入済額ともに2,871万円。
- 4目農林水産業費国庫補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。
- 5目土木費国庫補助金、予算現額7,068万1,000円、調定額7,068万1,000円、収入済額6,486万円、収入未済額582万1,000円。収入未済額につきましては、1節土木費補助金の社会資本整備総合交付金で、こちら、令和5年度へ繰越すものでございます。
- 6目教育費国庫補助金、予算現額411万6,000円、調定額、収入済額ともに409万7,000円。
- 7目消防費国庫補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。
- 8目労働費国庫補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。
- 3項委託金、1目総務費委託金、予算現額23万4,000円、調定額、収入済額ともに同額で
ございます。
- 2目民生費委託金、予算現額155万9,000円、調定額、収入済額ともに181万9,509円。
- 17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、予算現額7,654万6,000円、調定額、
収入済額ともに7,619万3,328円。
- 2目衛生費県負担金、予算現額4万8,000円、調定額、収入済額ともに3万6,186円。
- 3目土木費県負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。
- 4目消防費県負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。
- 2項県補助金、1目総務費県補助金、予算現額279万2,000円、調定額、収入済額ともに
295万7,000円。
- 2目民生費県補助金、予算現額2,793万1,000円、調定額、収入済額ともに2,491万3,528円。
- 3目衛生費県補助金、予算現額721万1,000円、調定額、収入済額ともに674万3,922円。
- 4目農林水産業費県補助金、予算現額3億6,530万1,000円、調定額3億6,396万5,460円、
収入済額2億5,167万5,432円、収入未済額1億1,229万28円。収入未済額につきましては、
3節林業費補助金のふくしま森林再生事業補助金及び治山施設事業補助金で、令和5年度に
繰り越すものでございます。
- 5目商工費県補助金、予算現額138万4,000円、調定額、収入済額ともに同額でございます。
- 6目消防費県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。
- 7目教育費県補助金、予算現額640万円、調定額、収入済額ともに660万6,000円。
- 8目災害復旧費県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。
- 9目労働費県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

10目土木費県補助金、予算現額477万7,000円、調定額、収入済額ともに同額でございます。

3項委託金、1目総務費委託金、予算現額2,829万7,000円、調定額、収入済額ともに2,918万7,440円。

2目農林水産業費委託金、予算現額383万8,000円、調定額、収入済額ともに同額。

3目土木費委託金、予算現額649万9,000円、調定額、収入済額ともに468万795円。

4目教育費委託金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

5目衛生費委託金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

6目消防費委託金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

7目民生費委託金、予算現額5万4,000円、調定額、収入済額ともに5万4,200円。

18款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、予算現額446万1,000円、調定額、収入済額ともに446万9,006円。

2目利子及び配当金、予算現額4万4,000円、調定額、収入済額ともに5万9,605円。

2項財産売却収入、1目不動産売却収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに29万8,830円。こちらは、村内事業者の敷地前の進入路確保のため同社が払下げを希望したため、雑種地を売り払った際の収入でございます。

続きまして、2目物品売却収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3目生産物売却収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4目除雪車売却収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5目圧雪車売却収入、予算現額957万円、調定額、収入済額ともに同額でございます。

19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、予算現額7,000万円、調定額、収入済額ともに5,945万8,000円。

2目教育費寄附金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

20款繰入金、1項特別会計繰入金、1目湯本財産区特別会計繰入金、予算現額18万8,000円、調定額、収入済額ともに18万7,368円。

2目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、予算現額4,000万円、調定額、収入済額ともに同額でございます。

3目国保（事業勘定）特別会計繰入金、予算現額21万円、調定額、収入済額ともに20万7,806円。

4目後期高齢者医療特別会計繰入金、予算現額3万8,000円、調定額、収入済額ともに同額でございます。

5目介護保険特別会計繰入金、予算現額373万1,000円、調定額、収入済額ともに373万100円でございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、予算現額3億4,500万円、調定額、収入済額

ともに同額です。

2目人材育成基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3目減債基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4目地域福祉基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5目がんばれ天栄応援基金繰入金、予算現額2,360万円、調定額、収入額ともに同額でございます。

6目こども未来基金繰入金、予算現額は510万円、調定額、収入済額ともに同額です。

7目公共施設整備基金繰入金、予算現額9,900万円、調定額、収入済額ともに同額。

8目森林環境譲与税基金繰入金、予算現額275万円、調定額、収入済額ともに同額です。

9目天栄村除雪車整備基金繰入金、予算現額1,980万円、調定額、収入済額ともに同額です。

21款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額2億3,674万9,000円、調定額、収入済額ともに2億3,674万9,347円でございます。

22款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金、予算現額4万6,000円、調定額、収入済額ともに6万1,968円。

2目加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2項村預金利子、1目村預金利子、予算現額8,000円、調定額、収入済額ともに8,822円。

3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、予算現額7万9,000円、調定額、収入済額ともに7万9,258円。

4項雑入、1目弁償金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに9,268円。

2目雑入、予算現額1,462万2,000円、調定額、収入済額ともに2,051万4,849円。

3目過年度収入、予算現額1,040万6,000円、調定額、収入済額ともに1,093万8,974円。

23款村債、1項村債、1目総務債、予算現額1億6,450万6,000円、調定額、収入済額ともに1億3,810万6,000円。

2目土木債、予算現額7,910万円、調定額、収入済額ともに7,750万円。

3目衛生債、予算現額260万円、調定額、収入済額ともに同額でございます。

4目農林水産業債、予算現額3億950万円、調定額、収入済額ともに2億8,580万円。

歳入合計でございますが、予算現額56億6,582万5,000円、調定額58億3,063万6,692円、収入済額55億9,203万1,479円、不納欠損額が815万2,025円、収入未済額2億3,045万3,188円でございます。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましては、順次、所管の課長よりご説明させていただきます。

まず、1款議会費、1項議会費、1目議会費、予算現額6,982万1,000円、支出済額6,950万1,720円、不用額31万9,280円。不用額につきましては各節の積み上げによるもので、おおむね予算どおりの執行でございます。

続きまして、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額2億5,101万4,000円、支出済額2億4,708万1,991円、不用額393万2,009円。不用額につきましては、1節報酬で、会計年度任用職員報酬の事務補助員及び配達員報酬の積み上げによるもので、年度末の額の確定により見込みを下回ったものでございます。3節職員手当では時間外勤務手当、4節共済費では社会保険料、8節旅費では新型コロナウイルスの影響によります駐在員研修会の中止、10節需用費では例規集の追録代、11節役務費では郵便料がそれぞれ見込みを下回ったものでございます。

また、主な支出内容でございますが、14節工事請負費では、防犯カメラ設置工事費といたしまして171万4,350円を支出しておりますが、主要道路3か所と公共施設2か所に防犯カメラを設置いたしましたところでございます。

また、18節負担金、補助及び交付金では、集会施設整備事業補助金といたしまして23万7,000円を支出しているところでございますが、これは、令和4年3月16日に発生いたしました福島県沖地震により西郷集会所の駐車場に亀裂が生じたため、その修繕に要する補助金でございます。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） 2目文書広報費、予算現額457万9,000円、支出済額457万7,191円、不用額1,809円。こちらは毎月発行の広報てんえいに係る経費であります。おおむね予算どおりの執行です。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） 3目財政管理費、予算現額1,016万3,000円、支出済額1,012万7,924円、不用額3万5,076円。おおむね予算どおりの執行でございます。

4目会計管理費、予算現額266万6,000円、支出済額250万8,211円、不用額15万7,789円。不用額につきましては各節の積み上げによるもので、おおむね予算どおりの執行でございます。

5目財産管理費、予算現額6億9,907万9,000円、支出済額6億9,557万3,783円、不用額350万5,217円。不用額につきましては、10節の需用費のガソリン代、11節の役務費の損害保険料が見込みを下回ったものでございます。また、14節でございますが、工事請負費では、役場庁舎冷暖房設備改修工事費の請差によるものでございます。

次に、主な支出でございますが、12節委託料では、旧羽鳥小学校施設解体工事実施設計業務委託料として220万円を支出しております。また、14節工事請負費では、役場庁舎冷暖房

設備改修工事請負費として9,570万円、役場庁舎出入口の管理システム設置工事請負費として240万9,000円を支出しております。

次に、24節の積立金でございますが、財政調整基金積立金として8,000万円、天栄村公共施設整備基金積立金として4億3,900万円を積み立てております。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） 6目企画費、予算現額1億3,383万2,000円、支出済額1億3,178万2,174円、不用額204万9,826円。不用額の主なもの、次のページをお願いします。7節報償費と10節需用費につきまして、こども未来応援事業の不用額となります。また、12節委託料の不用額につきましては、次のページの64ページをお願いいたします。公共施設整備基本計画地質調査業務委託の請差によるものでございます。18節負担金、補助及び交付金の不用額につきましては、高齢者バス利用補助が見込みを下回ったものでございます。

続きまして主な事業であります。昨年度は、こども未来応援事業としまして、天栄中学校のふるさと・夢プロジェクトと、湯本中学校のアントレプレナーシップ学習と連携しまして、生徒たちの考案した村活性化等のアイデアや提言をプロの協力を得まして形にしました。また、湯本中学校の閉校に当たり、自分たちの最後の曲を作詞し、プロに作曲してもらい、天栄中学校へ引き継ぐことができました。

12節委託料では、63ページをお願いします。下から2番目の保育所の移転に伴い、公共施設整備基本計画基礎調査業務委託で198万円と、次のページの公共施設整備基本計画地質調査業務委託で660万円を支出し、候補地の選定を行いました。ペーパーレス会議システム構築業務委託で409万2,000円を支出し、現在、庁内の会議につきましては、可能な限りペーパーレスを進めているところです。こちらは県のICT推進市町村支援事業補助金を活用して整備いたしました。

次に、14節工事請負費では、VPN、バーチャル・プライベート・ネットワーク拠点整備工事請負費ですが、こちらは、鳳坂トンネル開通に伴いまして、役場から湯本地区の公共施設をつないでいるイントラネット回線が遮断されたため、VPN回線仕様に変更したものでございます。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 7目支所及び出張所費、予算現額2,665万3,000円、支出済額2,578万9,080円、不用額86万3,920円。

次のページをご覧ください。

不用額の主な理由としましては、10節需用費、非常用発電機用に軽油代を取っておりましたが、停電がなく稼働しませんでした。また、修繕費を取っていましたが、あまり修繕があ

りませんでした。そのほかにつきましてはおおむね予算どおりの執行でございます。

主な事業としましては、次のページをご覧ください。18節負担金、補助及び交付金で、地域活性化支援事業補助金を地元の地域活性化団体の湯本塾実行委員会へ交付しまして、棚田のイルミネーションを実施しました。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） 68ページをお願いいたします。

8目交通安全対策費、予算現額238万8,000円、支出済額235万3,002円、不用額3万4,998円。おおむね予算どおりの執行でございます。

主な支出でございますが、14節工事請負費でカーブミラー設置工事請負費といたしまして150万6,000円を支出しておりますが、10か所に設置及び更新工事等を行っております。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） 9目地方創生費、予算現額939万7,000円、支出済額628万7,980円、不用額310万9,020円。不用額の主なものですが、7節報償費で縁結びサポーターの成功報償費がなかったことと、次のページの18節負担金、補助及び交付金におきまして、新生活・住まいづくり応援助成金の不用額でございます。

次に、主な支出としましては、12節移住定住促進事業委託ですが、主に移住相談や移住イベントへの出展などの経費でございます。昨年度の移住相談件数は延べ142件ありました。新生活・住まいづくり応援助成金を活用されて転入された方は3世帯9人です。奨学金返還支援補助金を活用された方は5人でした。

10目ふるさと納税費、予算現額1億497万1,000円、支出済額8,757万4,590円、不用額1,739万6,410円。こちらはふるさと納税事務に要する経費でございます。

24節積立金ですが、昨年度のがんばれ天栄応援基金積立金は4,457万6,809円、こども未来基金積立金は1,478万2,666円でした。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） 2項徴税费、1目税務総務費、予算減額7,430万5,000円、支出済額7,319万2,678円、不用額111万2,322円。不用額の主な理由としましては、22節償還金利子及び割引料につきましては、年度末に確定する法人村民税などの過年度還付金が見込みより少なかったものであります。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

2目賦課徴収費、予算現額693万3,000円、支出済額679万2,081円、不用額14万919円。不用額につきましては各節の積み上げによるものであり、おおむね予算どおりの執行でございます。

〔参事兼住民課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼住民課長（内山晴路君） 3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、予算現額6,435万3,000円、支出済額6,412万7,545円、不用額22万5,455円。こちらは主に窓口業務に係る経費でございます。不用額につきましては、10節の需用費の帳票印刷費におきまして、窓口で使用する印刷物が見込みより少なかったこと、修繕などがなかったため不用額が生じたものでございます。

主な事業といたしましては、国の施策によりマイナンバーカードの利用拡大を図る事業としまして、社会保障税番号制度関連事業などを実施しております。

76ページをお願いいたします。

12節の上から2番目、社会保障税番号制度システム整備委託料264万円につきましては、マイナンバーカード所有者がマイナポータルを利用してオンラインにより転出届、転入予約を行い、手続のワンストップ化を図るためのシステム整備事業として実施したものでございます。こちら、補助率10分の10でございます。

次に、上から7番目、戸籍事務内連携作業委託料714万4,500円につきましては、法務省の戸籍情報連携システムと村の戸籍情報システムとを接続することにより、市区町村間での戸籍事務の連携が図られ、戸籍などの届出に際し、戸籍証明書等の添付が必要であったものが省略できるほか、今後は本籍地以外の市町村の窓口でも戸籍証明書の広域交付が可能となるための整備でございます。

次に、その上の6番目、証明書コンビニ交付システム導入委託料2,679万6,000円につきましては、マイナンバーカードによる証明書類のコンビニ交付を可能とするもので、システムの基本構成機器の整備やシステム構築費などでございます。こちらは2分の1が特別交付税措置されます。

そのほかに関しましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） 続きまして、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、予算現額42万9,000円、支出済額42万6,359円、不用額2,641円。予算どおりの執行でございます。

続きまして、2目参議院議員通常選挙費、予算現額973万7,000円、支出済額972万9,728円、不用額7,272円。予算どおりの執行でございます。

続きまして、3目福島県知事選挙費、予算現額855万5,000円、支出済額854万6,303円、不用額8,697円。こちらも予算どおりの執行でございます。

○議長（服部 晃君） 説明の途中でございますが、ここで暫時休議いたします。11時まで休みます。

（午前10時44分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前 11 時 00 分）

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） 5項統計調査費、1目統計調査総務費、予算現額、支出済額、不用額ともにゼロ。

2目総務統計費、予算現額14万2,000円、支出済額13万7,175円、不用額4,825円。おおむね予算どおりの執行であります。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） 6項監査委員費、1目監査委員費、予算現額62万円、支出済額61万9,255円、不用額745円。予算どおりの執行でございます。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、予算現額1億8,918万1,000円、支出済額1億8,785万9,556円、不用額132万1,444円。こちらにつきましては、福祉全般に係る経費と、令和4年度に実施しました新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰のため商品券の発行及び給付金の支給に関する経費でございます。不用額の主な要因ですが、18節物価高騰対応生活支援商品券発行事業において、対象世帯が見込みより下回ったことと、商品券の未換金によることが要因です。その他に関しましてはほぼ予算どおりの執行です。

2目老人福祉費、予算現額1億3,817万8,000円、支出済額1億3,740万6,607円、不用額77万1,393円。こちらにつきましては主に高齢者福祉に関する経費でございます。不用額の主な要因ですが、19節扶助費において、寝たきり老人等介護者激励手当の支給対象者が見込みを下回ったため生じたものでございます。その他に関しましては、ほぼ予算どおりの執行です。

3目老人福祉施設費、予算現額668万1,000円、支出済額414万8,924円、繰越明許費230万円、不用額23万2,076円。こちらは老人福祉センターと高齢者コミュニティーセンターの維持管理に要する経費です。不用額の主な要因ですが、10節の需用費において、老人福祉センターの電気代が見込みを下回ったことが主な要因です。その他につきましては、ほぼ予算どおりの執行となります。

〔参事兼住民課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼住民課長（内山晴路君） 4目福祉医療費、予算現額7,811万7,000円、支出済額7,785万8円、不用額26万6,992円。こちらは後期高齢者医療に係る費用でございます。不用額につきましては、健診受診者が見込みより少なかったことが主な要因でございます。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） 5目障害対策費、予算現額1億4,219万2,000円、支出済額1億3,868万4,030円、不用額350万7,970円。こちらは障害をお持ちの方への支援に要する経費でございます。不用額の主な要因ですが、19節扶助費の重度心身障害者医療費の助成及び障害者自立支援給付費が見込みを下回ったことによることが主な要因でございます。

〔参事兼住民課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼住民課長（内山晴路君） 6目放射能対策費、予算現額333万3,000円、支出済額333万1,504円、不用額1,496円。こちらは、食品の安全管理のため、放射能の簡易分析装置を設置し、その運用に要する経費でございます。予算どおりの執行でございます。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） 7目住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費、予算現額963万2,000円、支出済額962万3,628円、不用額8,372円。こちらは、国の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を活用し、令和3年度住民税非課税世帯から令和4年度に非課税世帯になった家計急変世帯に対しまして、1世帯当たり10万円を89世帯に支給するために要した経費でございます。ほぼ予算どおりの執行です。

8目電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費、予算現額2,320万1,000円、支出済額2,308万2,034円、不用額11万8,966円。こちらは、電力・ガス・食料品等価格高騰の負担増を踏まえ、特に家計負担の大きい住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり5万円を441世帯へ支給するために要した経費でございます。ほぼ予算どおりの執行です。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、予算現額6,543万9,000円、支出済額6,213万8,060円、不用額330万940円。こちらは主に子育てを支援するために要する経費でございます。

不用額の主な要因ですが、1節の報酬において、放課後児童クラブの支援員の勤務時間が見込みよりも下回ったため生じたものでございます。また、18節負担金及び交付金の施設型給付で、村内の子どもが村外の認定こども園や保育所を利用した際に要する給付費ですが、見込額を下回ったため生じたものでございます。また、19節扶助費のこども医療費及び27節の国保分のこども医療費に係る国保特会への繰出金につきまして、こども医療費が見込みを下回ったために生じたものでございます。

その他につきましては、ほぼ予算どおりの執行です。

2目児童措置費、予算現額6,407万4,000円、支出済額6,405万9,566円、不用額1万4,434円。こちらにつきましては児童手当の支給に要する経費でございます。ほぼ予算どおりの執行です。

3目保育所施設費、予算現額7,374万1,000円、支出済額7,279万2,761円、不用額94万8,239円。こちらは天栄保育所に要する経費でございます。不用額につきましては、1節の

報酬で会計年度任用職員の勤務日数が見込みより下回ったため、また10節需用費の賄い材料費では、コロナ感染による休所及び乳幼児の出席停止によることが要因となっております。その他に関しては、ほぼ予算どおりの執行です。

4目放射能対策費、予算現額40万7,000円、支出済額40万5,336円、不用額1,664円。こちらは、天栄保育所の子どもたちの食の安全を確保するために、放射能の測定に要する経費でございます。ほぼ予算どおりの執行です。

5目子育て世帯生活支援特別給付金事業費、予算現額505万6,000円、支出済額467万9,264円、不用額37万6,736円。こちらは、低所得の子育て世帯に対しまして、子ども1人当たり5万円を給付した事業です。不用額につきましては、18節負担金、補助及び交付金において、給付金の支給が見込みより少なかったために生じたものでございます。その他に関しましては、ほぼ予算どおりの執行です。

6目子育て世帯臨時特別給付金給付事業費、予算現額242万2,000円、支出済額242万2,000円、不用額ゼロ。こちらは、令和3年度においてコロナ禍で18歳未満の子どもがいる子育て世帯に対しまして生活の支援を行う観点から、子ども1人当たり5万円を支給した子育て世帯臨時特別給付金の精算返納金です。

〔参事兼住民課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼住民課長（内山晴路君） 3項国民年金費、1目国民年金費、予算現額542万2,000円、支出済額528万2,448円、不用額13万9,552円。こちらは国民年金事務に要する経費でございます。不用額につきましては、職員手当など、その他各節の積み上げによるものでございます。

4項災害救助費、1目災害救助費、予算現額1,356万1,000円、支出済額1,340万2,065円、不用額15万8,935円。こちらは、令和4年3月に発生しました福島県沖地震に伴い被災した住居等の応急修理や解体撤去などに要する費用でございます。不用額につきましては、14節工事請負費の被災家屋等解体撤去工事請負費におきまして、工事費の変更減に伴い生じたものでございます。

次に、主な事業としまして、まず10節の被災住宅修理費でございますが、災害救助法に基づき全半壊と判定された被災住宅に対して30万円を上限に修理費の一部を支払うもので、国からの全額補助でございます。こちら2棟分でございます。

また、18節の被災住宅支援事業補助金では、全半壊に至らないと判定された家屋の応急修理に対しまして、県独自の支援として、20万円以上の修理費のうち10万円を上限に補助するもので、県が10分の9、村10分の1の負担割合でございます。こちら6棟分でございます。

次に、14節工事請負費の被災住宅等解体撤去工事請負費につきましては、震災により半壊以上の認定を受けた住宅等、二次災害防止などの観点から、申請に基づき村が解体撤去を行

ったものでございます。こちらは1棟でございます。

また、18節負担金、補助及び交付金の被災家屋等解体撤去費用償還事業補助金につきましては、村が解体撤去等を実施する前にやむを得ず自費により行った場合に、その要した費用のうち基準額の範囲で補助を行ったものでございます。こちらは5棟分でございます。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） 4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、予算現額4,620万4,000円、支出済額4,614万2,440円、不用額6万1,560円。こちら主に保健事業や自殺対策事業に要する経費でございます。ほぼ予算どおりの執行です。

2 目予防費、予算現額6,434万円、支出済額6,045万9,972円、不用額388万28円。こちらは主に母子の健診や各予防接種及び新型コロナワクチン接種に要した経費でございます。

不用額につきましては、1 節報酬、3 節職員手当、8 節旅費、10 節需用費、12 節役務費、13 節委託料において、新型コロナワクチン接種の早期の接種のため、1 日当たり接種を増やしたことにより接種期間が短縮されたことにより、費用が見込みよりも少なかったために生じたものでございます。19 節扶助費につきましては、未熟児で産まれた児童の医療費の負担を軽減する療育医療制度の対象者がいなかったため、不用額が生じたものでございます。

その他は予算どおりの執行です。

〔参事兼住民課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼住民課長（内山晴路君） 3 目環境衛生費、予算現額5,703万8,000円、支出済額5,693万3,633円、不用額10万4,367円。こちらは主に村内の環境保全や狂犬病対策等に要する経費でございます。不用額につきましては、各節の積み上げにより不用額が生じたものでございます。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） 5 目保健センター施設費、予算現額2,417万2,000円、支出済額2,344万2,299円、不用額72万9,701円。こちらは健康保健センターの維持管理に要した経費でございます。不用額につきましては、10 節の灯油代及び電気料が見込みよりも少なかったために生じたものでございます。その他に関しては、ほぼ予算どおりの執行です。

失礼しました、110ページに戻っていただければと思います。

4 目健康増進事業費、予算現額1,202万2,000円、支出済額1,185万8,007円、不用額16万3,993円。こちらは主に住民の健康を守るための各種健診に要する経費でございます。ほぼ予算どおりの執行となります。

〔参事兼住民課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼住民課長（内山晴路君） 6 目墓地公園施設費、予算現額74万8,000円、支出済額68万5,229円、不用額6万2,771円。こちらは墓地公園の施設管理に要する経費でございます。

ほぼ予算どおり執行しております。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

- 建設課長（櫻井幸治君） 7目放射能対策費、予算現額417万6,000円、支出済額416万1,326円、不用額1万4,674円。こちらは土橋久保仮置場原状回復工事の補完工事に係る経費でございます。営農再開のための土壌改善措置に係る工事等を行いました。おおむね予算どおりの執行でございます。

〔参事兼住民課長 内山晴路君登壇〕

- 参事兼住民課長（内山晴路君） 2項清掃費、1目ごみ処理費、予算現額6,063万2,000円、支出済額6,027万742円、不用額36万1,258円。こちらは村内の一般廃棄物等に要する経費でございます。不用額につきましては、12節委託料の一般廃棄物収集運搬業務委託料が見込みより少なかったため生じたものでございます。

また、主な事業につきましては、12節の災害廃棄物運搬業務委託料でございますが、令和4年3月に発生しました福島県沖地震により被災した家屋などから排出された災害廃棄物を運搬するための業務委託でございます。また、14節のリサイクルハウス設置工事といたしまして、老朽化しました中郷区郷戸の施設の更新及び春日山区への新設を行いました。そのほかにつきましてはほぼ予算どおりの執行でございます。

2目し尿処理費、予算現額1,692万円、支出済額1,692万円、不用額ゼロ。予算どおりの執行でございます。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

- 建設課長（櫻井幸治君） 3目合併処理浄化槽設置整備事業費、予算現額41万円、支出済額40万8,600円、不用額1,400円。こちらは合併処理浄化槽の普及整備に係る費用でございます。18節負担金、補助及び交付金におきまして、合併処理浄化槽設置整備事業補助金として2件の補助金を支出いたしました。ほぼ予算どおりの執行でございます。

3項上水道費、1目上水道施設費、予算現額2,158万円、支出済額2,140万円、不用額18万円。不用額につきましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、昨年開催いたしました地下水連絡協議会地下水サミットにおける開催市町村負担金が見込みより少なく済んだことによるものでございます。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

- 産業課長（芳賀信弘君） 118ページをお願いいたします。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、予算現額1万1,000円、支出済額1万300円、不用額700円。おおむね予算どおりの執行でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、予算現額1,277万円、支出済額1,273万4,057円、不用額3万5,943円。こちらは農業委員会の運営に係る費用でございます。おお

むね予算どおりの執行でございます。

120ページをお願いいたします。

2目農業総務費、予算現額5,422万2,000円、支出済額5,388万638円、不用額34万1,326円。不用額につきましては、3節の職員手当の減が要因となっております。それ以外につきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

3目農業振興費、予算現額6億4,835万4,000円、支出済額6億757万6,232円、繰越明許費3,326万8,000円、不用額750万9,768円。

繰越明許費につきましては、農林水産物直売施設の整備に伴う工事請負費及び備品購入費を翌年度に繰り越したものでございます。

不用額につきましては、122ページの11節役務費におきまして、キャンプ場及び道の駅季の里へのし尿くみ取り、汚泥くみ取り料が見込みを下回ったため、12節委託料におきまして、繰越事業として実施いたしました農林水産物直売施設工事管理業務委託料の請差が生じたため、14節工事請負費におきまして、こちらも繰越事業として実施いたしました農林水産物直売施設新築工事請負費の請差が生じたため、及び駐車場区画線工事が見込みより減少したため、続きまして124ページの18節負担金、補助及び交付金におきまして、農業生産資材価格高騰対策臨時交付金が見込みを下回ったことが主な要因となっております。

主な支出といたしましては、1節報酬におきまして営農指導員報酬103万円。

10節需用費におきまして、施設修繕費といたしまして、キャンプ場の床、屋根、道の駅季の里天栄の自動ドア、道の駅羽鳥高原の自動ドア及び厨房の排水管修繕など229万4,017円。

122ページをお願いします。12節委託料におきまして、オートキャンプ場の指定管理委託料300万円、てんえいふるさと公園農林水産物直売施設工事監理業務委託料286万円、駐車場整備工事設計業務委託料132万円。

14節工事請負費におきまして、てんえいふるさと公園整備による駐車場整備工事請負費5,127万7,600円、農林水産物直売施設新築工事請負費3億9,753万3,400円、木製什器製作工事請負費147万円、防犯設備設置工事請負費185万200円。

15節原材料費におきまして、直売所新設に伴う壁の材料としまして、木材557万4,360円。

17節備品購入費におきまして、直売施設の備品613万8,000円。

124ページをお願いします。18節負担金、補助及び交付金におきまして、中山間地域直接支払交付金を19組織に対しまして6,529万3,125円、天栄ブランド化推進事業補助金280万円、内訳といたしましては、天栄米食味コンクール及び米・食味分析鑑定コンクール国際大会の費用といたしまして112万2,000円、マカの栽培実証事業といたしまして106万7,000円、そのほか農林水産物等の販売促進PR事業費としまして61万1,000円となっております。環境保全型農業直接支払交付金を39名に対し423万3,020円、多面的機能支払交付金を17組織へ

3,919万9,232円、農業生産資材価格高騰対策臨時交付金を361名に対しまして1,030万1,000円。

22節償還金利息及び割引料におきまして、精算返納金として、多面的機能支払交付金の返還金、3組織分、101万3,602円を支出しております。

続きまして、4目畜産業費、予算現額44万9,000円、支出済額34万8,300円、不用額10万700円。不用額につきましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、畜産振興組合補助金といたしまして、家畜導入資金供給事業により導入してございました繁殖牛の頭数が減少したことが要因となっております。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 5目農業施設費、予算現額2億5,411万2,000円、支出済額2億5,156万1,212円、不用額255万788円。

不用額の主な理由につきましては、次のページになりますが、14節工事請負費におきまして、板屋々敷地区排水路改修工事等の請差によるもの、27節繰出金におきましても、農業集落排水事業特別会計、水道事業特別会計への繰出金について、板屋々敷地区排水路改修工事に伴う支障物件施設工事分の請差により、繰出金が少なく済んだことが要因となっております。

そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

また、主な事業といたしましては、14節工事請負費におきまして、起債事業の緊急自然災害防止対策事業を活用して実施いたしました板屋々敷地区排水路改修工事、北小屋池堤体改修工事、飯豊地区排水路改修工事、深沢池法面改修工事、同じく起債事業である緊急浚渫推進事業を活用した地蔵池浚渫工事を行い、用排水路などの農業施設の維持のため、適切な管理に努めました。また、18節負担金、補助及び交付金では、行政区が主体となり区内の整備等を実施する行政区協働の里づくり交付金事業において、15行政区に助成いたしました。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） 6目水利施設管理費、予算現額1,846万9,000円、支出済額1,787万5,930円、不用額59万3,070円。こちらは龍生ダムの管理に要する費用でございます。不用額につきましては、128ページの10節需用費におきまして、龍生ダムの管理にかかります燃料費、ガソリン代が見込みより少なくなったこと及び各節の積み上げによるものが要因となっております。

主な支出いたしましては、12節委託料におきまして、ダム管理のための各種装置の保守点検費用として電気工作物保守委託料381万3,340円、18節負担金、補助及び交付金におきまして、龍生ダムの管理棟及び警報局の新設並びに機器更新と、県の事業に対する防災ダム事業負担金420万円を支出しております。

[税務課長 塚目弘昭君登壇]

○税務課長（塚目弘昭君） 7目国土調査費、予算現額2,834万1,000円、支出済額2,814万6,805円、不用額19万4,195円。不用額につきましては各節の積み上げによるものであり、おおむね予算どおりの執行でございます。

国土調査事業につきましては、牧本第28地区の測量調査及び本閲覧等を行い、大里第29地区につきましては、長狭物や各土地の一筆地調査を実施いたしました。

[産業課長 芳賀信弘君登壇]

○産業課長（芳賀信弘君） 8目水田農業構造改革対策費、予算現額956万6,000円、支出済額956万5,500円、不用額500円。予算どおりの執行でございます。18節負担金、補助及び交付金におきまして、水田利活用推進助成金といたしまして、飼料用米作付面積146ヘクタールに対しまして726万5,500円、地域農業再生協議会への運営補助といたしまして経営所得安定対策等推進事業費補助金230万円を支出しております。

9目地域農政特別対策推進活動費、予算現額2,252万1,000円、支出済額2,189万3,977円、不用額62万7,023円。不用額につきましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、132ページをお願いします、新規就農者育成総合対策事業補助金における対象者が年度末に就農場所を他市町村へ移動したため、補助金額が減少したことが要因となっております。

主な支出といたしましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、132ページ、農業次世代人材投資事業補助金として3経営体に対し経営体資金565万557円、農業経営規模拡大支援事業補助金としまして、農地集積による経営規模を拡大した農家15経営体に対する機械導入補助1,185万8,000円、新規就農者育成総合対策事業補助金として2経営体に対し経営開始資金162万5,000円、こちらは先ほどの農業次世代人材投資事業補助金が令和4年度から制度変更されたものとなっております。農地利用効率化等支援交付金といたしまして、融資を受けて生産効率化等を行う2経営体に対して226万5,000円を支出しております。

10目開発センター費、予算現額333万9,000円、支出済額280万6,173円、不用額53万2,827円。不用額につきましては、14節工事請負費におきまして、空調機等更新工事請負費における請差が生じたことが要因となっております。それ以外につきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

主な支出といたしましては、10節需用費におきまして、漏水に伴う給水管、屋根、玄関ドア等の修繕費99万3,135円、14節工事請負費におきまして、センター2階の換気設備及び空調設備の改修に係る空調機等更新工事請負費128万2,820円を支出しております。

11目羽鳥湖高原交流促進センター費、予算現額1,346万3,000円、支出済額1,330万8,065円、不用額15万4,935円。不用額につきましては、10節需用費の電気料が見込みを下回ったこと、それから各節の積み上げによるものが要因となっております。

主な支出といたしましては、14節工事請負費におきまして、浄化槽ブローの老朽化に伴う改修工事請負費599万8,630円を支出しております。

12目放射能対策費、予算現額34万1,000円、支出済額34万1,000円、不用額ゼロ。予算どおりの執行でございます。11節役務費におきまして、放射性物質測定器2台の校正を行っております。

2項林業費、1目林業総務費、予算現額2億9,887万円、支出済額1億7,205万1,970円、繰越明許費1億2,634万4,000円、不用額47万4,030円。繰越明許につきましては、12節委託料、ふくしま森林再生事業の森林整備業務委託料等を翌年度に繰り越したものでございます。不用額につきましては、136ページの18節負担金、補助及び交付金におきまして、イノシシ捕獲管理事業補助金及びニホンジカ捕獲管理事業補助金が、捕獲数が見込みよりも少なかったことが要因となっております。

主な支出といたしましては、1節報酬におきまして、鳥獣被害対策実施隊報酬、14名分、19万3,915円、2節報償費におきまして、鳥獣被害等パトロール報償として、延べ56回の出勤に対しまして8万4,000円、12節委託料におきまして、森林環境整備委託料として、松くい虫被害木伐倒や支障木整備で511万2,800円、136ページ、ふくしま森林再生事業において、牧之内日向窪、上松本長久保、大里愛宕山の森林整備に伴う年度別計画作成業務委託料3,100万2,500円、同意取得業務委託料662万7,500円、森林整備業務委託料1億1,317万5,040円、ヤギの放牧による緩衝帯管理実証事業委託料としまして66万6,333円、18節負担金、補助及び交付金におきまして、イノシシ捕獲管理事業補助金として、狩猟期のイノシシ捕獲数26に対しまして59万8,000円、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金といたしまして、捕獲器のイノシシ捕獲数88頭、ツキノワグマ20頭、ニホンジカ70頭、ハクビシン26匹に対しまして362万9,000円、ニホンジカ捕獲管理事業補助金といたしまして、狩猟期のニホンジカ捕獲数20頭に対し46万円を支出しております。

24節積立金におきましては、森林環境譲与税601万4,295円の積立てを行っております。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 2目林業振興費、予算現額6,892万7,000円、支出済額1,866万2,850円、繰越明許費5,020万円、不用額6万4,150円。おおむね予算どおりの執行でございます。繰越明許費につきましては、治山事業として牧本地区の新林地区補助治山事業、児渡地区小規模治山事業及び湯本地区の林道一本木線道路改良事業を翌年度へ繰り越したものでございます。

また、主な事業といたしましては、12節委託料におきまして、児渡地区小規模治山事業、林道一本木線道路改良事業、次のページの新林地区補助治山事業の測量設計業務委託、14節工事請負費におきましては、前年度からの繰越事業でありました下二俣地区小規模治山工事、

また林道の舗装打ち替えなど、治山、林道の適切な維持管理に努めたところでございます。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） 3項水産業費、1目水産業総務費、予算現額7万7,000円、支出済額7万7,000円、不用額ゼロ。予算どおりの執行でございます。18節負担金、補助及び交付金におきまして、南会東部非出資漁業協同組合湯本支部で行いますイワナ等の放流事業に対しまして7万7,000円の補助金を支出しております。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、予算現額8,000円、支出済額5,945円、不用額2,060円。おおむね予算どおりの執行でございます。

2目商工業振興費、予算現額1,172万2,000円、支出済額1,172万1,075円、不用額925円。おおむね予算どおりの執行でございます。

主な支出といたしましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、商工会指導活動補助金447万円、泊まってエールキャンペーン補助金115万1,000円、こちらにつきましては繰越事業として1泊3,000円の宿泊費補助、それから商店等で利用できる1,000円のクーポン券として補助を行いまして、延べ308人、308人泊の宿泊となっております。地域活性化事業補助金48万9,000円、プレミアム商品券発行事業補助金450万円、こちらにつきましては、プレミアム率20%の商品券を1,000セット2回、2,000セットということで販売しまして、全て完売しております。創業等支援補助金82万円、こちらにつきましては、令和4年度に新設した事業でございまして、村内で事務所等を設け創業するに当たり必要な改修工事等の費用を創業者1人当たり40万円を限度ということで補助するものでございまして、2件の補助を行っております。

3目観光費、予算現額1,698万2,000円、支出済額1,660万6,831円、不用額37万5,169円。不用額の主な要因といたしましては、140ページの18節負担金、補助及び交付金の教育旅行補助金におきまして、申請件数が見込みより少なかったことが要因となっております。

主な支出といたしましては、12節委託料におきまして、着地型誘客促進事業委託料419万6,000円、こちらにつきましては、県のサポート事業補助金を活用いたしまして、アフターコロナを見据え、村に訪れていただくことを目的といたしまして、オンラインツアー、それからファミトリップツアーを実施いたしまして、旅行会社等へPRを行い、体験型教育旅行の誘致を図る動画も作成いたしております。オンラインツアーで10社、ファミトリップツアーで10名の旅行会社等に参加していただきまして、教育旅行につなげております。

18節負担金、補助及び交付金におきまして、羽鳥湖高原ウオーク負担金200万円、泊まってエールキャンペーン補助金411万2,000円、天栄村サポーター事業補助金150万円、教育旅行補助金12万円、羽鳥湖高原ウオーク負担金につきましては、夏は3年ぶり、秋は4年ぶりとなるウオーク大会を開催いたしまして、合計約1,500名の参加となっております。泊まっ

てエールキャンペーンにつきましては、5月から9月までの期間、1,000人泊限定でキャンペーンを実施いたしまして、予定の延べ1,000人泊の利用が図られております。教育旅行補助金につきましては、令和4年度に新設したものでございまして、村内宿泊を伴う学校の教育旅行、合宿に係るバスの費用などを補助するもので、1団体当たり15万円を上限に補助するものでございまして、3団体に補助を行ってございます。

4目地域開発費、予算現額1,343万7,000円、支出済額1,287万2,885円、不用額56万4,115円。不用額の主な要因といたしましては、地域おこし協力隊に係るガソリン代、灯油代、修繕費等が見込みを下回ったことが要因となっております。

主な支出といたしましては、1節報酬におきまして、有害鳥獣対策部門2名、それから観光支援部門の1名、計3名の地域おこし協力隊報酬665万円を支出しております。そのほか、142ページの8節から18節負担金、補助及び交付金におきまして、協力隊の活動経費等を主に支出いたしました。

○議長（服部 晃君） ただいま議案説明の途中でございしますが、昼食のため午後1時30分まで休みます。

(午前11時45分)

○議長（服部 晃君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 142ページをお願いいたします。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、予算現額1,093万4,000円、支出済額1,064万1,248円、不用額29万2,752円。

各期成同盟会及び協議会、職員の人件費等に要する経費でございます。不用額の主な理由につきましては、次のページになりますが、18節負担金補助及び交付金におきまして、県道白河・羽鳥線整備促進期成同盟会の活動自粛により、負担金の請求がなかったことや、各節積み上げによるものでございます。

2項道路橋梁費、1目道路維持費、予算現額1億7,959万7,000円、支出済額1億6,191万4,146円、不用額1,768万2,854円。

不用額の主な理由につきましては、1節報酬におきまして会計年度任用職員の勤務時間の見込みを下回ったこと、10節需用費におきましては、前年度より降雪が少なかったことにより、除雪に係る費用が軽油代と車両修繕費で見込みより少なく済んだこと、12節委託料におきましても、除雪委託料が見込みより少なかったこと、13節使用料及び賃借料におきまして

は、緊急を要する重機借上げが見込みより少なかったこと、14節工事請負費におきましては、維持工事等における請差など、17節備品購入費におきましては、凍結防止剤散布機の購入請差によるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

また、主な事業といたしましては、冬期間の安全・安心な道路通行を確保するため、前年度からの繰越事業で除雪ドーザ2台を整備したほか、舗装打替工事、側溝敷設替工事や道路区画線工事を行い、交通安全施設や生活関連道路の整備に努めたところでございます。

2目道路新設改良費、予算現額1億6,903万5,000円、支出済額1億3,796万4,573円、繰越明許費1,800万円、不用額1,307万427円。繰越明許費につきましては、不動橋橋梁補修工事を翌年度へ繰り越したものでございます。

次に、不用額の主な理由につきましては、14節工事請負費におきまして、前年度から繰り越した児渡・滝田線道路改良工事に不用額が生じたもの。また、舗装打替工事などにおける請差や各節積み上げによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

また、主な事業といたしましては、12節委託料におきまして橋梁長寿命化計画に基づき、年次計画で実施しております橋梁詳細点検業務委託を37か所で実施、高林地内の南1号線道路改良工事に伴う事業として、12節委託料において測量設計業務委託を、16節公有財産購入費において道路拡張に伴う用地として6名より購入をいたしました。

14節工事請負費におきましては、三本松橋橋梁補修工事や飯豊・芹沢線舗装打替工事などを実施し、主要村道の整備に努めたところでございます。

3項河川費、1目河川費、予算現額8,154万7,000円、支出済額7,489万3,540円、不用額665万3,460円。

不用額の主な理由につきましては、14節工事請負費の緊急浚渫推進事業工事費におきまして、前年度から繰越事業であった二俣川河川浚渫工事及び現年度で実施しました河内川河川浚渫工事における請差によるものでございます。そのほかにつきましては、予算どおりの執行でございます。

また、主な事業といたしましては、緊急浚渫推進事業のほか、県の委託事業により釈迦堂川、竜田川の除草工事を行い、安全・安心な河川環境維持に努めたところでございます。

4項住宅費、1目住宅費、予算現額473万3,000円、支出済額466万940円、不用額7万2,060円。おおむね予算どおりの執行でございます。

主な事業といたしましては、18節負担金補助及び交付金におきまして、空き家改修事業等補助金で空き家バンクに登録できないと判断された空き家の解体に2件、補助金を交付いたしました。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） 9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、予算現額1億5,236万8,000円、支出済額1億5,236万8,000円、不用額ゼロ。予算どおりの執行でございます。

2目非常備消防費、予算現額9,554万6,000円、支出済額8,639万5,870円、不用額915万130円。

不用額につきましては、1節の報酬の消防団員報酬に係る部分が見込みより下回ったものでございます。また、12節でございますが、委託料では、てんえいふるさと公園防災備蓄倉庫整備工事に係る工事管理業務の委託料の請差、14節工事請負費におきましては、てんえいふるさと公園防災備蓄倉庫整備工事及び体育館の照明器具工事等に係る工事請負費に係る請差によるものでございます。

続きまして、154ページをお願いいたします。

3目消防施設費、予算現額1,876万7,000円、支出済額1,850万3,100円、不用額26万3,900円。

不用額につきましては、14節消防施設工事請負費の請差でございます。

続きまして、4目水防費、予算現額、支出済額、不用額ともにゼロでございます。

5目防災行政無線管理費、予算現額771万3,000円、支出済額759万6,018円、不用額11万6,982円。

不用額につきましては、各節の積み上げによるもので、おおむね予算どおりの執行でございます。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） 10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、予算現額100万9,000円、支出済額93万5,959円、不用額7万3,041円。各節ともおおむね予算どおりの執行でございます。

2目事務局費、予算現額1億6,281万4,000円、支出済額1億6,231万2,003円、不用額50万1,997円。

不用額につきましては、各節の積み上げによるものでございます。主な事業につきましては、次のページの10節需用費の消耗品でございますが、コロナウイルス感染症対策として補助金により各学校へ消毒用アルコールやマスクなどを購入いたしました。

次のページ、12節委託料におきましては、中段程度に記載されております学習支援業務委託料として、受験を控える中学3年生へ民間塾から講師を派遣して学習指導を行いました。

校務支援システム導入委託料につきましては、児童生徒の成績や保健管理など校務事務の一元化を図るため、システムを導入したものでございます。

湯本中学校閉校記念映像作成業務委託料につきましては、3月をもって閉校した湯本中学校の地域の方々の思い出などを映像にしてDVDを作成し、閉校記念式典に参加した方々へ配布いたしました。統合小学校等基本計画策定業務委託料につきましては、保育所、幼稚園、統合小学校の各施設相互の連携を前提とした整備のための基本構想計画を策定いたしました。

次のページ、17節備品購入費につきましては、施設備品購入費としてコロナウイルス感染症対策のサーキュレーターや空気清浄機などを補助金により各学校へ購入いたしました。

18節負担金、補助金及び交付金につきましては、給食費補助金として給食食材の保護者負担のうち3分の1を村から補助いたしました。また、燃料価格や物価高騰による影響を受け、給食食材が値上げされたことから、その増額分の全額補助を行い、各家庭の負担軽減を図りました。

2項小学校費、1目学校管理費、予算現額4,726万円、支出済額4,564万4,571円、不用額161万5,429円。

主な不用額につきましては、10節需用費におきまして、各学校の燃料費及び光熱費でございますが、1月から3月の寒さが予想より厳しくなかったことから不用となったものでございます。そのほか各節ともほぼ予算どおりの執行でございます。

飛びまして、166ページをお願いいたします。

2目教育振興費、予算現額1,160万2,000円、支出済額1,140万6,762円、不用額19万5,238円。

不用額につきましては、各節の積み上げによるものでございます。各節ともほぼ予算どおりの執行でございます。

次のページ、3項中学校費、1目学校管理費、予算現額3,580万8,000円、支出済額2,783万271円、繰越明許費727万1,000円、不用額70万6,729円。

主な不用額につきましては、10節需用費の燃料費及び光熱費において不用となったものでございます。

次のページの14節工事請負費の明許繰越費につきましては、中学校体育館の床修繕工事の費用を翌年度に繰り越したものでございます。そのほかほぼ予算どおりの執行でございます。

2目教育振興費、予算現額652万3,000円、支出済額633万5,214円、不用額18万7,786円。

不用額につきましては、各節の積み上げによるものでございます。そのほか予算どおりの執行でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、予算現額1億604万5,000円、支出済額1億511万8,616円、不用額92万6,384円、主な不用額につきましては、10節需用費の燃料費及び光熱費において不用となったものでございます。

需用費の消耗器材につきましては、コロナウイルス感染症対策として補助金により消毒用

アルコールやペーパータオルなどを購入いたしました。

次のページの14節工事請負費につきましては、トイレ改修工事、滑り台設置工事及び園庭通路設置工事を実施いたしました。そのほかは、各節ともほぼ予算どおりの執行でございます。

〔生涯学習課長 黒澤伸一君登壇〕

○生涯学習課長（黒澤伸一君） 続きまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費、予算現額1,255万円、支出済額1,233万8,453円、不用額21万1,547円。こちらは二十歳のつどいや放課後子ども教室に係る経費等でございます。

不用額につきましては、7節報償費において放課後子ども教室の安全管理員報酬が予定を下回ったものでございます。それ以外は、おおむね予算どおりの執行でございます。

2目生涯学習費、予算現額286万7,000円、支出済額282万824円、不用額4万6,176円。

次のページをお開きください。

こちらにつきましては、文化祭、それから芸能発表会、村民教室各種講座等の開催経費に係る経費でございます。おおむね予算どおりの執行でございました。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 3目湯本公民館費、予算現額136万4,000円、支出済額110万9,040円、不用額25万4,960円。こちらは、文化祭、各種講座、公民館運営による経費でございます。

次のページをご覧ください。

不用額の主な理由としましては、ガソリン代、車両修繕費が見込みより少なかったためです。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

〔生涯学習課長 黒澤伸一君登壇〕

○生涯学習課長（黒澤伸一君） 続きまして、4目文化財保護費、予算現額96万5,000円、支出済額93万5,260円、不用額2万9,740円。

18節負担金補助金及び交付金において前年度からの繰り越した村指定文化財の保全に係る補助金を1件執行しております。おおむね予算どおりの執行でございました。

5目伝統文化施設費、予算現額534万2,000円、支出済額521万1,034円、不用額13万966円。

こちらは、ふるさと文化伝承館の運営に係る経費でございます。

不用額につきましては、光熱水費等の積み上げによるものでございます。おおむね予算どおりの執行でございます。

6目生涯学習センター費、予算現額1,030万8,000円、支出済額1,001万8,283円、不用額28万9,717円。こちらは生涯学習センターに係る運営経費でございます。

不用額につきましては、光熱水費が見込みを下回ったためでございます。そのほかについ

ては、おおむね予算どおりの執行でございます。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、予算現額452万6,000円、支出済額416万1,886円、不用額36万4,114円。こちらは18節において村体育協会への補助やふくしま駅伝実行委員会の補助などを行っております。

不用額につきましては、次のページ、スキーリフト券の購入補助の件数が予定より下回ったものでございます。そのほかについては、おおむね予算どおりの執行でございます。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

- 湯本支所長（星 裕治君） 2目湯本保健体育費、予算現額310万1,000円、支出済額302万2,027円、不用額7万8,973円。こちらは、運動会、体育館に要する経費です。おおむね予算どおりの執行でございます。

主な事業としましては、14節工事費で体育館のトイレ改修、網戸の設置を行いました。以上です。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

- 教育課長（関根文則君） 3目学校給食センター費、予算現額3,756万7,000円、支出済額3,719万2,227円、不用額37万4,773円。

不用額につきましては、各節の積み上げによるものであります。おおむね予算どおりの執行でございます。

〔生涯学習課長 黒澤伸一君登壇〕

- 生涯学習課長（黒澤伸一君） 続きまして、4目天栄体育施設費、予算現額1,064万5,000円、支出済額1,040万1,206円、不用額24万3,794円。こちらは村の体育施設に係る運営経費でございます。

不用額については、10節需用費におきまして、各施設の電気料が見込みを下回ったための積み上げによるものです。12節委託料において白子テニスコート管理棟の解体工事実施設計を170万5,000円で実施しております。そのほかはおおむね予算どおりの執行でございます。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

- 建設課長（櫻井幸治君） 11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、予算現額335万8,000円、支出済額335万7,200円、不用額800円。こちらは令和4年3月に発生した本県沖地震における災害復旧費として、14節工事請負費におきまして水路や農道等の災害復旧工事を8件実施いたしました。予算どおりの執行でございます。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、予算現額2,887万円、支出済額2,886万9,500円、不用額500円。こちらも令和4年3月に発生した本県沖地震における災害復旧費として、14節工事請負費におきまして村道の亀裂や路面沈下等の災害復旧工事を16件実施いたしました。予算どおりの執行でございます。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） 3項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費、予算現額460万5,000円、支出済額458万6,100円、不用額1万8,900円。3月の地震により学校施設が被害を受けたため、13節委託料におきまして天栄中学校体育館の床が沈下したことによる災害復旧の設計業務を行い、14節工事請負費におきましては、小中学校及び幼稚園の校舎などの復旧工事を行いました。ほぼ予算どおりの執行でございます。

〔生涯学習課長 黒澤伸一君登壇〕

○生涯学習課長（黒澤伸一君） 2目社会教育施設災害復旧費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

以上です。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） 4項その他公共・公用施設災害復旧費、1目公共施設・公用施設災害復旧費、予算現額70万円、支出済額69万3,000円、不用額7,000円。おおむね予算どおりの執行でございます。

こちらにおきましても、地震により被災した役場庁舎に係る災害復旧工事ございまして、地震の影響により天井から外れた空調機器や破損した天井等の補修を行ったものでございます。

続きまして、12款公債費、1項公債費、1目元金、予算現額3億4,510万3,000円、支出済額3億4,510万2,615円、不用額385円。

2目利子、予算現額1,581万1,000円、支出済額1,580万9,420円、不用額1,580円。

13款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円でございます。

続きまして、2目建物取得費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額234万2,000円、支出済額ゼロ、不用額234万2,000円。

歳出合計、予算現額56億6,582万5,000円、支出済額53億877万4,455円、繰越明許費2億3,738万3,000円、不用額1億1,966万7,545円でございます。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額55億9,203万1,479円、歳出総額53億877万4,455円、歳入歳出差引額2億8,325万7,024円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額8,258万円、実質収支額2億67万7,024円。

一般会計の説明は以上でございます。

〔参事兼住民課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼住民課長（内山晴路君） 206ページをお願いいたします。

議案第10号 令和4年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、予算額1億858万9,000円、調定額1億5,941万9,621円、収入済額1億1,253万4,845円、収入未済額4,688万4,776円。

収入未済の内訳でございますが、1節医療給付費分現年課税分358万2,671円、48世帯、219件。2節後期高齢者支援金分現年課税分125万7,586円、48世帯、219件。3節介護納付金分現年課税分50万1,443円、介護納付金分現年課税分29世帯、127件。4節医療給付費分滞納繰越分2,833万5,657円、97世帯、延べ1,742件。5節後期高齢者支援金分滞納繰越分835万2,451円、94世帯、延べ1,527件。6節介護納付金分滞納繰越分485万4,968円、65世帯、延べ1,300件です。

2目退職被保険者等国民健康保険税、予算現額6,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。退職被保険者の該当者がいないため、収入がなかったものでございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、予算現額5万円、調定額、収入済額ともに3万9,760円。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害臨時特例補助金、予算現額1万5,000円、調定額、収入済額ともに4,000円。これは東日本大震災で避難されてきた方の医療費の一部負担金の免除分を補填するための補助金でございます。

次のページをお願いいたします。

2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金、予算現額3万8,000円、調定額、収入済額ともに3万8,000円。これは湯本診療所がオンラインによる資格確認を行うため社会保障税番号制度システム整備費等補助金を活用し、システム整備を行ったものでございます。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、予算現額4億6,711万8,000円、調定額、収入済額ともに4億5,989万8,850円。こちらは保険給付に対する普通交付金と村の財政状況や事業等に応じた特別交付金の2種類となります。

2目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金、予算現額107万7,000円、調定額、収入済額ともに107万7,390円。こちらは医療給付費国庫負担金の子ども医療費助成金の減額調整に対する福島県の補助金となります。

2項財政安定化基金交付金、1目財政安定化基金交付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、予算現額1万円、調定額、収入

済額ともに2,676円。こちらは基金利子です。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額4,683万9,000円、調定額、収入済額ともに4,637万2,488円。

次のページをお願いいたします。

2項基金繰入金、1目国保基金繰入金、予算現額1,718万1,000円、調定額、収入済額ともに1,718万円。

7款繰越金、1項繰越金、1目その他繰越金、予算現額3,523万5,000円、調定額、収入済額ともに3,523万5,146円。

8款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金、予算現額10万円、調定額、収入済額ともに1万7,000円。

2目退職被保険者等延滞金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

3目一般被保険者加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

4目退職被保険者等加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

5目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2項村預金利子、1目村預金利子、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに38円。

こちら高額療養費基金の預金利子でございます。

3項雑入、1目滞納処分費、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

次のページをお願いいたします。

2目一般被保険者第三者納付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに3万933円。こちらは、交通事故等により発生した被害者の医療給付費分を加害者に請求し、回収した納付金でございます。

3目退職被保険者等第三者納付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

4目一般被保険者返納金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

5目退職被保険者等返納金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

6目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

9款市町村債、1項財政安定化基金貸付金、1目財政安定化基金貸付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

歳入合計、予算現額6億7,627万1,000円、調定額7億1,931万5,902円、収入済額6億7,243万1,126円、収入未済額4,688万4,776円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額355万8,000円、支出済額342万7,778円、不用額13万222円。不用額につきましては、各節の積み上げによるものでございます。おおむね予算どおりの執行でございます。

2目連合会負担金、予算現額96万5,000円、支出済額93万7,650円、不用額2万7,350円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

2項徴税費、1目賦課徴収費、予算現額280万6,000円、支出済額280万2,914円、不用額3,086円。ほぼ予算どおりの執行です。

3項運営協議会費、1目運営協議会費、予算現額16万5,000円、支出済額6万3,200円、不用額10万1,800円。こちらは国保運営協議会の運営に要する経費でございます。

不用額につきましては、次のページの8節、10節の支出が生じなかったことと、各節の積み上げによるものでございます。

4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、予算現額9万7,000円、支出済額9万87円、不用額6,913円。ほぼ予算どおりの執行です。

2款保健給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、予算現額3億8,894万9,000円、支出済額3億8,555万6,791円、不用額339万2,209円。こちらは一般の国保被保険者が診療を受けた際の一部負担金を除いた医療費でございます。

2目退職被保険者等療養給付費、予算現額1万円、支出済額ゼロ円、不用額1万円。こちらは、退職被保険者が診療を受けた際の一部負担金を除いた医療費でございます。

3目一般被保険者療養費、予算現額212万8,000円、支出済額212万7,271円、不用額729円。こちらは、一般の国保被保険者の柔道整復や補装具の費用から一部負担金を除いた療養費でございます。

4目退職被保険者等療養費、予算現額1万円、支出済額ゼロ円、不用額1万円。こちらは、退職被保険者の柔道整復や補装具の費用から一部負担金を除いた医療費です。

1目の不用額につきましては、給付費が見込みを下回ったものが原因でございます。

また、2目、4目については、退職被保険者がいなかったためでございます。

5目審査支払手数料、予算現額146万円、支出済額144万9,417円、不用額1万583円。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、予算現額4,462万9,000円、支出済額4,462万8,997円、不用額3円。予算どおりの執行です。

次のページをお願いします。

2目退職被保険者等高額療養費、予算現額1万円、支出済額ゼロ円、不用額1万円。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、予算現額13万4,000円、支出済額13万3,448円、不用額552円。予算どおりの執行です。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費、予算現額1万円、支出済額ゼロ円、不用額1万円。

3項移送費、1目一般被保険者移送費、予算現額1万円、支出済額ゼロ円、不用額1万円。

2目退職被保険者等移送費、予算現額1万円、支出済額ゼロ円、不用額1万円。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、予算現額42万円、支出済額42万円、不用額ゼロ円。

次のページをお願いいたします。

2 目支払手数料、予算現額2,000円、支出済額210円、不用額1,790円。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費、予算現額25万円、支出済額25万円、不用額ゼロ。こちらは5件分の支出でございます。

6 項傷病手当金、1 目傷病手当金、予算現額20万円、支出済額ゼロ円、不用額20万円。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付分、1 目一般被保険者医療給付費分、予算現額1億2,382万4,000円、支出済額1億2,382万2,221円、不用額1,779円。

2 項後期高齢者支援金等分、1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分、予算現額3,909万9,000円、支出済額3,909万8,627円、不用額373円。

3 項介護納付金分、1 目介護納付金分、予算現額1,329万3,000円、支出済額1,329万2,522円、不用額478円。

3 款につきましては、国庫事業に係る納付金でございます。

222ページをお願いします。

4 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金拠出金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

5 款保健事業費、1 項特定健康審査等事業費、1 目特定健康診査等事業費、予算現額1,027万8,000円、支出済額922万1,348円、不用額105万6,652円。

不用額につきましては、特定健診等の委託料が見込みを下回ったものでございます。

2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費、予算現額82万6,000円、支出済額75万4,867円、不用額7万1,133円。

次のページをお願いいたします。

2 目疾病予防費、予算現額330万2,000円、支出済額322万4,190円、不用額7万7,810円。おおむね予算どおりの執行です。

6 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目国保基金積立金、予算現額1万1,000円、支出済額2,676円、不用額8,324円。

7 款公債費、1 項公債費、1 目元金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

2 目利子、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

2 項財政安定化基金償還金、1 目財政安定化基金償還金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金、予算現額100万円、支出済額29万7,680円、不用額70万2,320円。こちら過年度分の保険税の還付金で

ございます。

2目退職被保険者等保険税還付金、予算現額1万円、支出済額ゼロ円、不用額1万円。

次のページをお願いします。

3目償還金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

4目小切手支払未済償還金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

5目一般被保険者還付加算金、予算現額3万円、支出済額1,300円、不用額2万8,700円。

6目退職被保険者等還付加算金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

7目保険給付費等交付金償還金、予算現額86万7,000円、支出済額86万7,000円、不用額ゼロ円。

2項延滞金、1目延滞金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

3項繰出金、1目一般会計繰出金、予算現額21万円、支出済額20万7,806円、不用額2,194円。

2目診療施設勘定繰出金、予算現額1,323万3,000円、支出済額1,323万3,000円、不用額ゼロ円。

次のページをお願いいたします。

9款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額2,445万7,000円、支出済額ゼロ円、不用額2,445万7,000円。

歳出合計、予算現額6億7,627万1,000円、支出済額6億4,591万1,000円、不用額3,036万円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額6億7,243万1,126円、歳出総額6億4,591万1,000円、歳入歳出差引額2,652万126円、実質収支額、同額でございます。

232ページをお願いいたします。

診療施設勘定、歳入、1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入、予算現額235万円、調定額、収入済額ともに251万1,188円。こちらは診療所で受診した方のうち国保に加入されていた方の分でございます。

2目社会保険診療報酬収入、予算現額212万円、調定額、収入済額ともに223万3,954円。こちらは、社会保険に加入されていた方でございます。

3目後期高齢者診療報酬収入、予算現額932万円、調定額、収入済額ともに912万7,768円。こちらは診療所で受診した方のうち、後期高齢の方のものです。

4目一部負担金収入、予算現額274万円、調定額、収入済額ともに263万7,880円。こちらは、診療所で受診した方々の一部負担金でございます。

5目その他の診療報酬収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2項その他の診療収入、1目その他の診療収入、予算現額43万1,000円、調定額、収入済額ともに39万1,369円。こちらは、主に保険適用しなかった方々の診療費でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目手数料、予算現額5万6,000円、調定額、収入済額ともに7万500円。こちらは、診断等の書類等を発行した際の手数料でございます。

3款寄附金、1項寄附金、1目寄附金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額1,319万6,000円、調定額、収入済額ともに1,337万8,501円。

2項事業勘定繰入金、1目事業勘定繰入金、予算現額1,323万3,000円、調定額、収入済額1,323万3,000円。

3項介護保険特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金、予算現額ゼロ円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

次のページをお願いいたします。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額2,205万7,000円、調定額、収入済額ともに2,205万7,540円。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額64万1,000円、調定額、収入済額ともに60万2,481円。こちらは容器代、ワクチン接種代でございます。

歳入合計、予算現額6,614万6,000円、調定額、収入済額ともに6,624万4,181円、収入未済額ゼロ円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、予算現額3,795万4,000円、支出済額3,737万5,433円、不用額57万8,567円。こちらは、診療所の施設等に要する経費でございます。

不用額につきましては、10節の燃料費や光熱水費及び11節役務費の各種手数料が見込みを下回ったものが原因でございます。おおむね予算どおりの執行です。

次のページをお願いいたします。

2項研究研修費、1目研究研修費、予算現額3万8,000円、支出済額2万3,536円、不用額1万4,464円。こちら医師の研修等に要する経費でございます。おおむね予算どおりの執行でございます。

240ページをお願いいたします。

2款医業費、1項医業費、1目医療用機械器具費、予算現額20万4,000円、支出済額20万3,500円、不用額500円。こちらは、診療所内の医療機器等に関する経費でございます。予算

どおりの執行です。

2目医療用消耗器材費、予算現額30万1,000円、支出済額17万6,497円、不用額12万4,503円。こちらは、診療所内で使用するレントゲンフィルムなどの消耗品器材を購入する経費でございます。

3目医薬品衛生材料費、予算現額878万9,000円、支出済額796万7,015円、不用額82万1,985円。こちらは、患者さんに提供する薬剤等の購入経費でございます。

4目委託料、予算現額30万円、支出済額13万9,551円、不用額16万449円。こちらは、検査委託に要する経費でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額1,856万円、支出済額ゼロ円、不用額1,856万円。

歳出合計、予算現額6,614万6,000円、支出済額4,588万5,532円、不用額2,026万468円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入合計6,624万4,181円、歳出総額4,588万5,532円、歳入歳出差引額2,035万8,649円、実質収支額同額でございます。

◎延会の宣告

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

説明の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明日は午前10時から開催いたします。

なお、議員の皆さんは午後2時45分より全員協議会、その後、各常任委員会を開きますので、議員控室にお集りください。

大変ご苦労さまでございました。

(午後 2時25分)

9 月 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和5年9月天栄村議会定例会

議事日程（第3号）

令和5年9月14日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 9号 令和4年度天栄村一般会計決算認定について
日程第 2 議案第10号 令和4年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について
日程第 3 議案第11号 令和4年度天栄村牧本財産区特別会計決算認定について
日程第 4 議案第12号 令和4年度大里財産区特別会計決算認定について
日程第 5 議案第13号 令和4年度湯本財産区特別会計決算認定について
日程第 6 議案第14号 令和4年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について
日程第 7 議案第15号 令和4年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について
日程第 8 議案第16号 令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について
日程第 9 議案第17号 令和4年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について
日程第10 議案第18号 令和4年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について
日程第11 議案第19号 令和4年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について
日程第12 議案第20号 令和4年度天栄村介護保険特別会計決算認定について
日程第13 議案第21号 令和4年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第14 議案第22号 令和4年度天栄村水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	9番	大 須 賀	溪 仁 君
10番	服 部	晃 君			

欠席議員（1名）

8番 熊田喜八君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田勝幸君	副村長	揚妻浩之君
教育長	長場壮夫君	参事兼 総務課長	小山富美夫君
参事兼 企画政策 課長兼 計管理者	熊田典子君	税務課長	塚目弘昭君
参事兼 住民課長	内山晴路君	健康福祉 課長	森和昭君
産業課長	芳賀信弘君	建設課長	櫻井幸治君
湯支所 本長	星裕治君	教育課長	関根文則君
生涯学習 課長	黒澤伸一君		

職務のため出席した者の職氏名

議事 事務局 長	北島さつき	書記	大木伸一
書記	渡邊久美		

◎開議の宣告

○議長（服部 晃君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しております。

8番、熊田喜八君より、病気療養中のため欠席の届出がありました。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。

◎議案第9号～議案第22号の説明

○議長（服部 晃君） 日程第1、議案第9号 令和4年度天栄村一般会計決算認定についてから、日程第14、議案第22号 令和4年度天栄村水道事業会計決算認定についてまで、一括議題となっておりますので、昨日に引き続き議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

[参事兼総務課長 小山富美夫君登壇]

○参事兼総務課長（小山富美夫君） おはようございます。

248ページをお願いいたします。

議案第11号 牧本財産区特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、予算現額1,000円、調定額、収入額ともにゼロ。

2項県委託金、1目県委託金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに1,000円。

2目利子及び配当金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに385円。

3款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額50万2,000円、調定額、収入済額ともに50万2,733円。

5 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、予算現額40万4,000円、調定額、収入済額ともに40万4,000円。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算現額9万7,000円、調定額、収入済額ともに9万7,063円。

歳入合計100万8,000円、調定額100万5,181円、収入済額100万5,181円、収入未済額ゼロ。

次のページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額23万2,000円、支出済額19万1,385円、不用額4万615円、ほぼ予算どおりの執行でございます。

2 目財産管理費、予算現額38万円、支出済額27万8,000円、不用額10万2,000円。

不用額につきましては、コロナの影響により財産区所有の現地調査ができなかったため生じたものでございます。

続きまして、2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額39万6,000円、支出済額ゼロ、不用額39万6,000円。

歳出合計、予算現額100万8,000円、支出済額46万9,385円、不用額53万8,615円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額100万5,181円、2、歳出総額46万9,385円、3、歳入歳出差引額53万5,796円、5、実質収支額、同額でございます。

以上で牧本財産区特別会計の決算の説明を終わります。

続きまして、258ページをお願いいたします。

議案第12号 令和4年度大里財産区特別会計決算認定について、歳入歳出決算決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

1 款県支出金、1 項県補助金、1 目造林補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 目利子及び配当金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに193円。

3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額9万4,000円、調定額、収入済額ともに9万4,748円。

4 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、予算現額17万2,000円、調定額、収入済額ともに17万2,000円。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。
歳入合計、予算現額27万円、調定額26万6,941円、収入済額26万6,941円、収入未済額ゼロ
でございます。

続きまして、歳出でございます。

次のページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額21万2,000円、支出済額19万
1,193円、不用額2万807円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

2目財産管理費、予算現額4万8,000円、支出済額ゼロ、不用額4万8,000円。

不用額につきましては、コロナ禍の影響によりまして、財産区所有の現地調査が実施でき
なかつたため生じたものでございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。

歳出合計、予算現額27万円、支出済額19万1,193円、不用額7万8,807円でございます。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額26万6,941円、2、歳出総額19万1,193円、3、歳入歳出差引額7万5,748円、
5、実質収支額、同額でございます。

以上で大里財産区特別会計の決算の説明を終わります。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 268ページをご覧ください。

議案第13号 令和4年度湯本財産区特別会計決算について、歳入歳出決算事項別明細書に
よりご説明を申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、予算現額1,000円、調定額、収入
額ともにゼロ円でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、予算現額3,000円、調定額、収入
済額ともに3,720円でございます。これにつきましては、電柱用地の貸付収入でございます。

2目利子及び配当金、予算現額1,000円、調定額、収入額ともにゼロ円でございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼ
ロ円でございます。

2目生産物売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円でございます。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収
入済額ともにゼロ円でございます。

2項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額29万9,000円、調定額、収入済額と
もに29万9,000円でございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額13万1,000円、調定額、収入済額ともに13万1,180円でございます。

歳入合計、予算現額43万8,000円、調定額、収入済額ともに43万3,900円でございます。

次のページをお開きください。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額20万円、支出済額19万3,240円、不用額6,760円でございます。こちら財産区の委員報酬等に係る経費で、ほぼ予算どおりの執行でございます。

2 款事業費、1 項財産造成費、1 目造林振興費、予算現額4万円、支出済額3万7,710円、不用額2,290円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

3 款諸支出金、1 項繰出金、1 目繰出金、予算現額18万8,000円、支出済額18万7,368円、不用額632円でございます。おおむね予算どおりの執行でございます。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額1万円、支出済額ゼロ円、不用額1万円でございます。

歳出合計、予算現額43万8,000円、支出済額41万8,318円、不用額1万9,682円でございます。

次のページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額43万3,900円、2、歳出総額41万8,318円、3、歳入歳出差引額1万5,582円、実質収支額、同額でございます。

説明は以上でございます。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） 278ページをお願いいたします。

議案第14号 令和4年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1 款県支出金、1 項県補助金、1 目商工費補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 款財産収入、1 項財産売払収入、1 目土地売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 項財産運用収入、1 目財産運用収入、予算現額3,051万3,000円、調定額、収入済額ともに3,051万3,916円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額1,523万7,000円、調定額、収入済額とも

に1,523万7,119円。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

歳入合計、予算現額4,575万4,000円、調定額、収入済額ともに4,575万1,035円。

次のページをお願いします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額4,244万1,000円、支出済額4,236万9,119円、不用額7万1,881円。おおむね予算どおりの執行でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額331万3,000円、支出済額ゼロ、不用額331万3,000円。

歳出合計、予算現額4,575万4,000円、支出済額4,236万9,119円、不用額338万4,881円。

次のページをお願いします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額4,575万1,035円、2、歳出総額4,236万9,119円、3、歳入歳出差引額338万1,916円、5、実質収支額、同額でございます。

説明は以上でございます。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 288ページをお願いいたします。

議案第15号 令和4年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目加入分担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、予算現額996万円、調定額1,268万3,270円、収入済額1,007万7,901円、収入未済額260万5,369円。

収入未済額につきましては、現年度排水処理施設使用料28万9,850円、10名、66件。過年度排水処理施設使用料231万5,519円、13名、624件でございます。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、予算現額7,000円、調定額、収入済額ともに1,669円。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額310万5,000円、調定額、収入済額ともに310万5,559円。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

歳入合計、予算現額1,307万5,000円、調定額1,579万498円、収入済額1,318万5,129円、収入未済額260万5,369円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額1,211万5,000円、支出済額1,018万4,616円、不用額193万384円。

不用額の主な理由につきましては、10節需用費で施設修繕がなかったこと、14節工事請負費では維持工事がなかったものでございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額96万円、支出済額ゼロ、不用額96万円。

歳出合計、予算現額1,307万5,000円、支出済額1,018万4,616円、不用額289万384円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額1,318万5,129円、歳出総額1,018万4,616円、歳入歳出差引額300万513円、実質収支額、同額でございます。

大山地区排水処理施設事業特別会計の説明は以上でございます。

続きまして、298ページをお願いいたします。

議案第16号 令和4年度農業集落排水事業特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目農林水産使用料、予算現額6,239万8,000円、調定額7,585万5,635円、収入済額6,151万9,443円、収入未済額1,433万6,192円。

収入未済額につきましては、現年度排水処理施設使用料163万1,850円、62名、362件。過年度排水処理施設使用料1,270万4,342円、62名、2,751件でございます。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目農林水産業費国庫補助金、予算現額2,150万1,000円、調定額2,150万円、収入済額ゼロ、収入未済額2,150万円。

収入未済額につきましては、維持管理適正化計画策定事業を令和5年度へ繰り越したものでございます。

3款県支出金、1項県補助金、1目農林水産業費県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額1億2,704万5,000円、調定額、収入済額ともに1億2,686万2,000円。

2目大山地区排水処理施設事業特別会計繰入金、予算現額155万7,000円、調定額、収入済額ともに155万7,000円。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額1,256万6,000円、調定額、収入済額ともに1,256万6,092円。

6款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

7 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算現額80万1,000円、調定額、収入済額ともに75万1,300円。

次のページをお願いいたします。

2 項加入金、1 目加入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに12万円。

8 款村債、1 項村債、1 目事業債、予算現額4,210万円、調定額、収入済額ともに4,210万円。

歳入合計、予算現額 2 億6,797万1,000円、調定額 2 億8,131万2,027円、収入済額 2 億4,547万5,835円、収入未済額3,583万6,192円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額 1 億2,194万円、支出済額 1 億1,490万7,743円、不用額703万2,257円。

不用額の主な理由につきましては、10節需用費で施設修繕が少なかったこと、11節役務費では、し尿汚・泥汲取り料が見込みより少なかったことなどでございます。

次のページをお願いいたします。

2 款事業費、1 項農業集落排水事業費、1 目農業集落排水事業費、予算現額 1 億4,356万7,000円、支出済額 1 億2,198万9,465円、繰越明許費2,155万円、不用額 2 万7,535円、おおむね予算どおりの執行でございます。

繰越明許費につきましては、12節委託料におきまして、維持管理適正化計画策定業務を翌年度へ繰り越したものでございます。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額246万4,000円、支出済額ゼロ、不用額246万4,000円。

歳出合計、予算現額 2 億6,797万1,000円、支出済額 2 億3,689万7,208円、繰越明許費2,155万円、不用額952万3,792円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額 2 億4,547万5,835円、歳出総額 2 億3,689万7,208円、歳入歳出差引額857万8,627円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額 5 万円、実質収支額852万8,627円でございます。

説明は以上でございます。

続きまして、312ページをお願いいたします。

議案第17号 令和4年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目工事負担金、予算現額1,000円、調定額、

収入済額ともにゼロ。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目施設使用料、予算現額66万1,000円、調定額102万7,883円、収入済額94万1,051円、収入未済額8万6,832円。

収入未済額につきましては、過年度使用料8万6,832円、1名、47件でございます。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算現額70万円、調定額、収入済額ともに70万円。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額128万6,000円、調定額、収入済額ともに128万6,107円。

5 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに1,568円。

歳入合計、予算現額264万9,000円、調定額301万5,558円、収入済額292万8,726円、収入未済額8万6,832円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、予算現額216万3,000円、支出済額123万2,305円、不用額93万695円。

不用額の主な理由につきましては、10節需用費で緊急を要する施設修繕がなかったこと、14節工事費では、漏水の緊急を要する工事がなかったことなどでございます。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額48万6,000円、支出済額ゼロ、不用額48万6,000円。

歳出合計、予算現額264万9,000円、支出済額123万2,305円、不用額141万6,695円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額292万8,726円、歳出総額123万2,305円、歳入歳出差引額169万6,421円、実質収支額、同額でございます。

二岐専用水道特別会計の説明は以上でございます。

続きまして、322ページをお願いいたします。

議案第18号 令和4年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目工事負担金、予算現額84万3,000円、調定額、収入済額ともに84万1,500円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目施設使用料、予算現額544万円、調定額546万8,253円、収入済額515万6,617円、収入未済額31万1,636円。

収入未済額につきましては、現年度水道使用料14万9,742円、4名、18件、過年度水道使用料16万1,894円、5名、33件でございます。

2項手数料、1目施設手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目保健衛生費補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額650万5,000円、調定額、収入済額ともに650万5,000円。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額643万3,000円、調定額、収入済額ともに643万3,003円。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,627万9,000円、調定額、収入済額ともに1,541万9,029円。物件等移転補償費は、国道118号道路開業工事に伴う配水管布設工事費及び仮設配水管の賃借料の県補償費でございます。

7款村債、1項村債、1目事業債、予算現額670万円、調定額収入済額ともに670万円。
322ページをお願いします。

歳入合計、予算現額4,220万2,000円、調定額4,136万6,785円、収入済額4,105万5,149円、収入未済額31万1,636円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、予算現額1,275万4,000円、支出済額1,122万8,039円、不用額152万5,961円。

不用額の主な理由につきましては、10節需用費で緊急を要する修繕がなかったこと、12節委託料では緊急での水質検査等がなかったことなどでございます。

次のページをお願いいたします。

2款事業費、1項簡易水道事業費、1目簡易水道事業費、予算現額2,934万8,000円、支出済額2,645万4,793円、不用額289万3,207円。

不用額の主な理由につきましては、前年度から繰り越した国道118号道路橋梁整備事業において不用額が生じたもので、13節使用料及び賃借料で仮設配水管賃借料、15節工事請負費では、村道原ノ下・下河内線配水管移設工事の請差によるものでございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額10万円、支出済額ゼロ、不用額10万円。

歳出合計、予算現額4,220万2,000円、支出済額3,768万2,832円、不用額451万9,168円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額4,105万5,149円、歳出総額3,768万2,832円、歳入歳出差引額337万2,317円、実質収支額、同額でございます。

簡易水道事業特別会計の説明は以上でございます。

続きまして、334ページをお願いいたします。

議案第19号 令和4年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、予算現額61万3,000円、調定額、収入済額ともに62万400円。

2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額104万9,000円、調定額収入済額ともに104万9,759円。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額17万3,000円、調定額、収入済額ともに17万3,000円。

4款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

歳入合計、予算現額183万6,000円、調定額、収入済額ともに184万3,159円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額163万7,000円、支出済額125万1,906円、不用額38万5,094円。

不用額につきましては、10節需用費で緊急を要する施設修繕が少なかったことによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額19万9,000円、支出済額ゼロ円、不用額19万9,000円。

歳出合計、予算現額183万6,000円、支出済額125万1,906円、不用額58万4,094円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額184万3,159円、歳出総額125万1,906円、歳入歳出差引額59万1,253円、実質収支額、同額でございます。

簡易排水処理施設特別会計の説明は以上でございます。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） 344ページをお願いいたします。

議案第20号 令和4年度天栄村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、予算現額1億4,403万8,000円、調定額1億4,992万2,080円、収入済額1億4,656万1,169円、収入未済額336万911円。

収入未済額の内訳としましては、普通徴収保険料の現年度分について13名でございますが、うち1名、令和5年6月に納付しております。また、普通徴収保険料の滞納繰越分については29名の方になります。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料、予算現額1,000円、調定額、収入額ともにゼロ。

2 目督促手数料、予算現額8,000円、調定額、収入済額ともに7,200円。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、予算現額 1 億826万3,000円、調定額、収入済額とも 1 億876万3,000円。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金、予算現額3,289万円、調定額、収入済額ともに3,329万円。

2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、予算現額658万3,000円、調定額、収入済額ともに819万3,200円。

3 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、予算現額319万4,000円、調定額、収入済額ともに321万5,135円。

4 目保険者機能強化推進交付金、予算現額92万3,000円、調定額、収入済額ともに92万3,000円。

次のページをお願いします。

5 目保険者努力支援交付金、予算現額87万6,000円、調定額、収入済額ともに87万6,000円。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、予算現額 1 億4,516万円、調定額、収入済額ともに 1 億6,095万4,000円。

2 目地域支援事業支援交付金、予算現額735万4,000円、調定額、収入済額ともに740万5,000円。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金、予算現額9,431万円、調定額、収入済額ともに9,431万円。

2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、予算現額411万4,000円、調定額、収入済額ともに411万3,875円。

2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、予算現額159万6,000円、調定額、収入済額ともに160万7,567円。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産運用収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2 目利子及び配当金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに218円。

2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

次のページをお願いします。

2 目物品売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、予算現額7,884万6,000円、調

定額、収入済額ともに7,884万6,000円。

2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、予算現額411万4,000円、調定額、収入済額ともに411万4,000円。

3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、予算現額160万8,000円、調定額収入済額ともに160万8,000円。

4目低所得者保険料軽減繰入金、予算現額772万8,000円、調定額、収入済額ともに772万5,900円。

5目その他一般会計繰入金、予算現額549万2,000円、調定額、収入済額ともに549万2,000円。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額3,537万2,000円、調定額、収入済額ともに3,537万2,231円。

9款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2目第1号被保険者加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

3目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2項預金利子、1目預金利子、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

3項雑入、1目滞納処分費、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2目第三者納付金、予算現額4万円、調定額、収入済額ともに4万111円。

3目返納金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

4目雑入、予算現額15万円、調定額、収入済額ともに3万2,000円。

歳入合計、予算現額6億8,267万1,000円、調定額7億681万517円、収入済額7億344万9,606円、収入未済額336万911円。

次のページをお願いします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額55万円、支出済額48万8,627円、不用額6万1,373円。

2項徴収費、1目賦課徴収費、予算現額17万6,000円、支出済額15万9,948円、不用額1万6,052円。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、予算現額240万9,000円、支出済額231万2,000円、不用額9万7,000円。

2目認定調査等費、予算現額221万5,000円、支出済額203万1,400円、不用額18万3,600円。

4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、予算現額6万2,000円、支出済額2万2,000円、不用額

4万円。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、予算現額1億5,732円万7,000円、支出済額1億3,853万2,670円、不用額1,879万4,330円。これ以下、2款保険給付費の不用額につきましては、給付費等が見込みを下回ったものでございます。

2目特例居宅介護サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

3目地域密着型介護サービス給付費、予算現額5,205万円、支出済額5,096万5,542円、不用額108万4,458円。

4目特例地域密着型介護サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

5目施設介護サービス給付費、予算現額2億9,456万2,000円、支出済額2億7,218万7,912円、不用額2,237万4,088円。

6目特例施設介護サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

7目居宅介護福祉用具購入費、予算現額45万円、支出済額33万6,213円、不用額11万3,787円。

8目居宅介護住宅改修費、予算現額134万円、支出済額78万6,814円、不用額55万3,186円。

9目居宅介護サービス計画給付費、予算現額2,820万円、支出済額2,736万2,764円、不用額83万7,236円。

10目特例居宅介護サービス計画給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、予算現額444万円、支出済額410万9,724円、不用額33万276円。

2目特例介護予防サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

3目地域密着型介護予防サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

4目特例地域密着型介護予防サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

5目介護予防福祉用具購入費、予算現額27万円、支出済額7万3,260円、不用額19万6,740円。

6目介護予防住宅改修費、予算現額85万円、支出済額83万5,091円、不用額1万4,909円。

7目介護予防サービス計画給付費、予算現額109万4,000円、支出済額102万2,630円、不用額7万1,370円。

8目特例介護予防サービス計画給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、予算現額44万4,000円、支出済額42万4,557円、不用額1万9,443円。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、予算現額1,347万4,000円、支出済額1,218万5,505円、不用額128万8,495円。

2目高額介護予防サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

5項高額医療合算介護サービス費、1目高額医療合算介護サービス等費、予算現額164万円、支出済額138万4,651円、不用額25万5,349円。

2目高額医療合算介護予防サービス等費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

6項市町村特別給付費、1目市町村特別給付費、予算現額33万3,000円、支出済額24万円、不用額9万3,000円。

7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、予算現額3,045万3,000円、支出済額2,714万2,002円、不用額331万998円。

2目特定入所者介護サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

3目特定入所者介護予防サービス費、予算現額5万4,000円、支出済額3万8,715円、不用額1万5,285円。

4目特例特定入所者介護予防サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

3款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、1目財政安定化基金拠出金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、予算現額2,200万1,000円、支出済額2,200万218円、不用額782円。

5款地域支援事業費、1項介護予防・介護生活支援サービス事業費、1目介護予防・地域支援サービス事業費（第1号訪問・通所・生活支援分）、予算現額1,597万1,000円、支出済額1,442万4,291円、不用額154万6,709円。

以下、5款地域支援事業費の不用額につきましては、給付費等が見込みを下回ったために出たものでございます。

2目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号介護予防支援分）、予算現額202万2,000円、支出済額177万2,100円、不用額24万9,900円。

2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、予算現額1,053万9,000円、支出済額1,020万4,929円、不用額33万4,071円。

3項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談事業費、予算現額558万5,000円、支出済額558万5,000円、不用額ゼロ円。

2目権利擁護事業費、予算現額50万円、支出済額50万円、不用額ゼロ円。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、予算現額72万円、支出済額72万円、不用額ゼロ円。

4目任意事業費、予算現額10万円、支出済額5万円、不用額5万円。

5目在宅医療・介護連携推進事業費、予算現額46万7,000円、支出済額46万6,950円、不用額50円。

6目生活支援体制整備事業費、予算現額50万円、支出済額50万円、不用額ゼロ円。

7目認知症総合支援事業費、予算現額34万5,000円、支出済額20万7,500円、不用額13万7,500円。

4項その他諸費、1目審査支払手数料、予算現額8万4,000円、支出済額5万9,094円、不用額2万4,906円。

5項高額総合事業サービス費、1目高額総合事業サービス費、予算現額3万円、支出済額9,233円、不用額2万767円。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、予算現額927万8,000円、支出済額927万6,939円、不用額1,061円。

2目第1号被保険者保険料還付金、予算現額2万5,000円、支出済額2万3,400円、不用額1,600円。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、予算現額373万1,000円、支出済額373万100円、不用額900円。

7款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額1,836万7,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,836万7,000円。

歳出合計、予算現額6億8,267万1,000円、支出済額6億1,217万1,779円、不用額7,049万9,221円。

次のページをお願いします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額7億344万9,606円、2、歳出総額6億1,217万1,779円、3、歳入歳出差引額9,127万7,827円、実質収支額、同額でございます。

説明は以上でございます。

○議長（服部 晃君） 議案説明の途中でありますが、ここで暫時休議いたします。11時15分まで休みます。

(午前10時58分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前 11時16分)

〔参事兼住民課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼住民課長（内山晴路君） 376ページをお願いいたします。

議案第21号 令和4年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、1目特別徴収保険料、予算現額2,759万円、調定額、収入済額ともに2,757万5,500円。

2目普通徴収保険料、予算現額843万3,000円、調定額858万2,600円、収入済額856万8,600円、収入未済額1万4,000円。収入未済額につきましては、現年度分2名、8件でございます。

2款手数料、1項手数料、1目証明手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2目督促手数料、予算現額3,000円、調定額、収入済額ともに2,940円。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、予算現額50万7,000円、調定額、収入済額ともに46万4,938円。

2目保険基盤安定繰入金、予算現額1,594万2,000円、調定額、収入済額ともに1,594万590円。

3目広域連合分賦金、予算現額36万6,000円、調定額、収入済額ともに36万1,580円。

4目保健事業費繰入金、予算現額102万7,000円、調定額、収入済額ともに80万8,017円。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額40万6,000円、調定額、収入済額ともに40万6,829円。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

378ページをお願いします。

2目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2項受託事業収入、1目健診受託事業収入、予算現額118万4,000円、調定額、収入済額ともに121万6,020円。

3項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、予算現額7万6,000円、調定額、収入済額ともに6万4,800円。

2目還付加算金、予算現額1万円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

4項預金利子、1目預金利子、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

5項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

歳入合計、予算現額5,554万9,000円、調定額5,542万3,814円、収入済額5,540万9,814円、収入未済額1万4,000円。

次のページをお願いします。

歳出、1款総務費、1項一般管理費、1目一般管理費、予算現額20万5,000円、支出済額18万218円、不用額2万4,782円。ほぼ予算どおりの執行です。

2目徴収費、予算現額30万2,000円、支出済額28万4,720円、不用額1万7,280円。ほぼ予算どおりの執行です。

2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額5,202万7,000円、支出済額5,185万4,990円、不用額17万2,010円。こちら徴収した保険料など広域連合に納める納付金が見込みより少なかったためでございます。

3款保健事業費、1項保健事業費、1目保険事業費、予算現額253万5,000円、支出済額221万9,229円、不用額31万5,771円。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、次のページをお願いします。

1目保険料還付金、予算現額7万6,000円、支出済額6万4,800円、不用額1万1,200円。ほぼ予算どおりの執行です。

2目還付加算金、予算現額1万円、支出済額ゼロ円、不用額1万円。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、予算現額3万8,000円、支出済額3万8,000円、不用額ゼロ円。

5款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額35万6,000円、支出済額ゼロ円、不用額35万6,000円。

歳出合計、予算現額5,554万9,000円、支出済額5,464万1,957円、不用額90万7,043円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額5,540万9,814円、歳出総額5,464万1,957円、歳入歳出差引額76万7,857円、実質収支額、同額でございます。

説明は以上でございます。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 議案第22号 令和4年度天栄村水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

別冊の天栄村水道事業会計決算書、6ページをお願いいたします。

令和4年度天栄村水道事業損益計算書により説明いたします。

1、営業収益、給水収益8,849万7,984円、受託工事収益254万1,000円、その他営業収益8万500円、負担金46万7,500円、合計9,158万6,984円。

2、営業費用、原水及び浄水費367万4,429円、配水及び給水費1,171万3,268円、受託工事費231万円、総係費1,897万775円、減価償却費8,379万8,636円、資産減耗費24万5,850円、その他営業費用16万458円、合計1億2,087万3,416円、営業損失2,928万6,432円でございます。

3、営業外収益、受取利息及び配当金1,395円、他会計補助金2,058万円、雑収益9万9,608円、長期前受金戻入1,920万949円、合計3,988万1,952円。

4、営業外費用、支払利息及び企業債取扱費1,040万2,413円、雑支出28万9,836円、合計1,069万2,249円、営業外利益2,918万9,703円、経常損失9万6,729円、当年度純損失、同額でございます。前年度繰越利益剰余金2億2,139万7,933円、当年度未処分利益剰余金2億2,130万1,204円でございます。

次に、令和4年度天栄村水道事業貸借対照表によりご説明申し上げます。

資産の部でございます。

1、固定資産、有形固定資産としまして、土地1,266万3,356円、建物58万8,734円、構築物19億2,363万1,974円、機械及び装置1,231万5,559円、車両及び運搬具71万1,200円、工具器具及び備品33万2,196円、建設仮勘定ゼロ。有形固定資産19億5,024万3,019円。

無形固定資産といたしまして、電話加入権38万3,300円。無形固定資産、合計同額でございます。

固定資産合計19億5,062万6,319円でございます。

2、流動資産、現金預金9,945万2,557円、未収金2,132万5,782円。未収金の内訳は、水道料金現年度使用料964万8,787円、629名、857件、過年度使用料1,167万6,995円、89名、1,203件でございます。なお、現年度使用料の未収金につきましては、水道会計は公営企業会計のため出納期間がなく、3月31日で年度切替えとなるため、3月31日納期限の水道料金のうち口座振替、コンビニ収納の納付情報が4月になってから各金融機関から届くため、事務処理上反映できないので、現年分は多くなっております。

未収金の内訳でございますが、現年度使用料964万8,787円、629名、857件、過年度使用料1,167万6,995円、89名、1,203件でございます。

戻りまして、貸倒引当金マイナス462万2,200円、未収金合計1,670万3,582円、貯蔵品14万2,900円。流動資産合計1億1,629万9,039円。

資産合計20億6,692万5,358円でございます。

次に、8ページです。

負債の部でございます。

3、流動負債、未払金としまして、営業未払金391万8,618円、営業外未払金136万5,100円、未払金合計528万3,718円、企業債といたしまして、建設費改良等の財源に充てるための企業債6,854万7,280円、企業債合計、同額でございます。

引当金といたしまして、賞与引当金125万3,395円、法定福利費引当金23万4,824円、引当金合計148万8,219円。流動負債合計7,531万9,217円でございます。

4、固定負債、企業債といたしまして、建設改良等の財源に充てるための企業債6億3,261万4,508円、企業債合計、固定負債合計ともに同額でございます。

5、繰延収益、長期前受金といたしまして、国庫補助金1億7,921万2,795円、他会計補助金1,480万円、その他長期前受金8億639万7,496円、長期前受金合計10億41万2,291円でございます。長期前受金収益化累計額としまして、国庫補助金マイナス9,691万2,131円、他会計補助金マイナス985万6,800円、その他長期前受金マイナス3億6,916万7,266円、長期前受金収益化累計額合計マイナス4億7,593万6,197円。繰延収益合計5億2,447万4,094円でございます。

負債合計12億3,240万7,819円でございます。

次に、資本の部でございます。

6、資本金、自己資本金としまして、固有資本金2,551万1,489円、出資金3億3,823万261円、組入資本金4,607万3,608円、自己資本金合計4億981万5,358円、資本金合計、同額でございます。

7、剰余金、資本剰余金といたしまして、国庫補助金7,596万6,200円、他会計補助金ゼロ、その他資本剰余金2,591万3,929円、資本剰余金合計1億188万129円でございます。

次に、利益剰余金としまして、減債積立金9,452万848円、建設改良積立金700万円、当年度未処分利益剰余金2億2,130万1,204円、利益剰余金合計3億2,282万2,052円、剰余金合計4億2,470万2,181円でございます。

資本合計8億3,451万7,539円、負債資本合計20億6,692万5,358円でございます。

なお、収益費用明細書及び資本的収入支出明細書につきましては、18ページから25ページに掲載しておりますので、お目通し願います。

次のページをお願いいたします。10ページです。

令和4年度天栄村水道事業剰余金計算書についてご説明申し上げます。

初めに、資本金の当年度末残高でございますが、自己資本金4億981万5,358円、借入資本金ゼロでございます。

次に、剰余金のうち資本剰余金の当年度末残高でございますが、国庫補助金7,596万6,200円、他会計補助金ゼロ、その他資本剰余金2,591万3,929円、資本剰余金合計1億188万129円。

また利益剰余金の当年度末残高でございますが、減債積立金9,452万848円、建設改良積立金700万円、未処分利益剰余金2億2,130万1,204円、利益剰余金合計3億2,282万2,052円でございます。

次に、11ページの下の表になります。

令和4年度天栄村水道事業剰余金処分計算書でございます。

当年度につきましては、純損失となっておりますので、前年度の繰越利益剰余金を充て、繰越利益剰余金残高が2億2,130万1,204円となりましたので、ご報告いたします。

水道事業会計の説明は以上でございます。

○議長（服部 晃君） ここで、昼食のため1時30分まで休議いたします。

（午前11時36分）

○議長（服部 晃君） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、これより各会計決算ごとに質疑、討論、採決を行います。

日程第1、議案第9号 令和4年度天栄村一般会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 139ページ、商工費の18、負担金補助金及び交付金の地域活性化事業補助金なんですけれども、これの内訳、使った内容の内訳をお答えください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

地域活性化事業補助金でございますが、令和4年度におきましては、商工業者の交流を深めるためのゴルフ大会2回に対しまして20万円、それから、清酒で乾杯で、中止にはなりましたが、それまでにかかった事業費としまして28万9,000円となっております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 清酒で乾杯の事業なんですけれども、これ中止になったんですけれども、たしか9月定例会終わってから急に中止という連絡が来たんですけれども、この28万9,000円というのは何に使ったんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

準備をしておりましたチラシ代、チケット代、チケットの印刷、それから、郵券費などでございます。内訳、金額までですが、チラシ、チケットの印刷代で16万5,000円、それから、

振込の手数料ですとか郵券代、合わせまして4万264円、それから事務用品で6万4,538円、それから、SNSの委託料としまして2万円となっております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 中止になったときに、当時の課長から電話で連絡がありましたが、もう一度確認のために、これはどういう理由で中止になったのか伺います。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

(午後 1時34分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 1時36分)

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私もその内容の話を聞きまして、当初、議員の皆様方にご説明した体育館を使って、お酒を中心にしながら天栄村の農産物、そのほか地場産品を出しながら地域の活性化を図っていきますよというのが清酒で乾杯のこれまでの流れでございました。それでやるものと思っていたんですが、どうしてもコロナ禍というようなことで、大人数ではなかなかできないというようなことで、実行委員会の中で、できればそれぞれに自宅でお酒とおつまみなどを買いながら清酒で乾杯をやりたいんだというお話をいただいて、当初の議会議員の皆さんに説明してご承認をいただいた内容と違うので、このままではこの予算で執行するわけにはいきませんよというお話をした中で、あとは実行委員会の中で判断をしたというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 実行委員会の中で、コロナ禍でということだったんですけども、たしか8月にピークがあって、8月の後半から下がってきて、その後11月にまたピークということで、8月後半から9月全般というのは、結構コロナが落ち着いてきた頃なんですけれども、そういう中でやはり実行委員会がそういう判断をしたということなんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

コロナ禍の状況によりまして、イベントのその内容、清酒で乾杯のこれまでやってきた内容を全くがらりと変えて、そのやり方が200人限定というような流れと、あとは地域振興に

なる天栄村の農産物、地場産品を数多く使って、より多くの方々にPRを図っていくという趣旨からは大分かけ離れた進め方、これではなかなか、また組替えとか、そういったものやっついていかないと執行することはなかなか厳しいですねと。その中で、実行委員の中で判断して、どういう形でやれるのかというところで、最終的な中では中止という判断をしたというふうなことで私は報告を受けております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） そうしますと、この行事の最終的な判断というのは実行委員会で決めたということなんですか。役場のほうは全くその判断には関わっていないということなんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

当時の実行委員会の方々から直接私のところにも来て、何かやる方法をまた考えていくという話もあったんですが、この内容ではなかなか執行するというのには、組替えとかそういったものが必要ですというようなことで、もっと違ったやり方をしていかないと、予算の執行状況、これではちょっとまずいですよと。私は決して駄目だとは言っていなかったんですが、このままではできませんと。その中で皆さんがいろいろ協議した中で、今回は中止とさせていただくというようなことで、そういうお話も私はいただいてきました。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） では、そういう話というのは、9月定例会もやっていたことだし、その後の話には我々は各個人個人で電話をもらったんですけれども、例えば9月定例会やっているととか、その前の段階とか、実行委員会は4月から多分何回か集まってやられたと思うんですけれども、そういう話というのは全く聞かなくて、いきなり電話で聞いたというふうなこと、議員としてはそうなんですけれども、そういう話というのは全然村長のほうには伝わってなくて、9月定例会後にそういう話があったということなんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私のところには直接これに関わっている、商工会長でございますが、今回コロナ禍なので、今までのようなやり方はできませんというようなお話は私もいただいていた。それで、それぞれ家庭でお酒とおつまみを買ってやるんだと。ああ、そういうことであればいいですねというお話は私は聞きました。

〔「それはいつのことですか」の声あり〕

○村長（添田勝幸君） それは多分9月の議会上がりだと思っんです。それだけ聞いていたの
で、自分たちでやるんだなという思いでいました。そうしましたら、その後から、いや、こ
の補助金を使ってやるというお話を聞いたので、それは内容がこれまでと違うので、このま
ま執行するわけにはいきませんよというお話をさせていただいて、今度は直接私のところにも
来まして、いや、何とかやらせてほしいという話もいただいたんですが、ただ、内容をきち
っと今度は議会に説明をしないと、そのまま執行はできませんよと。そうであれば、やる
方法を考えなければなりませんよというお話で、じゃ、実行委員会でその経過を踏まえて皆
さんで協議した結果、中止という、今回は中止にさせていただきますというお話はいただき
ました。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 大体分かりました。やはりこれ、当初予算で議員全員が、よし、この
予算でいだろうということ、議会全員が何の反対もなく決まったことですので、何で
我々、例えば全員協議会開いてもらって、こうこうだから中止するんだというようなこと
が全くなくて、その後も、12月定例会のときにも何の話もなかったんです。だから、これ
は決算のときにちゃんと聞くしかないなと思って今質問したんですけれども、やはりこうい
う、これ、不用額が幾らかとかも書いていないんですけれども、逆にこの使った28万9,000
円はもう無駄だったという話になります。ですから、こういう行事というのは、もう4月か
ら実行委員会というのを多分結成してやっていたらと思うんですけれども、やはり役場の
ほうもその話に交ざったりして、きちんと積み上げていかないと、実行委員会ばかりに任せ
て、いきなり、じゃ、できません、やめますみたいなことでは予算も無駄になるし、その辺
今後ぜひ気をつけて、今後どういう状態で、やるか、やらないか、今、やったほうが良かっ
たか、やらないほうが良かったかという話じゃなくて、そういう手続の問題で聞いているわ
けなんですけれども、そういうふうなことで、今後ともこういう行事に関しては、実行委員
会つくと役場は実行委員会が決めたことだからとかと今言われましたけれども、そうでは
なくて、ある程度関わって、金を出すことですから。今後そういうふうなことでやってい
だきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） それでは、93ページ、ちょっと見ていただきたいんですが、93ページ
のちょっと中下に、住民税非課税世帯等臨時特別給付金89世帯、890万支給しております。
そして、次のページ、95ページの上のほう見ていただきたいんですが、電力・ガス・食料品
等価格高騰緊急支援給付金として441世帯で2,205万円の支給がされております。この441世

帯は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金は89世帯になっているんですが、441というのは、これはどういう関係なんですか。数字がちょっと合わないんです。

○議長（服部 晃君） 健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） お答えいたします。

まず93ページの住民税非課税世帯等臨時特別給付金につきましては、1世帯当たり10万円を89世帯に支給しております。こちらにつきましては、令和3年度において同様の給付金が住民税非課税世帯に支給されております。令和4年度におきましては追加というところで、令和3年度は課税世帯だった方が令和4年度において非課税世帯に変わられた方、そういった世帯に対して追加で令和3年度と同じ内容、1世帯当たり10万円を追加で支給したものでございます。

次の95ページにあります電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金であります。こちらは1世帯5万円を441世帯に支給したものでございます。こちらにつきましては、令和4年度の住民税非課税世帯というところで支給したところでございますが、先ほどの93ページの給付金は89世帯でございましたが、令和3年度には388世帯に令和3年度非課税世帯には支給しております。そうしますと、合計しますと447世帯に令和4年度、課税世帯から非課税世帯に変わられた方は家計が急変した世帯ということで、追加で支給したものですから、併せますと447世帯に支給してございます。今回、電力・ガス高騰支援給付金につきましては、令和4年度でもう一度課税状況を確認しましたので、令和3年度非課税世帯だった方が4年度課税世帯に変わられている方もいますので、全く同じ数字にはならないというような状況でございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 内容は分かりましたが、これ、10万のほうは国庫補助金ということで10万くれたわけなんです。こっちの5万はこれ、村独自の支給だと思うんですが、それでいいんですか。これは国じゃないですね。国の補助金。

○議長（服部 晃君） 健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） お答えいたします。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援交付金につきましては、こちらも国庫補助により支給したものでございます。歳入につきましては、25ページの国庫補助金の中にあります子育て世帯臨時特別支援事業費補助金の中の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費補助金、こちらのほうがその国庫補助の内容となっております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 同じ国庫補助で出したということになれば、また来年度でかわいそうだから、また次年度でかわいそうになってきたから繰り上げてくれますよということはあるんですか。どうなんですか。

○議長（服部 晃君） 健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） お答えいたします。

今の現状では何とも言えませんが、この価格高騰のほうは現在も続いておりますので、その辺も踏まえて、もし国のほうからそういうお話があれば対応してまいりたいと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 今の内容については分かりましたが、これ、生活保護世帯はどうなんですか。こういうのは支給されていますか、このほかに。どうなんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） お答えいたします。

生活保護世帯についても対象となっております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） この住民税非課税と話がちょっと変わりますが、生活保護というのは、実際今、幾ら支給されているんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 1時53分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 1時53分）

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 生活保護を受ける場合なんですが、不動産を持っている場合はどうなんですか。不動産いっぱい持っても、所得がない場合には生活保護は受けられるのでしょうか。そこなんです。どうなっていますか。

○議長（服部 晃君） 健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） お答えいたします。

不動産を所有しているから生活保護になれないというわけではございませんが、その不動産の価値等も踏まえて、その方の資産等を確認して、生活保護の対象になるかどうかは見て

いく形になります。そちらのほうは、村のほうじゃなくて県のほうが生活保護の支給の決定するほうになりますので、そちらのほうは村のほうで決定する内容ではないというところがございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 了解しました。

それでは、もう一点、ちょっとお尋ねします。

139ページなのですが、南会東部の湯本の支部に7万7,000円ほどの支部活動補助金が出ております。これは活動費、どのような人で支給しているのか、内容を教えていただきたいと思えます。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

南会東部非出資漁業協同組合の補助金でございますが、こちらは湯本支部の放流活動に対する補助でございます、1年間を通して4回ほどイワナの放流等を行っております、その購入費の補助ということで支出しております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 交流費ということで、これは役員なんですか。役員の交流なんですか。漁業組合の役員やっている方の交流のための……

〔「放流、イワナの放流」の声あり〕

○6番（揚妻一男君） ああ、放流、大変失礼しました。魚の放流。放流のためと言うんですが、これは遊漁券というんですか、あれ。魚取る人に鑑札料取りますね。これみんな南会東部の漁業組合に全部いくわけですよ。天栄村で羽鳥湖に放流した魚の代金も村で出してくれて、釣る人のお金はみんな南会東部にいっちゃうんだよね。それみんな向こうで取っちゃっていて、放流するから村から金くれというのは相当おかしいと思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

この放流につきましては、主に鶴沼川で放流をしております、4回ほど放流はしております、基本、水産業の振興ですとか、その河川の生態系の保全ですとか、環境保全、そういったことに資するということで、補助しておりますと理解しております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） あその川の入場料は取るんでしょう、金は。ただではやらせていな

いと思うんですが、金を取っていると思うんですが、そういった中でどうなんですか。相当南会東部の漁業組合は寄与しているわけなんですか。そんなことで村に放流のための補助を要請しているんだか。だって、昔は大変優良なお金を持った漁業組合だったと思うんですが、今お金がないからこういう補助の申請されているんですか。それで、村でそのためにされているんですか。どうなんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

補助金につきましては、お金がないからとか、そういうことではございませんで、ずっと継続してやっているものでございまして、一度補助金の見直しはたぶんしたと考えておりますけれども、それぞれの町村で、南会津町ですとか下郷町、それから天栄村ということで、継続して補助を行っているという状況でございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 周りの自治体がやっているから、天栄村もやむを得ずということではよろしいですか。分かりました。了解しました。

以上です。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 19ページの一番下なんですが、村営住宅使用料ということですが、この村営住宅の件なんですが、監査委員の意見にもありますように、収入未済額が非常に多くなっていると。前年度と比べても多いというようなことが書かれていますが、これ、現在何年の滞納があるのか。それから、恐らく、例えば一番最高は金額的にどのぐらいの金額の滞納者がいるのか教えてください。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

村営住宅の未納の件でございますが、まず村営住宅のほうにつきましては、現年と過年度トータルで考えますと、現在3名の方が滞納となっております。その中で多い方につきましては、49件で24万2,000円、8月までにそのうち5,200円が支払われた形になっております。

それから、定住促進住宅のほうでございますが、現年、過年度分合わせまして6名の方が滞納という形になっております。その中で一番金額が大きい方につきましては、現年、過年度分合わせまして35件で140万円。この方、8月までに12万円を納入という形になっております。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） これ、一時はこの額が減ったんですが、どうもまた増えてきているというふうな状況ですよね。それで、これちゃんと保証人がついていたと思うんですが、保証人のほうまでいわゆる催促というか、督促はしているのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、保証人も連帯保証人ということでおりますので、金額の大きい方につきましても、そちらの保証人の方も含めた形で相談のほうをさせていただいて、月々定額ではないんですけれども、納められるときに納めていただくような形で、分納という形をお願いして、滞納の圧縮に努めているところでございます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） ちょっとお願いしてとか、納められるときに納めてなんて、ちょっと甘っちょろいんじゃないかと思うんです、これ。これは最初の約束なわけですから、最低守らなくちゃいけないあれですし、私が監査やっていた頃もそうなんです、やっぱりどうも強く出るとある程度払うというような傾向が見られたような気がするんです。ですから、しつこく、強く、とにかくやって、とにかく一日も早く、少しでも減らすように努力してください。

それから、167ページの委託料の小学生異文化体験授業委託料、この下の英会話レッスン委託料、これは恐らく異文化のほうはブリティッシュヒルズでの研修というか、そういうことだと思うんですが、この英会話レッスン委託料というのは、中学校のほうにもあるみたいですが、これはどういうことで、どこに支払っているのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

こちらの英会話レッスン委託料でございますが、いわゆるQQイングリッシュと言っています、パソコンでフィリピンの委託会社とつないで、フィリピンにいる外国語の方と小中学生が直接授業中英会話をするというので、授業の中で活用しているものでございます。

○7番（渡部 勉君） 分かりました。以上です。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） 6の企画費の中で、65ページのペーパーレス会議システム構築業務委託、これは金額が409万2,000円と高額になっていますけれども、この中身についてちょっと

お願いしたいと思います。どういうふうなことを役場で考えているのか。それに考えていて委託していると思うのですけれども、ちょっと内容、委託費が高いもんですからちょっとお願いします。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

ペーパーレス会議システム構築業務委託料の409万2,000円ですが、こちらの内訳は端末が15台で239万2,500円、あとアクセスポイント設置を含めた構築業務で169万9,500円というような支出になっております。こちらは県のICT推進市町村支援事業補助金を活用しまして、2分の1の補助で行ったものです。

今のところ、庁内の課長会議の中でペーパーレス会議を進めているところで、次回からは広報委員会等でもペーパーレスのほうで実施していこうと考えております。

LGWAN回線、役場の中のLGWAN回線を使って行うものですので、毎月の使用料はかからないで、端末と、あと構築費だけが今回費用として支出したところです。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そうしますと、これは端末の使用料というのか、それが含まれているということですね。買っちゃったの。そうしたら委託料でもないような気がするんだけど、備品購入費とか、そっちいくんじゃないかと思うんだけど、そういうところはどのようにでしょうか。

そして、今、庁舎内のLANケーブルにつないでこういうふうに見るからいいんでしょうけれども、それは課長なら課長、自分のテーブルの上でやり取りをするような形になるというふうなことで考えていいんでしょうか。今の端末の購入の考え方、どうなのか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

購入につきましては、一式含めた形での委託料ということで内訳を申し上げたのでありまして、あと使用の仕方につきましては、一応課長のところに端末は置いて充電はしておくんですけども、通常使われているパソコンと同じような役割を持っていますので、両方今は使える状態になっています。課の中で複数使うようになった場合には、それを持って行って、会議のところで使用するような形で、各課1台ぐらいの状況に今なっております。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そうしますと、この委託先というんですか。これは、名前は後で聞いてもいいだろうけれども、いつもの郡山の行政で考えていいのかな。FICとか、FC

OMとか、そこら辺なんですか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

ちょっと業者の委託先の個別名につきましては、後ほど個人的にお知らせしたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 今のやつについては、また後で詳しく聞きたいと思います。

それで、もう一件、ぶり返して申し訳ないんですけども、先ほど渡部議員からも質問があった村営住宅の家賃の関係ですが、この条例の中では3か月滞納云々というのがうたっているんですね。それについて、住んでいる方に対してどういうふうな説明をして徴収をしているんだか、それを再度ちょっと、くどいようですが、お願いします。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

議員おっしゃっているのは、明渡し請求等のところだと思うんですけども、家賃を3か月以上滞納したときというところだと思いますが、現在、明渡し請求等を実施したということは、私の中では認識はないんですが、現在の滞納の整理につきましては、督促状、催告状の発送はもちろんなんですけど、臨戸訪問とか、電話での対応、相談を行っておりまして、今後も小まめに足を運ぶなど、根気よく対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） では、小まめに夜がけ、朝がけやって、徴収励んでいただきたいと思っています。

以上で終わります。

○議長（服部 晃君） ここで暫時休議いたします。

2時半まで休みます。

（午後 2時15分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時30分）

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 161ページ、統合小学校基本計画策定業務委託料939万4,000円、これ別紙の明細を見たんですけれども、まだまだ統合小学校の話、何だか進んでいないように思うんですけれども、この基本計画、構想計画策定業務、お金を支払っているわけですから、資料はできているんですよ。これ議会には提出していませんか。議会に諮っていない、出していない、何で。金払っているんだもの、やっぱり見せなきゃならない。どうして見せられないのか。その中身、そしてどういう中身なのかちょっと聞きたかったんです。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

まず、今ほど話がありました議会の皆さんへの説明につきましては、一般質問で村長もお答えしたとおり、後で全員協議会のほうで説明させていただくということでございますので、ご了承いただければと思います。

この計画、構想計画の中身でございますが、まず用地の検討や用地の整備のやり方、あとは各種用地の条件、方針、ボーリング調査の結果を踏まえた、どの程度の安定性があるといいかとか、あとは建物としての現状と課題、今の村としての現状と課題と子どもの推移と、あとは校舎の整備方針、これまで在り方検討委員会等を開いておりますので、そういった意見を踏まえた中での整備方針、それから規模や機能の検討、あと設備の計画、それから概算事業費の算出ということで、これをまとめた業務でございまして、それを保育所、幼稚園、統合小学校ということでそれぞれ策定したものでございます。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 例えば、この統合小学校、その前に、村長が後で全員協議会で説明するという話は分かりますけれども、全員協議会でも、議会でも説明するのは同じだと思うんですよ。それは資料を提出して、やっぱり議会で説明しなきゃならないと思うんです。何も全員協議会にばかり諮る必要はないと思うんですよ、せつかくの議会ですから。そして、お金も払って、これだけの支出金を出しているわけですから、委託料として。だから、今説明あったように、小学校、幼稚園、保育所関係別々に金額が出ていますけれども、これはいろいろ地質調査とか、メインは何ですか、メインは。支払ったメイン。例えば、統合小学校基本計画策定業務委託286万、保育所372万9,000円、幼稚園280万5,000円、この中身。だから、何がメインで、測量がメインなのか、何がメインなのかいろいろあるでしょう、金額の内訳。だから、やっぱり資料を出して説明しないと分からないと思うんだ、別個にやると言われても、後で説明すると言われても。そこら辺資料出せるんでしたらば出して説明を受けたいんですけれども。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

(午後 2時34分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時35分)

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

一般質問の中でもお答えしたとおり、全員協議会というお話をさせていただきました。議会の中でこの日というようなことでお示しをしていただければ、それについては説明をさせていただきますと思います。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） じゃ、資料を準備していただいて、明日一番にでも説明をいただければ、議会で。臨時議会でやるんですか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

(午後 2時36分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時37分)

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） じゃ、今、村長が申されたように全員協議会を開いて、再度書類をそろえていただいて説明をお伺いしたいと思いますので、不備のないような書類お願いします。終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 129ページ、お願いします。

防災ダム事業負担金で、龍生ダムの新設に係ることだとは思いますが、西郷地区と中郷地区にあの赤いサイレンが鳴っているのが警報局だと思われるんですが、それはどういった状況下で警報が鳴るのか、まずお聞きします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

[産業課長 芳賀信弘君登壇]

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

詳細にはちょっと把握しておりませんが、例えばダムが決壊のおそれがあるとか、そういった危険性があるときに鳴るものと理解しております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） これ、試験的にサイレン鳴らしたことがありますか。また、そのサイレンがもし鳴った場合には、その河川流域の村民の皆さんはどういった対応を取るとかというそういうのは何かマニュアル的なのはあるんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

詳細ちょっと把握できておりませんでしたので、県のほうとまた調整させていただきまして、後ほどお答えできればと考えております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。

続きまして、139ページ、創業等支援補助金82万円、2件とありますが、こちらはこういった職種の事業が始まるということなんでしょうか。伺います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

令和4年度におきましては、2件ございまして、1件がパン製造業、1件がエアコン清掃業ということで創業してございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） それは村内の方が創業されるということでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

まず1件目、パン製造業の方が湯本地区の方、それから、エアコン清掃業の方が広戸地区の方ということで創業してございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） その方たちは新たに創業するということなのか。その辺どうなんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

いずれの方も新たに創業された方ということでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第2、議案第10号 令和4年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり認定されました。
-

◎議案第11号の質疑、討論、採決

- 議長（服部 晃君） 日程第3、議案第11号 令和4年度牧本財産区特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

- 議長（服部 晃君） 日程第4、議案第12号 令和4年度大里財産区特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第5、議案第13号 令和4年度湯本財産区特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第6、議案第14号 令和4年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第7、議案第15号 令和4年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第8、議案第16号 令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第9、議案第17号 令和4年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第10、議案第18号 令和4年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第11、議案第19号 令和4年度天栄村簡易排水処理施設特別会計
決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第12、議案第20号 令和4年度天栄村介護保険特別会計決算認定
について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第13、議案第21号 令和4年度天栄村後期高齢者医療特別会計決
算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第14、議案第22号 令和4年度天栄村水道事業会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎散会の宣告

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれで散会したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

皆様に申し上げます。

明日の本会議は午後1時30分から開催いたします。

大変ご苦労さまでございました。

(午後 2時52分)

9 月 定 例 村 議 会

(第 4 号)

令和5年9月天栄村議会定例会

議事日程（第4号）

令和5年9月15日（金曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 議案第23号 令和5年度天栄村一般会計補正予算について
日程第 2 議案第24号 令和5年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 3 議案第25号 令和5年度牧本財産区特別会計補正予算について
日程第 4 議案第26号 令和5年度大里財産区特別会計補正予算について
日程第 5 議案第27号 令和5年度湯本財産区特別会計補正予算について
日程第 6 議案第28号 令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について
日程第 7 議案第29号 令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について
日程第 8 議案第30号 令和5年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について
日程第 9 議案第31号 令和5年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第10 議案第32号 令和5年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算について
日程第11 議案第33号 令和5年度天栄村介護保険特別会計補正予算について
日程第12 議案第34号 令和5年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第13 議案第35号 令和5年度天栄村水道事業会計補正予算について
日程第14 各委員会閉会中の継続審査申出
招集者あいさつ

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	9番	大須賀	溪 仁 君
10番	服 部	晃 君			

欠席議員（1名）

8番 熊田喜八君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田勝幸君	副村長	揚妻浩之君
教育長	長場壮夫君	参事兼 総務課長	小山富美夫君
参事兼 企画政策 課長兼 会計管理 者	熊田典子君	税務課長	塚目弘昭君
参事兼 住民課長	内山晴路君	健康福祉 課長	森和昭君
産業課長	芳賀信弘君	建設課長	櫻井幸治君
湯支所 本長	星裕治君	教育課長	関根文則君
生涯学習 課長	黒澤伸一君		

職務のため出席した者の職氏名

議事 事務局 長	北畠さつき	書記	大木伸一
書記	渡邊久美		

◎開議の宣告

○議長（服部 晃君） ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しております。

8番、熊田喜八君より、病気療養中のため欠席の届出がありました。

(午後 1時30分)

◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第4号をもって進めます。

◎動議

○議長（服部 晃君） 日程第1、議案第23号 令和5年度天栄村……

[「議長、4番」の声あり]

○議長（服部 晃君） 小山議員、どうぞ。

○4番（小山克彦君） 3番議員は、再三の我々議員の注意にもかかわらず、また今日資料持ってきていないです。なので、すぐに議運を開いて、ちょっと何とか話し合わないと、もうずっとこんな感じでは、議会に参加する意思がないというふうに思いますので、検討してください。

○議長（服部 晃君） ここで暫時休議いたします。

(午後 1時31分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 1時52分)

◎委員会審議結果報告

○議長（服部 晃君） 議会運営委員会委員長、円谷要君。

[議会運営委員会委員長 円谷 要君登壇]

○議会運営委員会委員長（円谷 要君） ただいま議会運営委員会を開きまして、大浦トキ子議員に対し、本議会に対する不適格な品位に欠ける行為が見られるということで、本人により謝罪をしていただくように決定いたしましたので、議長よりお諮り願います。

○議長（服部 晃君） 議員皆さんに申し上げます。

今、議会運営委員会委員長の円谷要議員の言うとおりの謝罪を求めますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしということで、3番、大浦議員に謝罪を求めます。

3番、大浦トキ子君。

〔2番 大浦トキ子君登壇〕

○3番（大浦トキ子君） このたびの私の議員としての品格と信用をなくす行動により、議会運営に多大なご迷惑をおかけしました。今後、このようなことのないよう努めてまいります。誠に申し訳ありませんでした。

○議長（服部 晃君） 以上で、3番、大浦トキ子君の謝罪を終了いたします。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第1、議案第23号 令和5年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） 33ページをお願いいたします。

議案第23号 令和5年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和5年度天栄村一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の増額に歳入歳出それぞれ5億2,694万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億6,118万円とする。

（債務負担行為の補正）

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年9月12日提出、天栄村長、添田勝幸。

38ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正の追加でございます。

事項が除雪車整備事業（令和5年度）、期間は令和6年度まで、限度額は除雪車購入費6,000万円、除雪ロータリでございます。こちらは債務負担行為設定の予算措置に基づきまして、令和5年度に購入契約を行い、翌年度納車後に支出を行うものでございます。

債務負担行為の補正につきましては以上でございます。

続きまして、第3表、地方債の補正でございます。

39ページをお願いいたします。

まず、追加でございます。

起債の目的及び限度額の順に申し上げます。

1、国民健康保険診療所等修繕事業460万円、2、児渡安養寺線落石対策事業600万円、3、四十檀地区防災調整池改修事業500万円、計1,560万円でございます。

起債の方法、証書借入れまたは証券発行。利率、年2.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。

償還方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借換えすることができる。

まず国民健康保険診療所修繕事業につきましては過疎対策債、児渡安養寺線落石対策事業及び四十檀地区防災調整池改修事業につきましては、緊急自然災害防止対策債の活用を見込んでおるところでございます。

次に40ページ、起債の借入限度額の変更でございます。

まず、1の臨時財政対策債につきましては、1,900万から1,471万8,000円へ、2の耐震性防火水槽整備事業1,600万円から2,750万円へ、3の旧羽鳥小学校施設除却事業2,380万円から2,660万円へ、4の芝草鎌房線整備事業1,000万円から1,500万円へ、合計いたしまして6,880万円から8,381万8,000円へ変更するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

地方債の補正につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入歳出予算につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

11款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、補正額38万円の減。減収補てん特例交付金の額の確定によるものでございます。

12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額1億4,979万3,000円の増。普通交付税の額の確定によるものでございます。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額15万1,000円の増。マイナンバーカード普及促進に係る個人番号カード交付事務費補助金を見込んでおるところでございます。

3目衛生費国庫補助金、補正額12万7,000円の増。新型コロナウイルスワクチンの接種事

業に係ります新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の増額を見込んでおります。

17款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、補正額150万円の増。移住定住促進事業に係るふくしま移住支援金給付事業補助金の増額を見込んでおります。

4目農林水産業費県補助金、補正額2万2,000円の増。協定面積の増加によります多面的機能支払交付金の増額を見込んでおります。

19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額3,000万円の増。ふるさと納税のがんばれ天栄応援寄附金の増額を見込んでおります。

続きまして、20款繰入金、1項特別会計繰入金、1目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、補正額161万9,000円の減。令和4年度の特別会計繰越金の確定に伴う繰入金の減でございます。

4目介護保険特別会計繰入金、補正額1,254万5,000円の増。こちらにつきましても介護保険特別会計の介護給付費精算に伴う額の確定によるものでございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額1億5,000万円の増。

5目ががんばれ天栄応援基金繰入金、補正額2,200万円の増。

6目子ども未来基金繰入金、補正額360万円の増。

9目森林環境譲与税基金繰入金、補正額446万円の増でございます。

21款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1億2,067万7,000円の増。前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

22款諸収入、4項雑入、2目雑入、補正額337万8,000円の増。こちらは主に自治体システム標準化に伴うデジタル基盤改革支援補助金として301万9,000円を新規に計上したものでございます。

3目過年度収入、補正額7万3,000円の増。前年度事業の精算に伴う国の負担金不足分の追加によるものでございます。

23款村債、1項村債、1目総務債、補正額1,001万8,000円の増。まず1節の臨時財政対策債につきましても、額の確定による減でございます。また、2節の防災減災施設整備事業債につきましても、耐震性防火水槽整備事業の追加による増でございます。3節の公共施設等管理事業債につきましても、旧羽鳥小学校施設除却事業の追加による増でございます。

続きまして、2目土木債、補正額1,100万円の増。こちらは2節の道路橋梁防災対策事業債につきましても、芝草鎌房線整備事業への追加による増額及び児渡安養寺線落石対策事業の新規追加による増でございます。

3目衛生費、補正額460万円の増。こちらは国民健康保険診療所等修繕事業の新規追加による増でございます。

4目農林水産事業債、補正額500万円の増。こちらも四十檀地区防災調整池改修事業の新規追加による増でございます。

続いて、歳出でございます。

まず今回の補正のうち、1節から4節までの人件費につきましては、4月の定期人事異動によりまして、職員の配置換えなどに伴う所要額の増減でございますので、それぞれの目における説明は割愛をさせていただきたいと思っております。

まず1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額216万円の減。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額289万7,000円の減。

5目財産管理費、補正額3億1,360万2,000円の増。まず14節工事請負費において、役場庁舎給排水設備工事請負費として77万円、旧羽鳥小学校の施設解体工事における支障木伐採の追加工事としまして280万円、次に、17節備品購入費において庁舎内の備品更新として104万5,000円を計上しております。また、24節積立金におきまして、前年度繰越金の額の確定に伴う財政調整基金元金積立金として6,100万円、天栄村公共施設整備基金積立金として2億4,800万円を計上しております。

6目企画費、補正額2,514万3,000円の増。こちらは、まず小規模住宅団地造成事業に要する経費としまして、新規に12節委託料に設計業務委託料として724万円、16節公有財産購入費として1,143万8,000円、21節補償補てん及び賠償金としまして344万5,000円を計上しております。また、12節委託料に自治体システム標準化作業委託料として302万円を計上しております。

7目支所及び出張所費、補正額135万2,000円の増。こちらは支所の修繕費として、10節需用費に125万5,000円、空調設備の保守委託として、12節委託料に9万7,000円を計上しております。

9目地方創生費、補正額261万7,000円の増。こちらは12節委託料におきまして49万5,000円の増額を計上しておりますが、こおりやま広域圏PR事業を実施する際の業務委託費として新規で計上しております。また、18節負担金、補助及び交付金におきまして、天栄村移住支援金給付事業として200万円を計上しております。

10目ふるさと納税費、補正額450万円の増。こちらはふるさと納税の現在の寄附額が増額の見込みとなることから、7節報償費において900万円、11節役務費において240万円、12節委託料において360万円を計上しております。また、増額予定の3,000万円のふるさと納税額を全額積み立てるため、24節積立金に3,000万円を計上しております。

2項徴税費、1目税務総務費、補正額224万7,000円。

続きまして、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額896万8,000円の増。

5 項統計調査費、2 目総務統計費、補正額7,000円の増。

続きまして、3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、補正額733万9,000円の減。

2 目老人福祉費、補正額26万4,000円の増。こちらは湯本デイサービスセンター内の浴槽の修繕として、10 節需用費に26万4,000円を計上しております。

4 目福祉医療費、補正額6 万円の増。こちらは後期高齢者医療特別会計に繰出金として6 万円計上しております。

5 目障害対策費、補正額88万1,000円の増。こちらは前年度国県負担金等の額の確定に伴う精算返納金としまして、22 節償還金利子及び割引料に88万1,000円を計上しております。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、補正額743万4,000円の増。こちらにつきましては、まず1 節の報酬、3 節の職員手当等におきまして、健康保健センターでわんぱく広場に勤務している会計年度任用職員の保育士の再雇用に伴う報酬及び手当の増額分を計上しております。

次に、7 節の報償費では、保育所移転整備検討委員の報償として17万4,000円の増額。

10 節の需用費では、村内遊具の定期点検において修繕を要すると指摘を受けた村内6 か所の遊具の修繕のため、修繕費の119万5,000円の増額、19 節の扶助費では、すすくく家庭保育応援金の対象世帯の増に伴い360万円の増額、22 節の償還金利子及び割引料では、前年度子ども・子育て支援交付金等の額の確定に伴う精算返納金としまして201万2,000円の増額計上をしております。

3 目保育所施設費、補正額682万円の減。

5 目子育て世帯生活支援特別給付金事業費、補正額26万1,000円の増。こちらにつきましては、昨年度実施した事業費の額の確定に伴う精算返納金を計上しております。

3 項国民年金費、1 目国民年金費、補正額3 万円の増。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、補正額322万8,000円の増。

続きまして、2 目予防費、補正額1,884万5,000円の増。こちらにつきましては、まず12 節の委託料におきまして、子宮頸がん予防ワクチンの種類の増加に伴い、現在所有しております健康管理システムを改修する必要が生じたため、44万3,000円の増額を計上しております。また、22 節償還金利子及び割引料におきまして、1,827万5,000円の増額を計上しておりますが、主に前年度までの新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金とワクチン接種体制確保事業補助金の実績額の確定に伴いまして、返納金が生じたため計上したものでございます。

3 目環境衛生費、補正額562万7,000円の減。こちらにつきましては、まず22 節償還金利子及び割引料では、湯本診療所でコロナ対策を実施した際に助成された発熱外来診療体制確保

支援補助金の額の確定に伴いまして返納金が生じたため、144万6,000円の増額を計上したものでございます。また、27節繰出金では、令和4年度の診療施設勘定の決算におきまして剰余金が大きく発生したことから、令和5年度に一般会計から診療施設勘定に繰り出す予定であった繰出金のうち、運営費分770万1,000円を減額としたものでございます。

一方、簡易水道事業会計におきましては、前年度繰越金の確定に伴いまして62万8,000円の増額を計上しております。

4目健康増進事業費、補正額47万円の増。こちらは健康づくり事業の委託料の増に伴う計上でございます。

5目保健センター施設費、補正額127万6,000円の増。こちらは健康保健センターの健康運動器具が故障して使用ができないため、新たな器具の購入として、17節備品購入費におきまして127万6,000円を計上しております。

2項清掃費、1目ごみ処理費、補正額579万3,000円の増。こちらにつきましては、まず14節工事請負費におきまして、村内リサイクルハウスの経年劣化が著しい箇所5か所を更新するため、工事費362万9,000円を増額計上しております。また、18節負担金、補助及び交付金におきまして、須賀川地方保健環境組合負担金の増額分として216万4,000円を計上しております。

3項上水道費、1目上水道施設費、補正額264万4,000円の増。こちらは水道事業会計への繰出金の増額分として計上しております。

続きまして、6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、補正額435万円の増。

3目農業振興費、補正額3,433万3,000円の増。こちらは道の駅「季の里天栄」の空調設備等やセキュリティー対策のために、14節工事請負費として2,178万8,000円を計上しております。また、肥料等の価格高騰を受ける稲作・畑作・園芸・畜産などの各経営者に対し、作付面積等に応じまして肥料費や飼料費の一部を助成する農業生産資材価格高騰対策臨時支援金として、1,157万8,000円を含む総額1,252万1,000円を18節負担金、補助及び交付金に計上しております。

5目農業施設費、補正額968万5,000円の増。こちらは今坂地区の水害等の災害防止のため、四十檀地区防災調整池改修実施設計業務委託料として、12節委託料に500万円、湯本糯田地区の用水路改修工事等に要する経費としまして、14節工事請負費に270万7,000円、大里丸山地区の排水路整備工事の補助金としまして、18節負担金、補助及び交付金に29万3,000円、それぞれの特別会計における工事等の追加に伴いまして、27節繰出金に総額168万5,000円を計上しております。

続きまして、6目水利施設管理費、補正額23万2,000円の増。

7目、国土調査費、補正額59万円の減。

9目地域農政特別対策推進活動費、補正額343万円の増。こちらは農業経営の規模拡大を図る農家を支援する農業経営規模拡大支援事業補助金の対象予定者の増のため、18節負担金、補助及び交付金に343万円を計上しております。

2項林業費、1目林業総務費、補正額571万3,000円の増。こちらは林業の振興を図るため森林環境譲与税を活用しまして、県産材を使い両道の駅の屋外テーブル等を整備するため、14節工事請負費340万円、15節原材料費230万円を計上しております。

続きまして、7款商工費、1項商工費、3目観光費、補正額15万円の増。こちらは下郷町の県道脇に設置してあります本村の案内看板が県道の拡幅工事に伴い支障となり、撤去の必要性が生じたため、14節工事請負費として15万円を計上しております。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、補正額1,200万円の増。こちらはまず冬期間に使用する除雪車両の整備のため、10節需用費に500万円を計上しております。次に、村内道路におきまして区画線が見えづらい箇所が存在するため、区画線工事として、14節工事請負費に250万円。次に、村道の安全管理のため、村道脇のグレーチングを購入する経費として、15節原材料費90万3,000円を計上しております。また、現在所有している2トンドンプを更新するため、その費用として、17節備品購入費として700万円を計上しております。

2目道路新設改良費、補正額1,120万6,000円の増。こちらにつきましては、まず児渡安養寺線において落石等の危険性が増していることから、その対策を講じるため緊急自然災害防止事業債を活用しまして、12節委託料に設計業務委託料として600万円を計上しております。次に、芝草鎌房線におきまして県道との接続箇所付近の舗装劣化が著しく、その対策のため、14節工事請負費としまして500万円を計上しております。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、補正額322万9,000円の増。こちらは普通交付税の本算定によりまして、本年度の消防組合の分担金が確定したため、18節負担金、補助及び交付金としまして322万9,000円を計上しております。

2目非常備消防費、補正額88万円の増。こちらにつきましては、本村の洪水浸水想定区域に新たに竜田川と第二竜田川が追加となったことを受けまして、ウェブ版の防災マップを更新する費用としまして、12節委託料に88万円を計上しております。

3目消防施設費、補正額1,150万円の増。こちらは老朽化が著しい防火水槽を防災減災施設整備事業債を活用しまして、耐震性防火水槽に改修すべく、14節工事請負費として1,150万円を計上しております。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額1,489万円の増。こちらにつきましては、まず1節報酬において158万6,000円を計上しておりますが、主に別室登校生徒に対する教育支援員を配置するため156万1,000円を計上しております。次に、10節需用費の施設修繕費ですが、湯本小学校の教員住宅の修繕に要する経費としまして

25万円を計上しております。また、12節委託料では、各教育施設の支障木の伐採等に要する経費としまして、環境整備委託料30万円、学習支援委託料としまして30万円をそれぞれ計上しております。

2項小学校費、1目学校管理費、補正額350万円の増。こちらは各小学校に係る施設修繕費としまして350万円を計上しております。

続きまして、3項中学校費、1目学校管理費、補正額55万1,000円の増。こちらは主に天栄中学校に係る施設修繕費として50万円を計上しております。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額54万2,000円の増。こちらは園長及び教諭の報酬等に要する経費としまして、1節報酬34万円及び8節旅費5万2,000円の増。また、幼稚園に係る施設修繕費としまして、10節需用費15万円を計上しております。

5項社会教育費、6目生涯学習センター費、補正額3万5,000円の増。こちらは1節報酬におきまして、事務補助員の報酬として3万5,000円を計上したものです。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額52万4,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 50ページの農業振興費の中で、季の里天栄の空調設備の請負工事費の件です。

これはこの前、全員協議会で説明あった金額より大分減っているんですが、これはどういうことなんでしょうか。まず説明願います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

当初、季の里天栄の空調設備ということで、トイレに2基、それから、下屋に2基、室内に3基ということで計画をしてございました。そこでいろいろ検討を進めた結果、風除室、それから屋内のエアコンの設置ということで検討してまいりましたが、風除室を設けるに当たっては、消防法の手続とかそういったものが必要になりまして、費用の積算ですとか検討が必要だということで、そちらの分を削除させていただきまして、今回トイレに2基と下屋に2基、それから増設に係る受電設備の更新ということで計上したものでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ちょっとなかなか理解できないんですが、この金額でこの前の道の駅の空調は十分に確保できたという理解をしいいんですか。またこの追加事業があるという

ことなんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

今年の夏、今までにない暑さで、屋内がすごい暑い状態が続いたということで、いろいろ相談がありました。そこで、屋内につけるという選択を最初考えてはおったんですが、風除室も検討するというので検討を進めてまいりました。ただ、風除室を設けるに当たっては、工事費の積算ですとか、どちらがよろしいのかというところでまだ結論が出なかったものだから、その部分だけは今回除いて、補正予算として計上させていただきました。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうすると、風除室だの除いたやつということなんですが、後からまたつけるということか。もうそれはやらないということなんでしょうか。また後からやるということなんですか。どっちなんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

屋内の環境改善につきましては、現在まだ積算ですとか、そういった対策がまだ決まっておきませんので、内部でちょっとどちらがいいのかとか、必要なかというところを再度検討させていただきまして、ご説明をさせていただきながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 村長にお尋ねしますが、これ、もう少し検討しろということで検討した段階で、議会にかける前に話あるのかと思っていたんです。そうしたら、これ急にこれ出てきた。だから、我々も今度どういうふうになって、どういうことなのか全前分からないんですよね。今の話でも風除室ですか、それを造る、造らないの問題はまだ分からないという話だし、だから、前のやつを直したら、こういうところ直したらいいんじゃないのかというように、こことここを直して、ここははじきました。いや、ここはつけましたというように、やっぱり明細なり説明をきちんとしてくれないで、今日ここでかけられちゃって、ちょっと細かい説明がないので、私は検討しようがないと思うんです。だから、私ちょっとこれには納得できません、皆さんがどうだか知らないですけども。やっぱり検討しますと言ったんだから、1回検討して、その内容をきちんと説明するのが本筋じゃないかと思うんですが、どうですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

前回の全員協議会の中で、どうしても建物の内部が温度が上がってしまうと。そうすると、野菜、特に葉物とかが日持ちがしないというようなことで、その改善策というようなことで増設をするというようなことで、キュービクル、あとは下屋の部分、あとトイレもどうしても温度が上がってしまうというようなことなものですから、その整備をしたいということでご説明をさせていただきました。その中で、のやり取りの中で、キュービクルはどうしてもものが入ってこないものがあったり、時期的に早めに注文しないと、どうしても来年に今度間に合わなくなってしまうというお話をさせていただきました。そういう中で、風除室のお話も議員の皆様方から必要ではないのかと。それを入れた場合には、この店舗のほうの3基増設する部分は必要なくなるんじゃないのかと、そういう検討をしていったらどうだというお話をいただいた中で、下屋の部分、キュービクル、トイレのエアコン、それは先行させていただきたいという話はさせて、そういうことで皆さんが私は納得していただいたと。それで、その本体の店舗のほうの3台、それから風除室をつけた場合、それを今検討はしていますので、どうしてもキュービクルは造っていくものなので、なかなか日にちもかかるというようなことで、ここは先行させていただきたいというお話をさせていただいたと私は認識しておりますが、そういう形で私は皆様方に説明をさせていただいて、風除室、あとは店舗の3基については、今後、専門家の方を含めてどういうふうな方向がいいか検討させていただきたいというお話をさせていただいたと認識しております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 確かにキュービクルの問題は、これはもうどうしようもないから、これは何だかんだしなきゃならないわけですよ。でも、この前の話合いの中では、エアコン5台を設置するということなんですよ。それについてはちょっとおかしいから、設計のミスじゃないのかと言っても設計のミスじゃないと村長は言うから、でも、エアコンをそのままそっくり入れるんだったら何も風除室を造る必要もないし、何も今までどおりのことなんです。だから、安く上げて、今後維持費を安くするためには風除室を造ったり、上に換気扇造ったりして熱気を逃がして、エアコンを少なくするとか、そういうことできないのかという考えで皆さんは審議したと思うんです。その話が何もなくて、それは大事だから、取りあえずそれが風除室造るのにいろいろ問題あるだろうと、それはいいでしょう、それでも。だけれども、もうこういう時期になってきているんだから、今ちょうどいい時期ですから、暖房も冷房も要らないわけですよ。しっかり協議しましょうという話をしたのに、ぽつんとかう出てきたんです。だからおかしいんじゃないかと言っているんだ。もうちょっと協議、ちゃんと説明も我々にして、今のだと変わらないでしょう。だから、村長がエアコン、あと

中に3台必要だというのは設計のミスじゃないのかと言っているんです。3台ですよ、増やすの。1台じゃないです。あの建物の中に3台増やすという話です、エアコン。だから、皆さんはそれはおかしいだろうと、もう少し検討してみろというようなことで、我々はそのエアコンをできるだけ、金にかかるわけだし、エアコンだって今度使えば金も相当かかるわけだから、今後維持していくためにも大変でしょうから、もう少し内部の構造なり何なりを考えて、風除室を造ったりしながら、もう少し今後のことを考えてやりましょうという話じゃなかったでしょうか。そういう話したと思っているんですが、村長はそう理解していないんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃったとおりに私も認識しております。それで、今回載せたのは、店舗のほうの3台、それは入っていません。どうしても下屋の部分、そこには今度根菜類とか何か置きたいというようなことで、そうすれば、今度店舗のほうの売場のほうにも農家の皆さんが出す農産物、特に葉物とか、ナスとかキュウリとか、そういったものが置けるスペースが確保できると。だから、下屋に2基は設置させていただきたいというようなことで、前回それは申し上げました。それで、中の3基はそこに入っていません。その3基を入れたらいいのか、あと風除室つければ、下屋に2基つければその分冷えるんじゃないのかというお話もいただいたので、それで今、風除室をつけた場合とそれらを検討していて、どうしても先行するのは下屋の2台、トイレの2台、キュービクルの予算をご提案させていただいております。その3台は入っていませんので、この金額になっています。

○6番（揚妻一男君） 金額ちょっと、そうしたら多くなってしまいうんじゃないの。この前2,400万と言ったんじゃないの。だけれども、何だかそれ抜いても結局は前の設計、見積りと同じということ。

〔「金額は違う、下がっています」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 揚妻議員、勝手にしゃべらないでください。村長が答弁終わってから質問してください。

○村長（添田勝幸君） 全員協議会の中でお話をいただいた中で、じゃ、ここまではやらせてくださいというようなことで、中の3台は抜いて、その分を風除室を設けたらば、それで間に合うんだったらそれでいいんじゃないのかというご提案をいただいたので、今、風除室とそのエアコンのやつの検討はしています。そのとき皆さんとの協議をした中で、これとこれはやっぱり必要だと。どうしてもキュービクルについては日数がかかってしまう、下屋は必要だし、トイレも必要だと。その部分だけは今回予算のほうにご提案申し上げていますので、

ご理解をいただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ということは、3台はまだ残っているということ、やらないということね。じゃ、2400万からこれ引いた金はその3台分のエアコン代ということ、2,400万から今回の1,950万。そうすると450万、1台150万ということ、エアコン。そういう考えですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

減額となった450万で3台設置で、本体と屋内を配管したり、そういった工事費全てで450万ということになっております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 内容的には分かりました。3台はまだ考えると。だけれども、外とこれは必ず必要だからやらせてくれよということなんですね。やらせてほしいということで。じゃ、中のことについては、風除室なり換気扇の問題もまだあるわけだから、それはまだこれから検討するということね。取りあえずこれだけはキュービクルの問題があるから、これはやむを得ないと思うんですよね。どうしてもキュービクルは必要、3台減らしてもキュービクルは変えなきゃ駄目なんでしょう。どうなんですか。2台増やしただけではキュービクル今のままで使えるんだか。どうなんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

新しくエアコンをつけるとしますと、2台増やした段階でキュービクルの増設が必要ということになっておりますので、そちらで考えております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） キュービクルはもうどうしようもないということだね、増やす分には。2つ増やしても、5つ増やしても、この1,000万以上の金はかかるということで、やむを得ないということね。分かりました。了解しました。

○議長（服部 晃君） ここで暫時休議いたします。

2時50分まで休みます。

（午後 2時37分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時50分）

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 44ページの5目の財産管理で、旧羽鳥小学校の解体工事請負費の280万の、さっき課長何か言ったんだけど、早口でよく聞き取れないから、もう一度ゆっくりしゃべって。

○議長（服部 晃君） 総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） お答えいたします。

大変失礼いたしました。先ほどの旧羽鳥小学校の解体工事の経費でございますが、こちらのほうにつきましては、羽鳥小学校の裏側に支障木が、木が立っておりますが、その支障木の伐採を追加工事といたしまして発注する予定をしておりましたので、その経費といたしまして280万円を計上したものでございます。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） じゃ、解体工事のほうじゃなくて伐採のほうの280万。これ伐採にすればいいのに、そうしたら。解体工事だから、当初予算で二千四百何十万と取っているわけだ。そうすると、280万出たということは予定と違って何か出たのかなというのが、そういうふうにするのが普通だと思うんだ。だから、伐採なら伐採でやってもらえれば、そのほうが分かりやすいと思います。内容分かりました。いや、この間、先週かな、通ったときは大体きれいになっていたから、ああ、もう整地終わったなと思って見てきたんだけど、今回280万も出たから、これからまたどこかやるわけなのかなと、そういうことです。

それでは、あと6目の企画費の小規模住宅造成工事業の測量委託料から補償料までずっと説明してくれないか、細かく。全協で村長から話はあったんだけど、ちょっと具体的にもう一度お願いします。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

6目のまず委託料ですが、その前に小規模団地の場所につきましては、役場の東側の火事があったところの場所になります。測量設計の委託で724万円、それから、小規模団地を造るに当たって、その場所だけではちょっと小さいので、その奥のビニールハウスが建っているところまでを購入して、4区画造成したいと考えております。その土地の購入代、2か所合わせまして、購入代として1,143万8,000円。ビニールハウスの補償費、それから、水道がそこ引かれていますので、そちらの移転とか、そういった補償で344万5,000円計上して

あります。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 4区画ということ分かりましたんですが、4区画を造成する、その後の予定というのは、大体住宅団地造ったら、例えば造成4区画造りました。はい、造成したやつを土地で売りますとか、それとも大里地区にある定住促進みたく建物を建てて貸すのか、その辺はどうなっていますか。まだそこまでは、大体団地を造るといふのにはその辺まで考えて造っているのかなと思うから、その辺まで、できれば。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

予定とすれば、4区画は取るんですが、一区画はお試し住宅として、今も移住定住、首都圏からとかいろいろ天栄村にすごく興味のある方々がいるもんですから、そういったところで使っていただく。あとは、分譲は小規模の分譲として、できれば若い方々に移住定住というような形につながるような、定住できるような、そういう形で販売をするというようなことで考えております。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） じゃ、1棟は村のほうで利用するというので、あと3棟は、例えばそれは今、若い人たちということは、ある程度やっぱり条件か何か、例えば子どもとか、これから結婚して村のために移住してあれするんだと、そういうような条件とか、何かそういったものはつけているんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

これから少子化、人口減少対策として、若い方々にやっぱり来ていただきたい、定住していただきたいというようなことで、これから、ご承認をいただいてから、そういったものは構築を、条件を整備していくという考えでございます。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 内容は大体分かりました。でも、あそここのところは、当然地質検査すると思いますが、地震対策などやって、多分お金もかなりかかるんじゃないかなんかと思ってるんですけども、その辺は十分に地質検査し、検討していい分譲地を造っていただきたいと思っております。

それと、あと用地の購入なんですけど、1,143万8,000円。あの辺で宅地でどのぐらいの評価を見て、その規模を出したんですか、金額。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

用地の価格でございますが、役場のふれあい広場を造る際に購入した価格で交渉していく考えで予算のほうは計上しております。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） ふれあい広場、芝生のところですね。そうすると、あそこは役場のほうで多分、ふれあいだからそっち側か。じゃ、違うのか。賃借料で役場のほうで売買するとき一番もめたのが、25年以上賃借していたのに対しては単価の20%減です。そういうことであの土地の交渉あったんです。それで、なかなか地権者が納得しなくて、それで最後にはもとの20%まで削らなかつたかな。よく単価、坪幾らだからちょっと覚えていないんだけど、そういう状況もあった。だから、その辺よく調べないと、多分こっちは地震で潰れたところは、いや、同じだな、単価。あのとき全員単価同じだから、その辺一坪何ぼぐらいになるの、ところで。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

ただいま用地の交渉をしているところでございますので、そこはご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） いや、単価がと言っていたから大体決まったのかなと思って。じゃ、これからね、土地のほうは。分かりました。

じゃ、補償料はハウスとか何かの壊してあれするから、その補償ね。分かりました。終わります。

ああ、議長、すみません。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） すみません、もう一つ聞かせて。50ページの農業振興費の中の負担金、補助及び交付金の中で、風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業負担金、これ初めて聞いたようなあれなんだけれども、その内容ちょっと教えてくれないか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

こちら、国県補助事業でございまして、園芸作物の生産体制の強化を図りたいという農家

に対して補助するものでございまして、こちら農協が事業実施主体となるということで、須賀川岩瀬管内で手を挙げていた農家さんの補助ということで、本村では2名が手を挙げられまして、キュウリの栽培農家さんに防虫ネットですとか、管理機、防除機の購入について補助を行うものでございます。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 分かりました。終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 50ページの農業施設費の中の工事請負費、村単用排水路整備事業工事請負費300万。これ、先ほど湯本地区の糯田の用水路というふうに伺ったんですけれども、場所とか具体的内容をもう少し聞かせてください。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

場所につきましては、以前に国道118号ののり面が崩れて、県のほうで修繕したところ、その箇所でございまして、どうしても下流際のますから排水が大雨のときに越流してしまうということもありまして、その先の側溝等を整備して越流がなくなるような形にしたいということで整備をするものでございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） あれは国道改良、用水路崩れるということで県がやった仕事ですよ。あれおかしいんですよ、設計が。国道から用水路に上がるのが、用水路の底のほうはかなり高くなっているんです。それを村でお金出して直すということですか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

県のほうとも協議させていただきました。ただ、議員おっしゃるとおり、国道からその先に行く、用水路に行くところが高いということで、水が高くなると流れていけないという部分もありまして、その先の用水路が国道よりは小さいものでもあるので、それを大きくしたりして、流れを良くするような形で対応していきたいということで、その先は村の管理ですので、そういった形でやらせていただきたいと思いますところがございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） ということは、国道側のところの工事はそのままにして、そこから先の用水路のほうを例えば底を低くするなりして改良するというふうな工事というふうな理解

でよろしいんですか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

今のところ、そのような形で進めていきたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） そうしますと、国道から、この予算ですと大体何メートルぐらい奥まで改良するのか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

予定では100メートルを予定しております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） それと、その用水路なんですけれども、冬期間になりますとかなり風雪が多くなりまして、用水路に積もった雪が冬期間落ちて、それがあふれ出して、我々結構集落で総出で直したりというふうなことがありますので、できれば上に蓋なりできるようなことも考えていただきたいというふうに思っております。

あと同じ用水路のずっと取水のほうの河内川のほうなんですけれども、6月に1か所底が抜けまして、今、応急で半分止まっていないんです。応急で流れるようなことで、そこからまた水が流れたりしております。その補修というのは、課長、伺っていますか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、漏水したということは集落のほうからも聞いておりますし、応急処置のほうもさせていただいた次第でございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今のところ応急処置なんですよね。これ、本格的に工事やらないと、あそこはどうしても上の体育館側から土砂が崩れ落ちて壊れるというふうなことがありますので、その本格的な工事とかというのは計画はしておりますか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

今のところ、どういった形がいいんだとか、そういったものもいろいろ県のほうとも相

談しながら、方策を見いだしているというところでございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） あそこは農業で使っている点もありますけれども、実はあそこは湯本集落の大事な防火用の用水路でもあるんです。あれ抜けると、湯本で火災等々発生しますと、水を取る場所がないんです。なので、単なる農業用の用水じゃないので、今考えておきますというふうに言われましたけれども、そこはきちっとやっていただかないと、本当に緊急のときに困りますので、よろしくお願いします、考えていただけるように。村長、どうですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

防災減災の観点から、そういったところはこれまでも優先的に進めてきておりますので、私も現地のほうちょっと確認しながら、今後整備に努めてまいりたいと考えます。

[「終わります」の声あり]

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第2、議案第24号 令和5年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、内山晴路君。

〔参事兼住民課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼住民課長（内山晴路君） 55ページをお願いいたします。

議案第24号 令和5年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和5年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ754万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,474万8,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ356万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,267万6,000円とする。

令和5年9月12日提出、天栄村長、添田勝幸。

58ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額3,006万9,000円の減。こちらは1節から3節まで国民健康保険税の賦課決定に伴う減でございます。

7款繰越金、1項繰越金、1目その他繰越金、補正額2,252万円の増。前年度繰越金の確定に伴う計上でございます。

歳出、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付分、1目一般被保険者医療給付費分、補正額57万1,000円の減。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、補正額23万6,000円の減。

3項介護納付金分、1目介護納付金分、補正額36万円の増。

1項から3項まで、納付金の確定によるものでございます。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、7目保険給付費等交付金償還金、補正額39万4,000円の増。こちらは令和4年度特別交付金のうち、特定健康診査分の精算確定に伴う返納金でございます。

9款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額749万6,000円の減でございます。

次のページをお願いいたします。

診療施設勘定、歳入、1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入、補正額120万円の減。

3目後期高齢者診療報酬収入、補正額430万円の減。

4目一部負担金収入、補正額59万円の減。

1目から4目につきましては、いずれも診療所における外来診療収入でございますが、ワクチン接種による外来収入減少や昨年の実績などを勘案して減額するものでございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額770万1,000円の減。こちらは一般会計からの繰入れとなります。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,735万8,000円の増。前年度繰越金確定に伴うものでございます。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額101万7,000円の増。こちら、1節及び3節の職員手当等に関する不足額を計上したものでございます。1節につきましては歳入に伴う不足分の計上、3節につきましては会計年度任用職員の不足分に関する計上でございます。10節につきましては消耗品の計上、また、施設修繕費としまして診療所の表示看板が経年劣化により変色していることから、その表示看板を修繕する費用として計上しております。17節につきましては診察用の椅子など、老朽化による更新のための費用でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額255万円の増でございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第3、議案第25号 令和5年度牧本財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） 62ページをお願いいたします。

議案第25号 令和5年度牧本財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和5年度牧本財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額63万7,000円のうちで、歳入を補正する。

令和5年9月12日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページの下の段をお願いいたします。

歳入予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額、4万3,000円の増。繰越額の確定によるものでございます。

5款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額4万3,000円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第4、議案第26号 令和5年度大里財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） 64ページをお願いいたします。

議案第26号 令和5年度大里財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和5年度大里財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額27万円のうちで、歳入を補正する。

令和5年9月12日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページの下の段をお願いいたします。

歳入予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額4万3,000円の増。繰越額の確定によるものでございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額4万3,000円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第5、議案第27号 令和5年度湯本財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯本支所長、星裕治君。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 66ページをご覧ください。

議案第27号 令和5年度湯本財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和5年度湯本財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額25万円のうちで、歳入を補正する。

令和5年9月12日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページの下段をご覧ください。

歳入予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、3款繰入金、2項繰入金、1目一般会計繰入金、補正額1万3,000円の減。繰入金の減であります。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1万3,000円の増。前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（服部 晃君） 日程第6、議案第28号 令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

- 産業課長（芳賀信弘君） 68ページをお願いいたします。

議案第28号 令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ161万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,389万8,000円とする。

令和5年9月12日提出、天栄村長、添田勝幸。

70ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額161万9,000円の減。前年度繰越金の確定によるものでございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額161万9,000円の減。一般会計繰出金の減でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

3時45分まで休みます。

（午後 3時28分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時45分）

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第7、議案第29号 令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 71ページをお願いいたします。

議案第29号 令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億607万1,000円とする。

令和5年9月12日提出、天栄村長、添田勝幸。

73ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額29万6,000円の増。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額47万4,000円の増。前年度繰越金の確定に

よるものでございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額77万円の増。14節工事請負費におきましては、下水道マンホール周辺等の自然沈下により通行に支障を来している箇所
の修繕工事等を計上しております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第8、議案第30号 令和5年度天栄村二岐専用水道特別会計補正
予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 74ページをお願いいたします。

議案第30号 令和5年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和5年度天栄村二岐専用水道特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ301万6,000円とする。

令和5年9月12日提出、天栄村長、添田勝幸。

76ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額75万1,000円の増。前年度繰越金の確定によるものでございます。

歳出、2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額75万1,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第9、議案第31号 令和5年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 77ページをお願いいたします。

議案第31号 令和5年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

す。

令和5年度天栄村簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額2,524万1,000円のうちで、歳入を補正する。

令和5年9月12日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

下段の歳入予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額62万8,000円の増。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額62万8,000円の減。前年度繰越金の確定によるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第10、議案第32号 令和5年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

[建設課長 櫻井幸治君登壇]

○建設課長（櫻井幸治君） 79ページをお願いいたします。

議案第32号 令和5年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和5年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万円を追加し、歳入歳出予算の増額を歳入歳出それぞれ312万2,000円とする。

令和5年9月12日提出、天栄村長、添田勝幸。

81ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1万1,000円の増。前年度繰越金の確定によるものでございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額138万9,000円の増。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額140万円の増。10節需用費の施設修繕費として処理施設内のブロアー交換に伴う修繕費の増によるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第11、議案第33号 令和5年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） 82ページをお願いいたします。

議案第33号 令和5年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和5年度天栄村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,097万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,122万3,000円とする。

令和5年9月12日提出、天栄村長、添田勝幸。

85ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額9,097万7,000円の増。こちらは繰越金の確定によるものです。

次のページをお願いします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額4万2,000円の増。こちらはOA機器の備品購入となっております。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額3,000万円の増。こちらは基金積立金でございます。

5款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、5目在宅医療・介護連携推進事業費、補正額4万4,000円の増。こちらにつきましては、須賀川、鏡石町との共同委託に係る按分率確定による増でございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、4,683万8,000円の増。こちらにつきましては、過年度の給付費確定による国県への償還金でございます。

6款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、1,254万5,000円の増。こちらは過年度の給付費確定に伴う一般会計への返還分でございます。

7款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額150万8,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第12、議案第34号 令和5年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、内山晴路君。

〔参事兼住民課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼住民課長（内山晴路君） 87ページをお願いいたします。

議案第34号 令和5年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和5年度天栄村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ411万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,927万6,000円とする。

令和5年9月12日提出、天栄村長、添田勝幸。

90ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、1目特別徴収保険料、補正額40万円の減。

2目普通徴収保険料、補正額370万円の増。

1目、2目ともに現年度の保険料の賦課決定に伴い計上したものでございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、4目保健事業費繰入金、補正額6万円の増。こちらは保健事業の不足分を繰入れするものでございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額75万7,000円の増。こちらは前年度からの繰越金の確定に伴う計上でございます。

歳出、2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額359万円の増。こちらは保険料の賦課決定に伴い納付金の額が確定したため、不足分を計上するものでございます。

3款保健事業費、1項保健事業費、1目保健事業費、補正額6万円の増。こちらは保健事業の人間ドック受診に係る委託料で、追加申込みのあった2名分、6万円を追加計上するものでございます。

5款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額46万7,000円の増でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第13、議案第35号 令和5年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 92ページをお願いいたします。

議案第35号 令和5年度天栄村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条、令和5年度天栄村水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条、令和5年度天栄村水道事業会計第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、第2項営業外収益、補正予算額264万4,000円の増。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、補正予算額264万4,000円の増。

令和5年9月12日提出、天栄村長、添田勝幸。

94ページをお願いいたします。

令和5年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

収益的収入及び支出。

収入、1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金、補正予算額264万4,000円の増。

支出、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、補正予算額100万円の減。こちらは2目配水及び給水費へ組み替えるものでございます。

2目配水及び給水費、補正予算額354万6,000円の増。6節修繕費におきましては、給水管などの修繕工事、10節材料費におきましては制水弁や空気弁などの表示板が劣化のため交換用表示板代として計上しております。

4目総係費、補正予算額9万8,000円の増。職員給与の不足分の増でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎各委員会閉会中の継続審査申出

○議長（服部 晃君） 日程第14、各委員会閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

初めに、議会運営委員会委員長、次に総務常任委員会委員長、続いて産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順によって申出願います。

議会運営委員会委員長、円谷要君。

〔議会運営委員会委員長 円谷 要君登壇〕

○議会運営委員会委員長（円谷 要君） 令和5年9月15日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会議会運営委員会委員長、円谷要。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

1、事 件 本会議の会期日程等議会運営に関する事項の審議及び決定並びに委員会運営に必要な調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申出を許します。

総務常任委員会委員長、小山克彦君。

〔総務常任委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○総務常任委員会委員長（小山克彦君） 令和5年9月15日、天栄村議会議長、服部晃殿。
天栄村議会総務常任委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。
記。

1、事 件（1）総務常任委員会所管業務に係る調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、産業建設常任委員会委員長からの申出を許します。

産業建設常任委員会委員長、渡部勉君。

〔産業建設常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（渡部 勉君） 令和5年9月15日、天栄村議会議長、服部晃殿。
天栄村議会産業建設常任委員会委員長、渡部勉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。
記。

1、事 件（1）産業建設常任委員会所管業務に係る調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付すること

に決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長からの申出を許します。

議会広報常任委員会委員長、揚妻一男君。

〔議会広報常任委員会委員長 揚妻一男君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（揚妻一男君） 令和5年9月15日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、揚妻一男。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）議会広報発行のための取材並びに編集及び調査研究、研修。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

以上で本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎招集者挨拶

○議長（服部 晃君） ここで招集者である村長から、閉会に当たり、挨拶があります。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 令和5年9月天栄村議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上

げます。

議員の皆様方におかれましては、9月12日から本日までの4日間にわたりまして、令和5年度一般会計補正予算をはじめ、村政当面の重要案件につきまして慎重なご審議を賜るとともに、令和4年度決算につきましても認定いただき、厚くお礼申し上げます。

本日成立を見ました各会計補正予算、さらには会期中に賜りましたご意見やご提言を踏まえ、引き続き各種施策に全力で取り組んでまいります。

間もなく秋分を迎えますが、まだまだ残暑が続く見込みであります。議員の皆様方におかれましては、これからも何かとご多忙のことと存じますが、健康に留意され、村政に対しなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（服部 晃君） これで招集者挨拶を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（服部 晃君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和5年9月天栄村議会定例会を閉会いたします。

なお、この後、全員協議会を開催しますので、議員の方は議員控室にお集まりください。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 4時14分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年11月27日

議 長 服 部 晃

署 名 議 員 大 須 賀 溪 仁

署 名 議 員 北 畠 正

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
報告1号	地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について	9月12日	—
議案1号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	9月12日	同意
2号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	9月12日	同意
3号	天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	9月12日	原案可決
4号	天栄村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	9月12日	原案可決
5号	天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	9月12日	原案可決
6号	天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	9月12日	原案可決
7号	天栄村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9月12日	原案可決
8号	工事請負契約の締結について	9月12日	原案可決
9号	令和4年度天栄村一般会計決算認定について	9月14日	認定
10号	令和4年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について	9月14日	認定
11号	令和4年度牧本財産区特別会計決算認定について	9月14日	認定
12号	令和4年度大里財産区特別会計決算認定について	9月14日	認定
13号	令和4年度湯本財産区特別会計決算認定について	9月14日	認定
14号	令和4年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について	9月14日	認定
15号	令和4年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について	9月14日	認定
16号	令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について	9月14日	認定

議案番号	件名	議決月日	結果
17号	令和4年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について	9月14日	認定
18号	令和4年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について	9月14日	認定
19号	令和4年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について	9月14日	認定
20号	令和4年度天栄村介護保険特別会計決算認定について	9月14日	認定
21号	令和4年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月14日	認定
22号	令和4年度天栄村水道事業会計決算認定について	9月14日	認定
23号	令和5年度天栄村一般会計補正予算について	9月15日	原案可決
24号	令和5年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	9月15日	原案可決
25号	令和5年度牧本財産区特別会計補正予算について	9月15日	原案可決
26号	令和5年度大里財産区特別会計補正予算について	9月15日	原案可決
27号	令和5年度湯本財産区特別会計補正予算について	9月15日	原案可決
28号	令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について	9月15日	原案可決
29号	令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について	9月15日	原案可決
30号	令和5年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について	9月15日	原案可決
31号	令和5年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について	9月15日	原案可決
32号	令和5年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算について	9月15日	原案可決
33号	令和5年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	9月15日	原案可決
34号	令和5年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について	9月15日	原案可決
35号	令和5年度天栄村水道事業会計補正予算について	9月15日	原案可決